平成6年10月7日第三種郵便物許可　平成17年12月25日発行／毎月1回25日発行／1月号（No. 144）

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

J+C ECONOMIC JOURNAL

800yen

日中経協ジャーナル http://www.jc-web.or.jp

1
No.144
2006

［新春特集1］
アジアを牽引する日中関係の行方を占う

［新春特集2］
健全な経済発展のために中国が切望する日本の“環境技術力”

［中国産業ガイド］
WTO加盟5年目の中国―規制緩和の現状と残された課題

［CHINA TREND CHECK］
内陸拠点都市成都の基幹産業と主力企業の動向

［中国ビジネスQ&A］
改正後会社法は外商投資企業に適用されますか？

循環型社会構築に日中共同で挑戦を

明けましておめでとうございます。

皆様にはご健勝にて新しい年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

グローバル化への期待と共に明けた21世紀も早5年が経ちました。この間、アジアは貿易投資の拡大を通じて高い経済発展を遂げ、世界の成長センターとしての地位を確実なものにしました。その中でわが国は依然世界第2の経済大国の地位を占め、景気回復への歩みも着実なものになっています。一方、中国は年平均9%以上という高成長を維持し、世界の工場、世界の市場として国際的存在感・影響力を高めています。

しかし同時に、中国の急速な発展から生じた様々なひずみが大きな不安定要因として、その将来に立ちはだかるようになってきました。そのひずみの最たるものは、エネルギー問題と貧富の格差拡大です。

特にエネルギーについては、中国は現在、世界第2のエネルギー消費国であり、その一次エネルギー消費は毎年5%という率で膨張しています。エネルギー消費の約7割を石炭に依存する構造のため、二酸化炭素の排出量は大きく、地球温暖化への影響が懸念される他、都市化や自動車の普及による大気汚染、水不足、砂漠化、公害など深刻な課題に直面しています。エネルギー利用もまだ非効率で、大量の資源・エネルギーが浪費されており、中国の増大する資源・エネルギー消費が進めば、地球に大きな負担を強いると共に、日本にも直接・間接に大きな影響を及ぼすことは不可避です。

日中経済協会は、昨年9月の日中経協訪中代表団と温家宝総理との会談に基づき、中国が新五カ年計画でめざす循環型社会の建設に積極的に対応し、この分野で世界最高水準の技術と経験を持つ日本企業の立場から協力し、今年前半を目処に日中間で省エネルギー・環境に関する対話の場として「フォーラム」を開催することを計画しております。こうした活動を通じて、日中関係の困難な局面打開の糸口とし、長期的視点での日中共生、日中協力を打ち出し、各方面での対話、協力の機運向上を促したいと考えております。

このように、社会と自然の調和というグローバルな課題に日中の人的交流を通じて取り組むことは、二千年にわたる双方の交流史に新たなステージを切り拓くものと確信しています。

2006年も引き続き、日中経済協会の活動に一層のご理解と、ご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

財団法人日中経済協会会長
千速 晃
（新日本製鐵株式会社代表取締役会長）

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌
J+C ECONOMIC JOURNAL
日中経協ジャーナル http://www.jc-web.or.jp
2006
1
No.144

P.13

P.12

P.22

CONTENTS

新年のご挨拶
循環型社会構築に日中共同で挑戦を
千速 晃 1

新春特集1
アジアを牽引する日中関係の行方を占う
●高成長を続ける中国経済の行方は
失業問題等の負の遺産をどうするか
●2006年以降の中国経済を展望する
日・欧・米・香港・台湾企業現地トップはこう見る（北京、上海、昆山、厦門、南寧、香港から）
渡辺利夫 4

新春特集2
健全な経済発展のために
中国が切望する日本の“環境技術力”
日中経済協会環境委員会と国家発展改革委員会環境資源総合利用司の共催による第4回日中環境産業協力会議が青島市で開かれた。資源利用効率の向上、循環型社会の構築は中国にとっても焦眉の急である。日中はこの分野でどのようなパートナーシップを築けるのか、日本側団長の藤村宏幸氏が語る。
藤村宏幸 12

中国産業ガイド
WTO加盟5年目の中国
―規制緩和の現状と残された課題
05年より中国はWTO加盟後の「ポスト過渡期」に入った。加盟協議の中で主要産業に与えられた移行期間は大部分が終了し、加盟に基づく市場開放はいよいよ最終段階を迎える。
熊琳 18

P.13

P.15

P.11

P.4

CHINA TREND CHECK 22

内陸拠点都市成都の基幹産業と主力企業の動向 ■何怡

航空機、金型、自動車、電子、ソフトウエア、情報家電、製薬・化工

四川省は特にITをはじめとするハイテク分野では、内陸というハンディを負いながらも地場人材の育成に努めて積極的に外資を取り込み、注目すべき成果を挙げつつある。成都ハイテクパークの協力を得て、省都・成都の基幹産業を形成する航空機、金型、自動車、電子、ソフトウエア、情報家電、製薬・化工の主力企業の現状をまとめた。

中国ビジネスQ&A 26

改正後会社法は外商投資企業に適用されますか? ■趙雪巍

中国の会社法が先日改正され、2006年1月1日から施行と聞いています。改正後会社法は、外国企業の中国投資にも適用されるのでしょうか。特に、合弁企業にとってどのような影響があるのでしょうか。

東北コーナー 39

図們江プロジェクトの過去と将来 ■吉田 進

—05年11月24日、日中東北開発協会理事会における講演から

北東アジアは、アジアの面積の約20%を占め、人口は3億3800万人に達する。従来から日本、韓国の資本・技術、中国・北朝鮮の労働力と市場、ロシアの資源が補完的に結び付けばこの地域の発展に貢献することが理論として体系化されている。北東アジア経済圏構築に向けたこれまでの取り組みを振り返り、直面する障碍と課題を明らかにする。

■好評連載

17 現地便り
華やかさ増す北京の"広告生活"

28 制度情報
2005年10～11月の法令から

36 中国企業ランキング
中国の工業企業ランキング—200社リスト(中)

38 情報クリップ
中国共産党中央党校、日本の行政、経済、環境を視察、他

■データファイル

43 DATA ROOM
中国・日中の主要経済指標、2005年10月の日中貿易統計

47 主な出来事
2005年10月

P.22

財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

本誌に記載されている記事などの内容や意見は、
外部原稿を含め執筆者個人に属し、
日中経済協会の公式意見を示すものではありません。

アジアを牽引する日中関係の行方を占う

高成長を続ける中国経済の行方は

失業問題等の負の遺産をどうするか

新春特集 1

拓殖大学学長　渡辺利夫教授に聞く

聞き手：日中経済協会調査部長 藤原弘

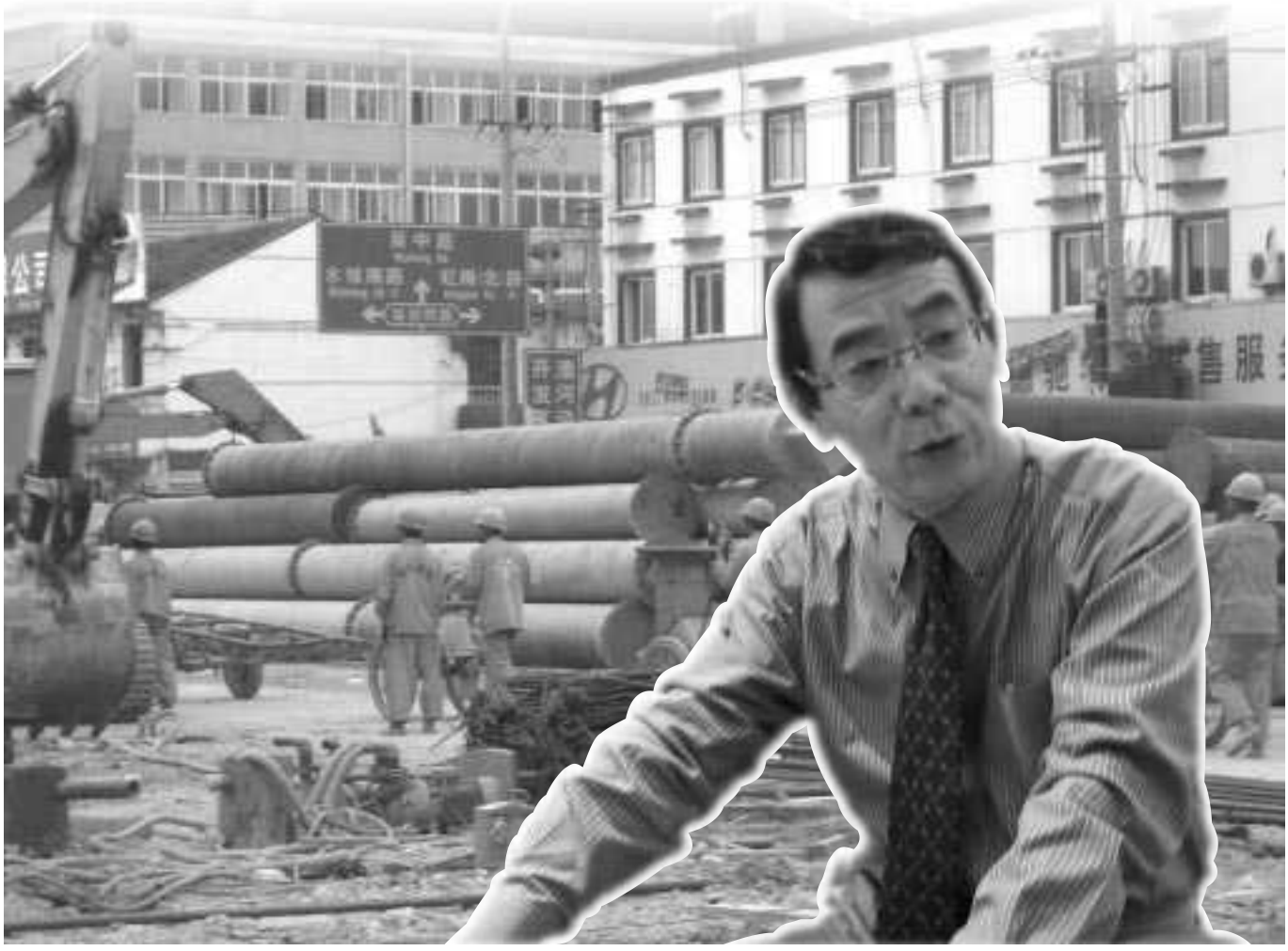

沿海部の発展を支える出稼ぎ労働者（上海駅前広場の工事現場で）

■中国経済の今後の動向をどのように見ますか。

今後20年くらいのスパンで言えば明るい見通しは立てにくい。これまで蓄積された負の遺産を解消するのに膨大なエネルギーを注ぎ込まなければならないからです。負の遺産のうち最大のものは失業問題です。中国の統計によりますと都市部失業率は3～4％ですが、西側と同じ統計概念で計測すれば12％は超えます。都市就業者2億4000万人のうち3000万人が失業者です。

さらに問題は農村です。中国社会科学院の推計では農村の潜在失業者は1億6000万人。WTO加盟の経過期間が終わり、農産物輸入自由化が始まれば、中国の農産物は国際競争力がないため相当数が顕在失業者になる。最近の国務院新聞弁公室の雇用白書によれば内陸から沿海部への出稼ぎなどの流動人口は既に1億人に近い。彼らの多くは失業者か、そうでなくとも建設現場、レストランなどの不安定で条件の悪いところで働いている不完全就業者です。これら社会的不満層が増えていけば政治不安の原因になる可能性があります。膨大な労働供給圧力にどう対処するかが中国の抱える最大の問題です。

■中国政府は20年のGDPを2000年の4倍にし、小康社会の実現を目指していますが。

それには年7・2%の成長が必要です。ところが01~20年の間、年率7・2%で成長したと仮定して新規の労働需要数と労働供給数を試算しても、この間の失業者数は減りません。成長経済で潜在力がありますから平均7・2%の成長は充分あり得ますが、それは中国にとって決して高成長ではない。感覚的にいうと7・2%は我々の社会では0%です。北京五輪や上海万博が終わる頃に成長促進メカニズムが抑制メカニズムを下回る成長の屈折点を迎えるものと予想されます。国務院発展研究センターの試算でも最初の10年は7・4%、後の10年は6・8%で平均7・2%です。中国政府も屈折点がその辺にありそうだという感じは持っているわけでしょう。抑制メカニズムとは何かというと、一つは国債発行が限界に近づくこと。2番目に少子高齢化の社会的負担。3番目にエネルギー不足。4番目に環境負荷、特に華北の水不足です。こうしたネガティブな要因が成長を抑えるように作用し始めるのが10年頃です。それまでは政府が五輪、万博と国運を賭けたイベントのために何とかしてエンジンを噴かしていくでしょう。

人口3,000人の漁村から20年で急成長した深圳

加えて今の中国はマクロコントロールが効かなくなっています。04年の鉄鋼、アルミ、セメントなど固定資産投資の対前年伸び率は異常な高さでした。政府は全力でこれに立ち向かいましたが、中央プロジェクトは抑え込んでも地方のそれは抑えられていない。固定資産投資額で見ると地方プロジェクトは中央の6倍大きいのです。地方権力が強まり、彼らは中央のいうことに聞く耳を持たなくなっています。

■中国にとっては対外経済という要因も重要ですね。

一般に、国土面積、GDP、人口など規模が大きくなればなるほど対外依存度は下がるというのが経験則です。ところが中国は唯一の例外です。貿易依存度も対外投資依存度も極めて高い。外的影響に非常に左右されやすい体質になっています。特に注目すべきは対外直接投資依存度の高さです。IT部門、自動車などですが、ハイテク部門になればなるほど外資のシェアが圧倒的です。

■海外から導入した技術は中国企業に蓄積されているのでしょうか。

外国直接投資は海外の企業に恩典を与えて導入したものです。外資が高付加価値部門を握り、圧倒的な市場シェアを持ち、民族系企業はその中に参入できないという構造が作り出されてしまいました。高成長が続いているうちはいいが、若干でも陰りが出れば国内から強い反発が出るでしょうね。中国は、多国籍企業の持つバリューチェーン(価値連鎖)の中で一番低いものだけを担わされています。ITといっても部品を調達し加工し組み立てるだけです。技術開発や企画設計、マーケティング等は多国籍企業が担う。中国が活力があるように見えるのは、実は低付加価値でも儲かるために回転率を高めてこれを補わなければならないからです。中国でのR&D投資が増えてきたといっても地場企業がR&Dを増加する兆しはありません。しかも、そのR&Dは多国籍企業の製品を中国人に親和的なものにするための研究です。さらにいえば、中国のIT産業の7割は実は台湾企業が担っている。その台湾企業は日欧米企業のOEM生産です。結局、台湾企業を通じてその背後にある多国籍企業の生産体系の中に中国が組み込まれているという構図です。

■これが本当に中国の経済発展につながるのでしょうか。

基幹部品や基礎的製造機器といった産業を発展させなければ持続的な経済成長は無理だということです。このことに中国政府は早く気づかなければならない。とはいえ、外資を入れて高成長を持続しなければ国が持たないと言うのが中国のジレンマです。

■今後の日中関係の見通しは。

日中関係を経済について捉える限り、両者は補完関係ですから、どちらが勝った負けたということはありません。問題は政治です。人口大国の中国が経済大国になり、軍事大国に

中国のITを支える台湾企業

もなった。中国の政治軍事的膨張が日中関係に摩擦をもたらし、その度合いは益々高まるでしょう。摩擦の本質は中国の地域覇権主義的な行動です。大国がエネルギー供給や安全保障を万全なものにするためには覇権を握らなければならない。覇権主義とは他国の覇権を認めないことだと定義されています。

中国は東アジアのもう一つの大国、日本の覇権を認めないが、そのための手段が東アジア共同体だと私は考えます。東アジア共同体を作り、日本をこの中に招き入れ、日本外交のベクトルを東アジアに向けさせる。それにより日本を米国から離させようとする。日本は戦略を持っていませんから共同体のリーダーシップを取れません。中国の石油消費量は近々厖大なものとなるでしょう。石油の最大の供給源である中近東から極東の間に長大なシーレーンが発生し、その真上に台湾が乗っています。中国はこの構造を崩したい。

石油の安定輸入を盤石なものにしなければ中国の発展はありえないとするならば、中国が覇権主義行動に傾いていくことは当然です。資源不足の超大国の経済成長それ自身が覇権主義を余儀なくさせているのです。これは中国がどう考えるかではなく、生きていくためにそうせざるを得ないと言う、生存に関わるテーマです。

■その意味でも台湾問題は焦点ですね。

中台の歴史の中でこの2～3年ほど緊張している時期はありません。陳水扁政権が2期目にあり、本土化意識が非常に強まり、民意によって対中政策が決まる。この現状を放置すれば、台湾は自分の手の届かないところに行ってしまうと言う恐怖が中国に生まれています。「反国家分裂法」とはその恐怖の産物です。

■すると、今後の日中関係をどういう形で構築していけばよいのでしょうか。

対中政策は即ち対米政策だというのが私の結論です。普天間基地移転など米軍の再編をめぐり日米は水面下で非常に緊張している。日本に対する米国の信頼が根底から揺らぎかねないという危険意識を日本は持たねばなりません。先日、ブッシュ大統領訪日の際、小泉首相は日米関係を良くすることは日韓、日中関係を良くすることにつながると言いましたが、私も同じ考えです。日本の背後に米国があるからこそ日中と日韓がうまくいくのであって、それを取り外されたら日本は中国にとって大して怖くない存在になってしまいますよ。

■率直な対話を行うためにも客観的な歴史事実の検証が必要ではないでしょうか。

そうしたことに希望をつなぐわけにはいきません。中国も日本も、自らの生存を全うするために自国のポジションを固めなければいけない。日本はポスト近代の1億2000万人の個々の意見がある社会です。この社会が一党独裁国家と真正面からぶつかって勝ち目があるかどうか。

人間関係には親しくなればなるほど尊敬と信頼が増す一方、憎悪も増すという両面性がある。私どもは距離感という感覚を磨かなければならない。中国やロシアといったユーラシア大陸と日本はどうつきあうのか。永遠のテーマですね。

また、米国の太平洋貿易・投資が大西洋のそれを上回り、西岸の都市がアジアパワーで発展しているように、米国がアジア化し、米国も東アジアの一員という状況が生まれています。米国、日本、台湾、ASEAN諸国、オーストラリア、ニュージーランドという南北軸の連携を強め、大陸アジアを牽制しながら生きていくという距離感覚が必要なのです。JC

（05年11月29日東京全日空ホテルにて　まとめ山本祐子）

2006年以降の中国経済を展望する

日・欧・米・香港・台湾企業現地トップはこう見る

北京、上海、昆山、厦門、南寧、香港から

〈日本〉 *Japan*

■株式会社東芝　平田信正・中国総代表

―今後の中国経済をどう見るか。

第11次五カ年計画は、一人当たりGDPを00年比で倍増させるとの目標を立て、8～9％程度の成長を目指すと言われているが、第10次計画の達成率を見れば十分に達成可能だと思う。08年の北京五輪、10年の上海万博を考慮すれば、前倒しで達成されるだろう。過去の党大会と景気循環のサイクルからみて07～08年頃にピークを迎えるのではないか。

―東芝の中国ビジネス展開をどう考えているか。

05年の傘下現法数は64社だが、来年にはさらに5～6社増えて会社数としてはピークを迎えるだろう。再編・統合により経営の効率化を図っていきたい。総投資額11億ドル、従業員数2万人、05年の事業規模は8,500億円を見込む。06～07年には事業規模1兆円達成が視野に入る。システムインフラについては今後の中国の発電能力増強に乗って電力関係9社の安定成長が期待できる。火力に加えて水力が伸びると思われ、さらに原子力発電所も多数計画されているので当社のBWR（沸騰水型原子炉）タイプなどにもチャンスが出てくるだろう。社会インフラでは、11次五カ年計画でGDP単位当たりエネルギー消費20％削減が打ち出されることがビジネスチャンスを生む。大量輸送のための鉄道関係や公害防止関係のビジネスの伸びが期待できる。BtoCの分野では、ブラウン管テレビは競争が厳しいが、今後は液晶のシェアが大きく増えると見ている。パソコンでも当社が手がけるノートPC市場は22.5％も成長しており、PC市場全体の成長率13.5％よりずっと速い。AV機器は北京五輪に向かって高画質・大画面化が進むので、何としても勝ち残っていきたい。

―中国ビジネスの課題と対応策は。

経営の現地化、すなわち人材を育成して抜擢していくことが最大の課題。教育担当部長も置き、03年からは東芝中国アカデミーを設置して中国語で様々なレベルの教育をする態勢を整える。国際認定資格を持つ中国人教育指導者も多数育てている。日本人だからポストが保証されるという時代ではなく、日本人が中国に赴任して中国人の上司に仕えるケースも増えている。研究開発力強化も課題だ。2年半で国際的に高いレベルの認定を受けた東芝中国研究所には50人の博士級の研究者がおり、本社および米国、英国の研究所とも連携している。中国国内1,000人の研究開発担当者を結び、さらに大学等とも結ぶネットワークも作っている。東芝（中国）有限公司は中国のグループ企業全体の企業戦略・投資戦略、メデイア対応、中央政府との調整などの役割を担う。法務、戦略経理、グループ内金融などのバックオフィス機能のみならず、中国総代表を補佐して全体戦略を統括し、グループ全体の課題に対処して企業統治を強化している。

―これからの事業展開のポイントは何か。

競争に勝ち残り利益を出していくには技術力、（商品力）、ブランド力をさらに高めるしかないが、特効薬はなく一朝一夕にはできない。順調な時にこそ足元を固め、経営の現地化・人材の育成を着実に進める。中国市場の競争は世界で最も激しい。大型カラーTVの価格は液晶の登場で3分の1になったし、ノートPCでも利益は簡単には出なくなった。突然利益が出る事業など存在しない。経営の現地化を進め、着実に人材を育成していくことが最も重要だ。SARS、反日デモ、鳥インフルエンザなどいろいろあるが、どの国にもリスクはある。常に想定外の事象が起きると考え、一喜一憂せず良い緊張感を持ち続けなくてはならない。東芝中国集団は中国の会社であり、中国の人々と共に活動し、中国の企業として社会に貢献していきたい。

（聞き手・文責：北京事務所長　高島竜祐）

〈欧州〉 *Europe*

■中国イタリア商会　エリカ・スターレス秘書長

China-Italy Chamber of Commerce Secretary General Erica De Stales

―中国におけるイタリア企業の活動状況は。

イタリア系企業・駐在事務所は中国に1,200以上あり、当商会はうち350社以上を会員として擁する。北京、上海、広州、深圳、天津、山東等に分布し、特に上海、北京に集中している。イタリア企業の中国投資は04年は前年比46％の大幅な増加をみた。05年1～5月では前年同期比28％増となったものの通年では横ばいと思われる。欧州全体も同様だろう。05年1～9月でイタリアの対中輸出は10.5％増

エリカ・スターレス秘書長（左2）と高島竜祐北京事務所長（右2）

加したが、イタリアの輸入額は30%増であった。各社の経営は概ね順調であり、北京五輪も絶好のチャンスと捉えて大手が早くから受注運動を行っている。ただ中小企業はようやく腰をあげた状況で、時間とチャンスはあまり残されていないようだ。

―中国における事業リスクは。

SARSや鳥インフルエンザ、自然災害など中国特有のリスクが大きいことについては日本企業と同じ認識である。イタリア政府は中国の経済発展は自国にとってマイナスの側面もあると見ている。イタリアの重要な産業分野で中国が低コストで製品価格が安いことが問題だ。労働コストの上昇は企業により異なるが、広州周辺では労働力不足のため賃金が上昇しているのは間違いない。広東では農村で人材研修を行い雇用しようという動きがあるが、そうすれば安く済むからだ。

―中国ビジネスにおける課題は。

欧州全体の問題だが、中国の輸出拡大に伴う貿易摩擦の問題がある。特に繊維企業の多いイタリアにとって繊維割当の取消しがもたらす貿易摩擦は影響が大きい。9月にEU委員会のマンデルソン委員が解決を図ったが今後とも摩擦は残るだろう。イタリア企業の投資は、上海はじめ華東地域に集中する傾向がある。理由は、イタリア企業は先進的地域を好むためと、既存の投資企業から話を聞きその経験に沿って投資を考えるからで、知らない土地は情報がないため敬遠される。商会としては、東北など各地への投資も考慮できるよう方法を考えたい。また中国では知的財産権保護が大きな課題だ。税制についても各地で運用が異なるという問題がある。

（聞き手・文責：高島竜祐）

〈米国〉 *U.S.A.*

■APCO CHINA CREDENTAILS社
クリスチアン・マーク社長 （前北京米国商工会議所会頭）

―中国経済の見通しは。

06年だけでなく、それ以降も高成長を見せると思う。内需・外需共に旺盛であり、外国企業の対中投資も高いレベルで推移している。中期的には中国は資金をもう少し効果的に活用するよう経済発展モデルを調整し、省資源、環境保護、安全性および危機管理を徹底する必要性に直面することになろう。その意味では我々は現在転換期に差し掛かっている。中国で行われている政策論議は経済発展の継続性に焦点が絞られていることにそれが窺われる。

―米国企業の対中投資の見通しは。

今後とも高いレベルで増える。中国国内市場を狙ったビジネス戦略を積極的に展開することになろう。

―米国企業は内陸部をどう見ているか。

明らかに中西部・東北部の二級都市を狙ったビジネス戦略を展開している。しかし、私の見るところ、その対中投資の多く、とりわけ新規投資は実際には北京・天津や、上海、珠江地域へと向かっている。

（聞き手・文責：調査部長　藤原弘）

■上海米国商工会議所

―在中米国企業は中国経済をどのように見ているか。

毎年、上海と北京の米国商工会議所は450社の会員企業に対し共同で中国ビジネスに関するアンケート調査を実施している。05年の調査ではその回答は非常に積極的だった。回答企業の92%が今後5年間の中国ビジネスを「慎重ながら明るい見方をしている」と回答。68%が04年の収益状況を「利益を上げた」もしくは「非常な収益を上げた」と回答。82%が04年にビジネスを拡大し、56%が中国市場でのシェアを拡大したと回答した。調査対象の83%は中国市場での内販もしくは米国以外の市場に製品・サービスを供給するビジネスを行っている。当所としては、中国進出米国企業の多くは中国のおかげで中国と共に発展していることを強調したい。

―米国企業にとって中国ビジネスにおけるリスクは何か。

「04年はどのような要因が収益に大きく影響したか」と質問したところ、第1の要因は製品シフト（40%）であった。このことは米国企業が中国市場に適した製品の供給を学習しつつあることを意味する。第2の要因は経済の規模の変化で（37%）、このことは米国企業は中国市場で生産を拡大し、中国市場に精通しつつあることを意味する。

一方、直面する大問題として知的財産権保護が取り上げられている。米国税関によると、米国に輸出される模造品の66%が中国からで、中国は模造品の主要な原産国だ。次いでロシアだが、その割合は5%である。今回のアンケート調査でも80%の米国企業が、中国での知財権保護は効果がない、もしくは全く効果がないと回答している。この問題は上海では特に関心が高い。上海市は積極的にハイテク産業を育成しようとしているが、知財権リスクは対中投資企業の利益を損なうからだ。回答企業の44%が「知財権保護がなければR&Dの対中移転に影響する」、米国ハイテク企業49社のうち73%が「知財権保護が不十分なためにR&D設備への投資に影響した」と回答している。

さらに深刻な問題は経営スタッフの不足だ。これは多くの外国企業の中国ビジネス拡大に伴う問題である。05年にはこれが中国進出米国企業の最大の問題となった。その他にも官僚主義的政府機関、明確でない法制度、透明性の欠如といった問題が米国企業から指摘されている。

―上海米国商工会議所の役割は。

我々は米国企業や米国ビジネスパーソンを19の産業分科会に参加させている。これら分科会は、マーケテイングから税金、

財務、建設から製造業まで幅広く問題や産業を取り上げている。さらに米国企業の好ましいビジネス環境を創造するため、中米両国政府に対するロビー活動を支援している。中国政府には知財権保護、法制度の透明性強化等の解決を強く求める要望書を提出した。米国政府には中国人が訪米する際のビザ申請手続きの簡素化を要求している。中国進出米国企業が中国人スタッフを米国研修や短期プロジェクトに派遣する際にビザ発給の問題が出ている。また、年間約200のイベントがあり、今冬は大規模総合イベント「ANNUAL CHARITY BALL」と称する慈善事業を行った。12月初旬にはバージングループ会長サー・リチャード・ブランソンを招くことを企画。さらに従業員の給与、補償についての説明会や、洋山港見学、鳥インフルエンザ対応策等の説明会も開催した。

（まとめ・文責：藤原弘）

■南寧市高技術産業開発区管理委員会招商局
アンドリュー・グラデイ　プロジェクトコンサルタント

―中国経済の05年の回顧と06年の見通しは。

世銀は中国が06年も健全に経済成長を遂げ、8.7%の伸び率を達成するとみている。中国経済が05年に直面した最大の試練は人民元の切り上げであった。中国政府は1ドル8.27元から8.02元へというわずかな切上げ幅でこの問題に関する議論を抑え込んだ。この中国金融当局が様々なレベルで採った動きは次の2つの効果をもたらした。①中国政府はより自由化された市場経済を促進することを約束することにより米国議会における対中制裁の議論を封じ込めた。②しかも人民元切り上げ幅はわずかであり、中国の輸出企業に影響を及ぼすほどではなかった。このことは06年も中国の輸出は非常な競争力を維持することを意味する。また、この輸出競争力をベースに中国は引き続き外資を吸収し、人民元を結果的に強くする。さらに06年は国内需要が経済成長を牽引する役割を増すことになろう。これからは調和の取れた社会の実現に向けた措置が胡錦涛政権の主要な政策目的となり、発展地域の高い可処分所得が消費を刺激し、過剰生産能力を減少させる。つまり、中国はこれからも強力な輸出力、広範な産業における収益率そして低いインフレ率を梃子に高い経済成長を引き続き達成する。06年の米国の経済成長率はOECDによれば3.7%なので、中国経済の牽引車は引き続き輸出ということになるが、国内需要も中国経済でより大きな役割を果たしつつあることに注目したい。米国企業はこの国内需要の拡大に焦点をあてビジネス戦略を展開しようとしている。このうち、ウオルマート、スターバックスおよびGMは中国市場で成功しているが、フォードおよびピザハットはそうでもない。中国市場も多様化しており、ビジネス戦略も市場の多様化に関する特徴をうまく捉えなければならない。私の見るところ、建設・都市化で、設計や国内市場向け製品をもつ企業は可能性がある。二番目は銀行部門の規制緩和。金融部門における中国での投資機会は限定されているが、米国の金融サービス関連会社は世界最高水準であり、中国の個人預金に大きな市場を望める。三番目は教育サービス。従業員の技術訓練や大学入試、海外留学をサポートできる企業は大きな市場を期待できよう。一方、自動車産業は生産過剰、低関税率、競争の激化などの問題を抱え、06年は多難な年となり、収益の減少を招くであろう。

―米国企業は内陸部をどう見ているか。

米国企業は内陸部の投資機会を求めて、積極的なビジネス戦略を展開するであろう。東部沿海部の土地価格の暴騰が問題となり、労働力も以前ほど豊富でなくなった。若年層の多くは一人っ子政策の結果、故郷の近辺に留まることを希望し、遠隔地への移動を嫌う傾向がある。内資外資を問わず競争が一層激化し、東部沿海地域でのビジネスが難しくなっている。そして最も重要な点は、西部に進出する企業に対する中国政府の支援と優遇策が米国企業の内陸部進出の大きな要因となることだ。これら要因のすべてが西部に新しく設立された企業、既進出企業に対して大きなビジネスチャンスを提供しよう。

成都、南寧、長沙といった地域経済の中核都市は市場も巨大、労働力も豊富、電力も十分で、インフラも整備されている。製造企業が西部に進出すれば、安い労働コスト、安い土地代、安い税金などの恩典により沿海部に比べ高い運送コストを相殺できよう。西部地域のメリットを活かした適切なビジネス戦略を展開しない企業はそれだけでリスクを負うことになろう。

（まとめ・文責：藤原弘）

〈台湾〉 *Taiwan*

■雨傘メーカー（厦門）

―中国経済をどう見るか。

中国経済は引き続きかなりのスピードで発展するが、その速度は下がる。中台の三通（通商・通航・通信）が開放されれば時間・物流面で節約が期待できる。現在も金門の小三通が行われており、半日で台北もしくは台中に運送が可能だ。

―中国ビジネスの現状と展望は。

OEM方式で欧州企業のブランド製品の委託加工を行っている。既に欧州ブランドの購入権を得ており、中国でこの製品を売り込み、中国国内市場への参入を本格化したい。

―中国ビジネスの重点戦略は。

中国の生産拠点を活用し、研究開発を強化し、新製品の開発設計を行うことを検討中。これにより中国国内市場のシェアを高めると共に、開発する製品で中国だけでなく海外にも打って出たい。

■金融サービス(昆山)

―中国経済をどう見るか。

台湾と大陸の競争は、既に政治と産業面での競争から資金力と消費力の面での競争に転化している。

―中国ビジネスの現状と展望は。

台湾にはそれほど多くの資金需要はない。多くの台湾企業は積極的に大陸に生産能力を移転し、資金需要も大陸に集中している。台湾の本社は単なる抜け殻のような存在だ。有形資産はすべて大陸に集中し、さらに大陸投資を増加しようとしている。台湾企業は生産面での資金需要を満たさなければならず、外貨を台湾に送金することは難しい。

―中国ビジネスの重点戦略は。

台湾企業は引き続き大陸投資を拡大し、不動産に投資し、強大な消費力をもたらしている。大陸は台湾の最大の貿易パートナーであり、04年の両岸貿易は800億ドルに達した。しかし目下、台湾は大陸に銀行を設立できない。両岸経済が急速に拡大し緊密な関係を強める中で、大陸に台湾の銀行がないことは不思議だ。

■家電メーカー(昆山)

―中国経済の見通しは。

台湾の電子・電機関連企業のほとんどが中国に生産拠点を移転しているが、そのために台湾では受注ができなくなっている。この事実からも中国経済の前途は無限であるといえる。

―中国ビジネスの現状と展望は。

中国市場に進出したのは最近。最初は東南アジアに生産拠点を設立した。昆山には3年前に進出した。8万平方メートルの工場用地を取得したが、今は3分の1しか使用していない。従業員は500名。十分に発展の空間がある。

―中国ビジネスの重点戦略は。

工場の生産能力を毎年拡大する。今後3年で未使用の工場用地を完全に活用し、従業員も3,000人に増やす。同時に主要製品の生産を台湾から昆山にさらに移転させる。また、金型製造技術を導入し、近隣の顧客企業金型部品を供給するとともに、新たな製品開発も検討している。

■検査サービス(昆山)

―中国経済の見通しは。

中国経済は今後とも急速な発展をみせる。しかし、相対的に市場競争は一層激化することになろう。

―中国ビジネスの現状と展望は。

中国は世界の生産工場になり、台湾メーカー、特に電子・電機はほとんど中国に生産を移転した。台湾では少数のスタッフが本社の留守を守っているのが現状だ。機械設備はすべて大陸へ移転されたわけではないが、台湾で使用されることもなく放置されているものもある。検査サービスの受注もほとんど海外からで、件数も急減して全盛期の4分の1に落ちた。顧客の要望に従い中国に進出してビジネスの発展を期さなければならないという厳しい現実に直面している。現在、初期設備投資が大きすぎたこと、予定外に過重な経費支出が発生したこと、中国人スタッフ育成中のため、まだ利益をあげられない状態だ。今後急速に収支均衡し、利益をあげたい。

―中国ビジネスの重点戦略は。

中国では模造品が横行し、価格破壊だけでなく、顧客が価格の大幅引き下げを重視し、品質を蔑ろにする傾向が出ている。そのため一般製品のサービスを行っても全く利益があがらないといっても過言ではなく、甚だしくはサービスを提供すればする程損失を計上する事態になっている。高度な技術サービスを必要とする高級製品に特化し、市場差別化戦略を採らざるを得ない。

■金属加工企業(上海)

―中国経済の見通しは。

中国の自動車産業は急速に発展している。現在の受注のほとんどが大陸の自動車製造に関する半板金の受注だ。中国自動車産業の発展に従い、好景気がもたらされると確信している。

―中国ビジネスの現状と展望は。

当社は早期に金属プレス専門メーカーとして進出した。台湾の工場に放置された中古機械設備を人を介して上海の工場に譲渡した時に大陸に進出し、これら中古機械を使用することができるようになった。現在の主力製品は空調冷房装置のカバーおよび脱油・煙装置である。

―中国ビジネスにおける重点戦略は。

技術レベルの高い新製品の開発を行わなければならない。自動車用の器材や電子部品の開発製造へと転換することが急務だ。

(協力:台湾工業技術研究院東京事務所劉仲庸次長　まとめ・文責:藤原弘)

〈香港〉 *Hong Kong*

■GPインダストリーズ　ブライアン・リー社長

―今後の中国経済の見通しは。

中国は台湾との小さな問題でもめたり、その他の近隣諸国との間で不協和音が出るかもしれないが、政治的安定を今後も維持しよう。経済面では06年は7～9%の成長率を記録するだろう。その要因は外資内資の固定資産投資である。国内消費は安定し2%程度の伸びを見せるだろう。ただインフレ率は05年より高くなり3～5%に達する可能性がある。自動車需要は15%程

度の伸びが期待されるが、既存の生産能力は需要を遙かに上回り、価格競争の激化、収益の減少といった問題をもたらすことになろう。中国経済に影響を及ぼす要因としては人民元の急激な切り上げや鳥インフルエンザも懸念される。米国の金利の大幅引き上げは米国経済に影響を与え、結果的に中国の対米輸出に跳ね返ることになろう。

―中国ビジネスをどう展開するか。

GPインダストリーズは06年の中国ビジネスに関しては慎重ながら明るい見方をしている。05年の中国ビジネスは着実に伸びた。今後も電池、自動車部品、家庭用娯楽製品といった中核ビジネスに投資を引き続き行う。ブランド力を高め、中国における物流ネットワークを強化するには投資が必要だ。当社は中国市場を戦略的に重要な市場と位置づけており、長期的利益追求の観点から引き続き投資を行う。中国市場でのビジネスプレゼンスを高め、中国を主要生産基地、主要市場として活用する。同時にマーケットリーダー企業や技術開発に優れた実績を有する企業であれば、中国企業であれ外国企業であれ、提携する可能性を追求したい。

（協力：香港貿易発展局　まとめ・文責：藤原弘）

■ケリーＥＡＳロジステイック社　ゲリーソー副社長

―中国経済の見通しは。

中国の06年のGDP成長率は8.3%との予測が、世界経済はマイナス2%の成長率から上昇する気配をみせている。安定かつ健全に高成長を遂げる中国経済は、中国だけでなく世界の企業に対して最高のビジネスチャンスを提供し、安定した発展的な世界経済の建設に大きく貢献することになろう。

中国の輸出は世界第4位であり、世界の工場としてさらに発展しよう。05年1～3四半期の輸出は1550億ドルとなり、中国の輸出に占める外国企業の比重は75%に達した。中国の輸入を見ると13億の人口は極めて魅力的であることがわかる。都市部一人当たり可処分所得は05年上半期で650米ドル（5374元）を記録した。05年通年では可処分所得は前年比9.5%増と予測されている。中国の輸入構造は39%が製品組立のための原材料と部品であり、これが結果的に中国の輸出を伸ばしている。今後10年間で2兆ドルの輸入をすることになろう。

―中国ビジネスの現状は。

当社は、中国で最先端のTHIRD PARTY LOGISTICSサービス提供企業で85年に設立された。中国全土120以上の事務所を通じて1,100都市以上をカバーし、スタッフは4,000人以上。中国の物流センターの総面積は200万平方フィート、多機能物流倉庫は100カ所。この物流ネットワークを梃子にあらゆる物流および完全なサプライチェーンマネジメント構築に向けたサービスを提供する。このほか、13カ国に150以上の事務所を有し、提携戦略により自社の総合的地域ネットワークを活用し、6大陸をまたぐ市場をカバーしている。主な業務は契約物流（CONTRACT LOGISTICS）、倉庫（WAREHOUSING）、貨物通関（FREIGHT FORWORDING）、宅配便サービスである。顧客には自動車、電子、化学、ブランドファッションといった分野の企業が多い。

―中国ビジネスの展望は。

物流産業は中国政府によって経済成長の礎石と位置づけられている。モルガンスタンレーが予測するその市場規模は1,580億～2,150億ドルである。これは中国のGDPの20%、米国のGDPの10.1%に相当する。物流コストは生産コスト全体の40%を占めており、平均して製造企業の90%の時間は物流関係の仕事に取られており、製造活動に回される時間は10%程度である。中国は現在、THIRD PARTY LOGISTICSの占める割合は2%（米国では8%、欧州では10%）だが、00～10年には年間20%の成長が期待される。

―対中ビジネス戦略のポイントは。

一言で言えば高付加価値物流市場。具体的には電気通信・IT・自動車の物流、電子・医薬製薬・ブランド製品、保税倉庫サービス、プレミアムコールドチェーン、展示会・プロジェクトおよび化学・危険製品などの取り扱いである。中国国内での小荷物配送もあり、フェデックス社のエージェントでもあった。倉庫管理から陸上輸送、貨物・トータルサプライチェーンサービスまで、ワンストップサービスを中国の顧客に提供していく。目的は中国のサプライチェインマーケットのリーダーになることだ。

（協力：香港貿易発展局　まとめ・文責：藤原弘）

新春特集2

健全な経済発展のために 中国が切望する 日本の“環境技術力”

第4回日中環境産業協力会議を終えて

10月11日に閉幕した中国共産党の第16期中央委員会第5回総会は、2006年からの第11次五カ年計画の骨子を採択、10年に一人当たりGDPを00年の2倍にする一方で、GDPあたりのエネルギー消費を05年比2割ダウンする目標を掲げた。その8日後、日中経済協会環境委員会と国家発展改革委員会環境資源総合利用司の共催による第4回日中環境産業協力会議が青島市で開かれた（10月19～20日）。参加者は日本側38名、中国側145名。資源利用効率の向上、循環型社会の構築は中国にとっても焦眉の急である。日中はこの分野でどのようなパートナーシップを築けるのか、日本側団長の藤村宏幸氏が語る。

日中経済協会副会長・環境委員会委員長
株式会社荏原製作所名誉会長 **藤村宏幸**

国家発展改革委員会環境総合利用司趙家栄司長（中央右）と懇談する藤村氏（中央左）

関心の高さ示す中国側の出席者数

私は、日本側代表団の団長として第4回日中環境産業協力会議に参加しました。お蔭様でたいへん盛況で、全体会議の中国側の総括（14ページ）や会議後の国家発展改革委員会のホームページ記事（13ページ）にあるように、中国側は国家発展改革委員会環境総合利用司の趙家栄司長をはじめとする145人もの方々の参加を得て、非常に成功であったと思います。

ただ、その直前の10月17日に小泉総理の靖国神社参拝があり、実はその影響が心配された中での開催でした。結果的には、会議においては一度だけ、済南鋼鉄からのプレゼンテーションで「中国の企業を代表し、皆様のご来訪に歓迎の意を表しますと同時に、小泉総理の靖国参拝のようなことが中日友好および中日両国経済に悪い影響があまりないように願っております」という言及がありました。しかし、これ以外の言及は全くありませんでしたし、代表団到着の18日夜の青島市政府の王宝琪市長助理の招宴も、終始和やかな雰囲気の中で行われました。最終日には、私が代表して同市党書記にお目にかかりましたが、たいへん歓待していただきました。

中国の方々と日本人との間には、当然ながらこの問題についての認識の違いがあると思うのですが、日本人は、基本的には歴史に関する認識、反省というものを基礎として、中国の人々に豊かになってもらいたい、経済成長を環境と調和した形で達成してほしいという思いを持ち、これまで官民ともにいろいろな取り組みを行ってきましたし、中国の皆さんには、中国の健全な発展のために日本も努力してくれているという認識と理解が根底にあるのではないか、これまで我々はそのように活動してきただけに、そのように認識してもらえれば有難い、というふうに私自身は心配の中にも望みを持ってこの会議に臨んだのです。それに対して双方、敢えて言及はしないというところでたいへん意識されていて、私は基盤のところで気持ちが通じ合っているということを強く感じました。このようなことにより、今回の交流会議は成功裡に終わることができたと思います。

中国はバイオマス利用に積極的に取り組んでいる（青島の藁茎ガス化モデル居住区。後方はガスの供給を受ける住宅）

日本の省エネ、省資源、リサイクル技術に期待

今回の交流を振り返り、重要な点を挙げてみますと、画期的であったことは、日中経済協会環境委員会は環境設備メーカーの集まりですから、従来は環境設備・技術について紹介を行ってきたわけですが、今回は環境設備の納め先であるユーザーサイドがどのような努力をしてリサイクル、ゼロエミッションを達成しているかというプレゼンテーションが行われたことです。総合プレゼンテーションを担当していただいた新日鐵、アサヒビール、メーカーである月島機械も含めて、ユーザーサイドが省エネ、省資源に一生懸命に取り組んでいる姿を中心に紹介したことが

第4回中日環境産業協力会議、青島市にて開催―国家発展改革委のWebサイトから

（原文はhttp://www.ndrc.gov.cn/hjbh/huanjing/t20051025_46584.htm）

10月19～20日、国家発展改革委員会環境資源総合利用司と日中経済協会は、青島市発展改革委員会の協力により、「第4回中日環境産業協力会議」を青島市において共同開催した。本会議には、国家発展改革委環境資源総合利用司の趙家栄司長が参加し講演を行った。

本会議は、「企業間の技術交流を増強し、環境産業と循環経済の発展を促す」ことをテーマとして、中日両国における循環型社会形成の現状、直面している課題、関連政策・法規、具体的な実施状況と協力の可能性、双方の企業の循環経済発展の経験、環境産業領域の主な技術成果などの分野にわたり、ディスカッションと交流が行われたものである。

会議においては、日本側の経済産業省代表から日本の循環型社会の実現促進の現状と直面している課題が紹介され、日中経済協会環境委員会代表から日本の循環型社会を支える技術・システムの発展方向、新日本製鉄、アサヒビールおよび月島機械の代表からそれぞれ、鉄鋼業の省エネルギーと資源循環の経験、ビール産業のゼロエミッション、環境保護設備および資源化技術の状況が紹介されたほか、11社の企業からそれぞれの環境産業領域の優れた技術成果が紹介された。

環境資源総合利用司からは中国での循環経済発展の関連法規、具体的実施状況と日本との協力の可能性について、青島市発展改革委からは循環経済発展と「十一・五」規劃の状況について、中国環保産業協会からは国内の環境保護産業発展の現状について、

中国環保機械産業協会からは国内の環境保護装備の状況、関連技術の現状と導入状況について、上海化学工業区、済南鋼鉄集団、青島ビール二廠、煙台万華合成革集団有限公司、安徽銅陵有限（集団）公司の代表からはそれぞれ、自社で循環経済を推進している状況について紹介された。また会議期間中、国内の企業代表は、さらに関心のある内容について、日本側企業との技術交流を行った。

今回の協力会議は成功裡に実施され、中日経済技術協力の強化、企業間の環境保護産業領域の交流と協力の増強、環境産業と循環経済の発展の促進に対して、これらを積極的に推進する役割を果たしたと言えよう。（2005年10月25日付）

第4回日中環境産業協力会議　日中双方の総括

翟青
国家発展改革委員会
環境資源総合利用司巡視員

尊敬する藤村先生、ご在席の皆様、本日の主な会議スケジュールをすべて終了することができましたが、本日の会議は成功だったと思います。それは三つの面に現れています。

第一に、さらなる協力を進めようとする認識について双方が一致していたことです。多くの方々が、既存の協力の基礎の上に更なる協力を共に進めたいと言及されていたと思います。もちろん、このためにはさらなる共通の努力が必要だと思います。

第二に、本日の会議を中日双方が非常に重視していたことです。中国側について言えば、関係政府部門以外に、多くの中国企業からの参加がありました。145人と聞いております。日本側も大規模なミッションを派遣され、知名度の高い企業の方々が参加されました。そしてこの会議で素晴らしい効果的なプレゼンテーションを真剣に行っていただきました。今回はこれまでで最も素晴らしい会議になったと思います。

第三に、双方が述べた内容はすべて双方が非常に関心を持つ問題であったことです。重要な技術・、政策、法律・法規について言及がありました。

特に、中国の二つの業界団体の指導者が十一・五期に取り組むべき課題について紹介したように、中国政府はこの期間に汚水・ゴミ・汚泥の処理、海水淡水化などの面で多くのことに取り組まなければなりません。これらは、関連のガイドラインの策定と中央・地方政府からの財政投入等を通して取り組むことになるでしょう。

脱硫についてはここ数年かなりのスピートで発展し、既に脱硫装置が整備された規模は設備容量3,000万kW相当に達していますが、十一・五期の市場規模は旧式発電所の改造のみに限っても7,000万～8,000万kWの規模であり、1kW当たりの投資額を400元と仮定すれば数百億元にのぼります。

ボイラーの排煙脱硝は十一・五期の重点であり、電力料金徴収における措置は05年7月1日から実施されており、十一・五期にさらに強化されることになっています。

海水利用については、05年7月に国家発展改革委と関係部門が共同で海水利用発展ガイドラインを発表しました。現在は1日3万トン規模ですが、10年には1日80～100万トンとする考えです。製鉄・化学工業の沿岸部への立地により、海水の冷却水などの直接利用で淡水資源の節約を図ることも含まれます。

また、汚泥の利用について多くの言及がありました。日本の汚泥と中国の汚泥は含水量等に違いがありますが、その総合利用について日本側が紹介した技術は非常に進んだ水準のものでした。中国企業の紹介にも優秀な技術が含まれており、中国政府を含め双方で関心の高いものでした。

このように、この会議は素晴らしかったと思います。明日も引き続き中日双方の企業が交流を続けると聞いていますが、特に中国企業はこの得がたい機会、良好なプラットフォームを十分利用して、日本企業と技術、管理手法などの交流を深めて欲しいと思いますし、日本企業もこの機会を活かして中国企業と積極的に交流していただきたいと思います。

藤村宏幸
日中経済協会
環境委員会委員長・訪中団団長

有難うございました。全く同じになってしまうかもしれませんが勤めとして総括させていただきます。

第一に、本日交流された情報の内容は非常に具体的で、お互いに両国の現状についての理解を深めることができたのではないかと思います。

趙司長の中国の循環経済発展の重点措置7項目、劉処長の日中循環経済パートナーシップが期待される三つの分野、韓副会長、郭副会長、鄭副主任のプレゼンテーションを通じて、日中双方が重点的に協力すべき仕事や技術分野、将来性の大きさや重要性を共有できたと信じています。

また各企業のプレゼンテーションを含め、日中双方の企業の最新技術やシステムが紹介されました。本日は時間の制約もあり、十分ではなかったこともあると思いますが、さらに明日、個別に交流を行い、具体化に向けて行動していただきたいと思います。

第二に、日中環境産業協力会議は06年は5回目を迎えます。5回というのは一つの区切りですので、記念すべき第5回は日本で開催していただきたいと思います。先ほど趙司長にもそういう提言をさせて欲しいとお話しました。日本各地での実例の視察を含め、第5回会議を東京で開くことを計画したいと思いますので、皆様のご賛同と、実現に向けたご指示を賜りたいと思います。

第三に、循環経済社会構築に必要な環境と産業の共生を図るには、従来のコスト観念では実現困難な諸問題があります。従来は市場価値としては考慮されていなかった環境価値を含めたコストの体系、すなわちフルコストの考え方が必要になります。フルコストの計算は非常に難しいのですが、こうした研究も循環経済社会を構築するために、また環境産業の健全な発展のためにも必要ですので、日中で共同して研究し、環境政策に織り込む必要があると思います。日中間でこのような共同研究を強化し、その成果である環境産業・技術・システムのモデルを共有するのみならず、これをアジアやその他必要とされる地域で協力して実施し、共に貢献していくことが我々の望みでもあります。

日中環境産業協力会議が世の求めに応じ、期待に応えて益々有効な活動ができることを願いまして、本日のまとめとさせていただきます。

ベースにあり、中国側のプレゼンテーションもそうであったと思います。我々の持っていった交流のベースが中国サイドの意向と一致したため、お互いに内容が評価される結果となったのだと思います。

また、省エネ・省資源・リサイクルなどは日本が非常に優れている分野であり、それを中国側も充分に認識していて導入に大変意欲的です。日本の技術から学ぶべきものが多いという中国側の認識があり、今回のプレゼンはそれを裏付ける内容であったため、従来にましてこれら分野での技術供与あるいは合作を進めて欲しい、また、中国でビジネスをやって下さいといったリクエストが強く出ていたのではないでしょうか。環境・省エネ分野で、技術導入だけでなく、ビジネスを中国の場で拡大してもらいたいという要望が強く出ていたと思います。

さらに中国を起点に、中国と日本が一緒に海外に出ようではないかという発言もありました。我々が中国国内でビジネスを行うばかりでなく、中国と一緒に、東南アジアあるいは全世界に出ようではないか、という考え方、これは一歩前進だと思いますし、我々もそう思っています。中国市場は一つのビジネスの場ですが、中国という市場で中国ナイズしたということは発展途上国用に改善されたということで、海外の発展途上国側としても受入れやすい技術になっている、そういう観点での経済活動が必要になっているのではないかと思いました。

バイオマスガス貯蔵タンク

未来見据えて 環境回復の 次世代システム構築

一方、中国の課題としては、日本でも世界でもそうですが、ビジネスにおいての道徳観が重要であり、難しい問題ではありますが、規制や倫理を強化していくことが必要だと私は思います。中国の政策文書の中に、既に教育の問題への対応や法規制の必要性などについて指摘されていますが、それらにバランス良く取り組んで、確実に実施されなければ、日本企業の技術を持ち込もうとしても難しいと思います。

そこからさらに進んで、TLCC（Total Life Cycle Cost）という考え方の必要性が出てくるのです。環境に負荷を与えることは悪いわけですから、負荷を与えたものに対し、規制するか、損害賠償金相当の課税を強化するか、市場経済の中で製品を売れなくしてしまうか、外部経済を内部化して価格基準を変えるのが市場経済の中の話ですが、そのいずれものバランスが必要になる。そのために、フルコストで経済社会が成立するようにしようではないか、というのがTLCCという考え方です。

環境と経済、資源の枯渇を含めたこうした考え方の議論は急ぐ必要があります。なぜ急ぐのか、それは気温が2度上がったらどうなるのかということです。約30億人が水不足に陥り、約2億5000万人がマラリアのリスクに曝されるといった大変な問題に直面しているという説があります。2度上がるのはいつかというと、今のままでは2050年。温室効果ガス排出量を475ppmに抑えられれば100年間は大丈夫であるけれども、475ppmに抑えるためには世界が今の温室効果ガス排出量を半分にしなければならない。半分にするためには、日本も6%削減どころか60～80%の削減が必要となる可能性があります。

そのためには、どのような社会を目指さなければならないのか。50年先の姿から、今は何をやるべきかを決める時期ではないか。決める時の基準はTLCCというものではないか、ということが議論されなければ

青島荏原環境設備有限公司は92年創立の独資企業。内部循環流動床ボイラーの製造や環境エンジニアリングを行っている。

なりません。従来システムと次世代システムについて、炭酸ガスが何グラム出るかというインベントリー分析、温暖化に対するインパクト評価を行えば次世代システムが有効なのですが、イニシャルコストが高いために現在は採用されていない。そこへ環境回復コストを入れてフルコストで比べると、次世代システムのほうが安くなるわけです。こうした次世代システムを採用しなければ目指すべき50年先の社会は迎えられないことになります。

中国でも日本でも、先端知識を用いて輸出を行うと共に省エネ・省資源に取り組む企業群があり、同じ地域社会にバイオマス産業群もあれば、リサイクル企業群もある、ということでグローバルトリレンマが地域において同時に解決されるというような社会を我々は目指していると思います。今回の会議での趙家栄司長のお話にも出ていた資源生産性の向上、自然エネルギーやバイオマスへの取り組みが推進され、石油リファイナリーに代えてバイオマスリファイナリーを採用することにより、完全循環が成立して持続可能となるという社会です。このようなバイオマスリファイナリーは既に千葉県山田町で着手されており、現実のものとなろうとしています。

98年にドイツの援助で建設した青島市団島汚水処理場の高度処理（脱窒、脱リン）設備。10万トン／日の処理能力。汚水の80%は生活用水、20%は産業排水

循環型経済社会に向けて日中協力を

今回の会議は、05年9月の日中経済協会訪中代表団が温家宝総理および国家発展改革委に提起して賛同が得られた、「省エネルギー・環境フォーラム」実現の重要な第一歩と位置づけられると思います。このフォーラムという場は、先に述べたように、日本でも中国でも目指すべき循環型経済社会を実現させるための評価基準、考え方の議論を始める最適の機会と言えるのではないでしょうか。国務院から05年7月に出された「国務院の循環経済加速に関する若干の意見」（22号文書）でも、循環経済指標体系構築の必要性が指摘されていますから、中国側にとっても有効なテーマであろうと思います。

同時に、このようなフォーラムの機会、あるいは次回の環境産業会議が日本で開催されれば、今回紹介され、関心の高かったユーザーサイドの取り組み、例えば東京都の下水道処理場での設備運用や新設備導入計画、北九州や川崎のエコタウンでのモデル的取り組みや企業の関連リサイクルの現場を視察する機会も生まれ、さらに有意義ではないでしょうか。また今回、環境委員会の参加企業がプレゼンテーション用に作成した中国語の資料は中国側が日本を視察する時にテキストとして役立つと思います。

次回会議日本開催を提案「日本各地のエコタウン見て下さい」

省エネ・環境フォーラム等を通して、今後どのような協力が双方に意味があるのかという共通認識が出来上がっていくことが期待されると思いますが、あえて個人的なアイデアを挙げるとすると、例えば、「バイオマス中国」という取り組みを中国政府が立ち上げ、それを日中経済協会もサポートして、民間企業にも参画してもらうとか、中国の循環経済モデル事業、例えば北九州、川崎などのエコタウン事業のような制度・コンセプトの立ち上げとその実施をサポートし、さらにモデル事業を普及させるのは中国自体でやっていただく、といったことが考えられると思います。関係の方々でよく議論していただき、実現可能な方法を考え出し、実現していきたいものと思います。JC

（談／まとめ日中経済協会業務部十川美香）

青島の浄水場の一つ、仙家寨浄水場

百貨店のDM。
売り場の責任者と商品のブランド名・写真・価格などが紹介されている。

華やかさ増す北京の"広告生活"

北京事務所長代理
今村健二

百貨店から自宅にダイレクトメールが届いた。B4サイズ30頁ほどのグラビア冊子で、頁をめくると化粧品、食品、日用品、宝石、衣類、家電、靴、等々の華やかな商品群に目を奪われる。化粧品は別冊特集までついている豪華さだ。我が家には不動産業者、料理店、マッサージ店からのDMも多い。

北京の街に出れば、あちこちのビルの屋上と壁面、バス停、歩道に看板やライトパネル、ネオンサインが設置され、建設現場の周りを囲う壁、路線バスにはペイントが一面に施されている。それはもう大小さまざま、色とりどり、各種各様な広告がそれぞれに自己主張している。

テレビ・ラジオ、新聞雑誌や店頭、展示会・博覧会はいうまでもない。このほかエレベーターフロアやエレベーター内にも小型液晶テレビが据え付けられ、利用者は知らないうちに情報を受け取っている。インターネットや携帯電話等を媒体とする広告も急成長だ。北京では、もはや生活とビジネスの場で、広告はどこにいても何をしていても飛び込んでくるほどに浸透している。デザインやコピーは凝ったものが増え、中国や外国のタレント、スポーツ選手、モデルを頻繁に起用して否が応でも耳目を引き付ける。

どんな広告が多いのだろうか。04年の広告費の業種別シェアを見ると、1位が不動産で9.9%、2位薬品9.7%、3位食品8.5%はいずれも前年よりシェアを落としたが順位は変わらず、化粧品は6.9%と伸ばして、6.1%に減少した家電を抜き4位となった。医療(4.9%)と自動車(4.7%)も伸びた。その次には保健食品、酒類、サービス業が続く。確かにシェアが高い業種の広告は目立っているというのが実感だ。

04年の全国広告費は前年比17.2%増の1,264億6,000万元という。GDPに対する比率は年々増加して0.93%に達した。日本が1.16%であるから、まだ発展の余地はある。注目すべきは、広告会社のうち外資系の取扱額シェアが上昇していることだ。03年は7.94%だったが、04年には10%を超えた。中国は01年のWTO加盟時の約束と、05年1月に施行した「外商投資指導目録」に明記したように、広告業については05年12月11日までに外商独資企業の設立を許可することになっている。外資には技術力、資金力、ノウハウがあるため、これが追い風となってさらに新しい展開が起こるだろう。

北京は、広東や上海と並ぶトップクラスの広告市場だが、今後は08年オリンピックに向け世界の企業が広告で凌ぎを削る絶好の舞台になることは間違いない。JC

五輪のマスコットキャラクター商品も発売になった。写真は5体の福娃をプリントした文房具。左下から時計回りに、「貝貝Beibei」(女)は繁栄を象徴する鯉(青)、「晶晶Jingjing」(男)は歓楽を象徴するパンダ(黒)、「歓歓 Huanhuan」(男)は激情を象徴するオリンピックの聖火(赤)、「迎迎 Yingying」(男)は健康を象徴するチベットの羚羊(黄)、「妮妮 Nini」(女)で幸運を象徴する燕(緑)。それぞれ海洋、森林、火焔、大地、天空を表す。順に並べると「貝晶歓迎妮」で、発音するとBeijing huanying ni=「北京歓迎你」となる。

中国産業ガイド

WTO加盟5年目の中国

――規制緩和の現状と残された課題――

大地法律事務所（北京）中国弁護士 熊琳

2001年12月11日、15年の歳月をかけた交渉が合意に達し、中国は世界貿易機関（WTO）に正式加盟した。中国は「段階的移行」方式により逐次承諾事項を履行することとなり、06年末には完全履行が謳われている。その意味で05年より中国はWTO加盟後の「ポスト過渡期」に入った。加盟協議の中で主要産業に与えられた移行期間は大部分が終了し、移行期間が満了していないものも、いよいよ最終段階を迎える。従来、政府が採用してきた各種管理手段は順次自由化または撤廃され、自動車・農業・金融等一部業種では、輸入製品・サービスとの競争に直面し、WTO加盟が中国経済の深層に与える影響も顕然化しよう。

① 中国は、おおむね順調に推移したと評価

この4年来、WTO加盟は中国経済に多大なプラスの発展促進効果を及ぼしてきたと国内では捉えられている。これまでのところ中国の主要産業は輸入製品・サービスから大きな打撃は受けていない。それは、WTO加盟効果が即座に現れていないこと、また影響を受けやすい一部の業界が05年までは移行期間にあり、その障壁作用が海外から持ち込まれた競争から国内産業を守ってきたことに起因している。例えば、自動車産業では05年まで輸入割当管理が保たれており、外国車の中国市場の参入をある程度阻んできた。固定電話業務に至っては04年末にやっと対外開放され、現在も外資は参入していない。さらに小売業等一部業種は、WTO加盟前からの開放による外資との競争で力をつけ、加盟に伴う影響を解消している。

② 今後影響が予想される主な産業

ポスト過渡期に行われる主な措置は次のとおり。

①非関税措置の全面撤廃。

②関税の最終レベルまでの引き下げ（自動車および部品ならびに一部化学工業品を除く。05年1月1日、約900の税目関税税率が引き下げられ、関税総水準は04年の10・4％から9・9％へ、うち農産物関税平均税率は15・6％から15・3％へ、工業品平均税率は9・5％から9・0％に引き下げられた。）

③農産物関税割当は、すでに上限に達した。今後年度ごとに増加せず、植物油を除き06年より自由化。

④貿易権の開放。

⑤サービス貿易のうち、銀行・保険・証券・小売等の移行期間が徐々に終了。大部分は制限が撤廃され、外資による独資または持分のマジョリティ支配が許可される。

⑥基本的な国内法律・法規整備を完了。

◆農業――国際競争力ない大宗品

中国は、農産物の関税総水準が最も低い国の一つである（世界農産物の関税平均水

第1表　主要製品の平均関税率（05年）　（%）

番号	品目	2005年
01	農産品（水産品を除く）	15.3
02	水産品	10.5
03	石油	6.3
04	木材、パルプ、紙および家具	4.6
05	紡績品および服装	11.4
06	皮、ゴム、靴類および旅行用具	13.1
07	金属	7.3
08	化学工業製品およびカメラ用品	6.9
09	運輸用具	13.3
10	非電気製品	8.0
11	電気製品	9.1
12	鉱工業品、宝石および貴金属	8.8
13	その他製品	11.8

（注）上記の各種製品関税水準は、当該類別製品の05年最恵国税率を加算後に、当年の税目総数で割って算出された簡単な平均数である。

第2表　中国の関税水準01～05年　（%）

年度	関税総水準	工業品	農産品
2001	15.3	14.7	18.9
2002	12.0	11.6	18.1
2003	11.0	10.3	16.8
2004	10.4	9.5	15.6
2005	9.9	9.0	15.3

（注1）中国は00～02年までの関税引き下げ承諾を02年1月1日に一括して執行した。

（注2）上記の各種製品関税水準データは、当該類別製品の05年最恵国税率を加算後に、当年の税目総数で割って算出された簡単な平均数である。

第3表　最近の中国のサービス貿易承諾事項

サービス部門		履行期限	承諾事項内容
広告サービス		加盟後4年以内(2005年)	外資100%子会社の設立が可能。
包装サービス		加盟後3年以内(2004年)	外資100%子会社の設立が可能。
技術検査・分析サービス、貨物検査サービス(法定検査は除く)		加盟後4年以内(2005年)	外資100%子会社の設立が可能。
リースサービス(オーディオビジュアル製品のリースを除く)		加盟後3年以内(2004年)	外資100%子会社の設立が可能。
修理サービス、事務機械および設備(コンピュータを含む)の修理サービス		加盟後3年以内(2004年)	外資100%子会社の設立が可能。
税収サービス		加盟後6年以内(2007年)	外資100%子会社の設立が可能。
管理コンサルティングサービス		加盟後6年以内(2007年)	外資100%子会社の設立が可能。
速達サービス(現有中国法律が規定する郵政部門専門経営サービスを除く)		加盟後4年以内(2005年)	外資100%子会社の設立が可能。
電気通信(基本電気通信)		加盟後3年以内(2004年)	移動音声・データサービス:外資比率49%まで可能。 国内・国際基本電気通信業務:外資比率25%まで可能。
		加盟後5年以内(2006年)	移動音声・データサービス:地域制限廃止(外資比率は49%まで)。 国内・国際基本電気通信業務:外資比率35%まで可能。
		加盟後6年以内(2007年)	国内・国際基本電気通信業務:外資比率49%まで可能、地域制限廃止。
建設および関連エンジニアリングサービス		加盟後3年以内(2004年)	以下の形態において外資100%会社が設立可能。(1)外国投資または援助ですべて資金手当された建設プロジェクト(2)国際金融機関の貸付金または融資により国際入札で落札された建設プロジェクト(3)中国と外国との共同建設プロジェクトであって、外国投資が50%以上のプロジェクトまたは外資が50%以下でも中国企業のみで建設するには技術的に困難がある建設プロジェクト(4)中国が投資している建設プロジェクトであるが、中国企業のみで建設するには困難であるため、地方政府の認可により中国企業と外国企業が共同で請け負うプロジェクト。
建設設計サービス		加盟後5年以内(2006年)	外資100%企業の設立が可能。外国サービス提供者は、その本国で建築/工事/都市計画サービスの登録建築士/エンジニアまたは企業に従事する必要あり。
工事サービス			
集中工事サービス			
都市計画サービス			
小売サービス	コミッション代理、卸売サービス(塩、タバコを除く)	加盟後3年以内(2004年)	外資の書籍、新聞、雑誌、薬品類、害虫駆除剤および根覆い用フィルムの経営が可能。化学肥料と製油、原油を除き、外資のコミッション代理および卸売業務従事の全制限を廃止。
		加盟後5年以内(2006年)	外資の化学肥料、製油および原油の経営が可能。
	小売サービス(タバコを除く)	加盟後3年以内(2004年)	外資の薬品類、害虫駆除剤、根覆い用フィルムおよび製油の経営が可能、化学肥料の経営は不可。外資出資比率、地域制限が廃止されるが、異なる仕入先からの複数の種類・ブランドを販売する30店舗以上のチェーンストアが、自動車、穀物、綿花、植物油、砂糖、書籍、新聞、雑誌、薬品類、害虫駆除剤、根覆い用フィルムおよび製油を経営する場合、外資マジョリティは不可。
		加盟後5年以内(2006年)	外資の化学肥料の経営が可能、外資による自動車小売に関する全制限を廃止。ただし異なる仕入先からの複数の種類・ブランドを販売する30店舗以上のチェーンストアが、穀物、綿花、植物油、砂糖、書籍、新聞、雑誌、薬品類、害虫駆除剤、根覆い用フィルム、製油、化学肥料を販売する場合、外資マジョリティは不可。
	特許経営	加盟後3年以内(2004年)	外資の特許経営サービスへの従事が可能、制限を廃止。
	非固定地での卸売および小売	加盟後3年以内(2004年)	外資の非固定地における卸売、小売サービスが可能、制限を廃止。
保険サービス	保険仲買人	加盟後3年以内(2004年)	保険仲買人(ブローカー)の外資出資比率は51%まで。地域制限を廃止。
		加盟後5年以内(2006年)	外資100%子会社の設立が可能。
	生命保険	加盟後3年以内(2004年)	外資比率が50%以下の合弁生命保険会社は、健康保険、グループ保険および年金保険を外国人および中国人に提供することが可能。地域制限を廃止。
	非生命保険	加盟後3年以内(2004年)	地域制限を廃止。(これ以前から合弁・独資の非生命保険会社は外国人および中国人への全面的非生命保険サービス提供を許可されている。)
銀行業務(人民元業務)		加盟後3年以内(2004年)	昆明、北京、厦門にて開放。
		加盟後4年以内(2005年)	汕頭、寧波、瀋陽および西安にて開放。
		加盟後5年以内(2006年)	地域制限を廃止、外資機構の中国顧客に対する銀行サービス提供が可能。
証券サービス		加盟後3年以内(2004年)	合弁ファンド管理会社の中で外資出資比率は49%まで。外資出資比率が33%以下の合弁証券会社を設立でき、合弁会社は中国業者の仲介なしに、A株の引受、B株・H株と政府・企業債権の引受および取引、ファンドの開始が可能。
観光・旅行関連サービス(ホテル・レストラン)		加盟後4年以内(2005年)	外資100%子会社の設立が可能。中国でホテル、レストランの設立、改造、運営が可能。
旅行社サービス		加盟後3年以内(2004年)	外資マジョリティ合弁旅行会社の設立が可能。
		加盟後6年以内(2007年)	外資100%子会社の設立が可能、地域制限はないが、中国公民の出国および香港、澳門、台湾地区への旅行業務は従事不可。
トラック・車による貨運		加盟後3年以内(2004年)	外資100%子会社の設立が可能。
鉄路貨運		加盟後3年以内(2004年)	外資マジョリティ合弁会社の設立が可能。
		加盟後6年以内(2007年)	外資100%子会社の設立が可能。
保管・倉庫サービス		加盟後3年以内(2004年)	外資100%子会社の設立が可能。
貨物運輸代理サービス(貨物検査を除く)		加盟後4年以内(2005年)	外資100%子会社の設立が可能。

準は62％）。04年から関税割当量はすでに上限に達し、今後も引き続きこの水準が維持されることになっている。各品目の割当は、小麦963万6000トン、米532万トン、トウモロコシ720万トン、砂糖194万5000トン、綿花89万4000トン、羊毛28万7000トン、ウールトップ8万トンであり、小麦とトウモロコシの関税割当量は国内生産量の10・7％と6％に達するほか、羊毛とウールトップの輸入指定経営制度も05年に廃止された。さらに06年には、大豆油、パーム油、菜種油の関税割当も廃止される予定だ。

移行期間終了後、中国国内需要と国際市況の変化により、農産物関税割当の利用率が高まると言われている。中国の小規模農業生産経営と不十分な組織化が原因で、大宗農産物は外国の安価で良質な農産物の競争圧力に曝される。この構造問題を短期間で改善するのは難しい。

◆製造業―自動車、鉄鋼、石油化工など主要産業で弱い競争力

中国自動車産業の国際競争力は米国、日本、ドイツ等世界主要自動車産業国の半分と言われ、生産コストや販売価格は全体として国際市場の水準を上回る。自動車産業が市場開放後の国際競争に完全に適応できるかが今後の焦点である。

中国は承諾事項に従い05年1月1日より自動車の割当管理を廃止し、大幅に輸入関税を引き下げ、完成車については25％、部品については13％とした。06年7月1日には最終的に、完成車の関税を25％、部品を10％まで引き下げると発表されている。

中国自動車産業は現在、重要な成長段階にあり、製造業全体の向上を牽引し、内需拡大のホットスポット、経済成長の原動力でもある。移行期間終了後、多国籍企業は中国への完成車および部品の直接輸出により現地化戦略を遅らせる等、対中事業戦略の調整も考えられる。対中輸出される外国車は品質、ブランド等その優勢は明らかで、国内市場を抑え、その発展に影響を与えることも予想される。

乗用車を例に取ると、04年1～10月の中国の輸入は12・5％増の9万4000台、金額では6・9％増の25億7000万米ドルであり、同期の輸入車の乗用車市場占有率（4・9％）は03年末と比べ大きな変化はない。しかし国内乗用車市場は4月以降低迷し、一方で輸入車は依然として一定の伸び率を保っている。国産車の需給矛盾は日を追って突出しており、ポスト過渡期が終了すれば割当制度廃止と関税引き下げに伴う外国からの輸入圧力は大きな脅威である。

製鉄、石油化工も世界レベルとの格差は大きい。これら業種の発展を制約する主な要因は生産集積度・労働生産率の低迷、不合理な製品構造であり、移行期間終了後は外国製品の影響が懸念されている。

国内製鉄業が抱える問題は主に、構造調整が遅れ、一部で過剰投資が行われ、低水準の生産能力が拡張され、市場リスクが悪化しているという点である。最近も一部で小規模にもかかわらず、資源消耗率が高く、環境汚染が深刻な案件が着工されている。強い競争力を有する鉄鋼製品でも、近年新たに生産された鋼材の60％は線材、異形棒鋼および帯鋼（巾狭）等の長物で技術水準は低く、一方で高付加価値製品の需要は満たされていない。中国の鉄鋼生産量は年間2億2000万トンにおよび、8年にわたり世界第一位に君臨するが、同時に3700万トン以上の輸入鋼材を必要とし、その90％は板材製品である。さらに鋼材1トン当たりの平均使用水量は先進国水準を10トン上回り、鋼材1トン当たりの粉塵排出量は先進国水準の10倍という統計もあるなど、資源消耗も著しい。

石油・化工でも中国企業の競争能力は劣る。採掘面では老朽油田が資源悪化、採掘難度の増大によりコストが膨張し、利益減少に直面している。国際原油採掘コストの平均水準は10米ドル／バレルに対し、中国の原油採掘コストは約12米ドル／バレルであり、国際平均を20％上回る。精製でも、国内企業は小規模生産、低水準技術、不合理な製品構造、過剰人員等の要因を抱え、外国企業との競争で明らかに劣勢に立たされ、特に中小精製業の困難は大きく、輸入製品による打撃を受けやすい。中国の石油・化工の03年の貿易額は1133億5000万米ドルで中国貿易総額の13・3％を占めるが、中国側の496億米ドルの大幅な輸入超過である。これは、国内で不足する原材料を輸入で補うことと、中国製品の国際競争力が弱く、製品レベルと付加価値が低いことに起因する。移行期間終了後は、原油と石油製品市場の自由化と非国営貿易輸入許可量の増加に伴い、中国企業は輸入製品のさらなる圧力を受けることになろう。

◆銀行業―間近に迫る外資の経営地域制限廃止と人民元業務開放

中国は06年12月11日より、外資系銀行による人民元業務の地域と顧客に関する制限を廃止し、外資系企業に国民待遇を与えることを承諾している。資金力の豊富な外資系銀行の全面的な中国市場への参入、経営地域制限の廃止と人民元業務の開放に伴い、企業管理構造や不良貸付率等で劣る中国の商業銀行は厳しい競争局面に臨むことになる。

中国の銀行が受ける圧力には次の3点がある。

①外資系銀行との競争が激化する。両者は沿海地区や地方中心都市の市場を奪い合い、その上、中間業務や人民元業務について全面的な競争を展開することになろう。外資系は先進的管理経験と豊富な資本力を有し、明らかに優勢を占める。

②中国の金融監督管理能力が改善を求められる。外資系金融機関の資産の比率が増し、営業拠点も増加するため、中国系銀行の監督管理に一層高い要求が提起されると見られる。

③通貨政策の安定性維持に困難。銀行業の全面開放に伴い、外資系は各種ルートを通

じ中国の通貨政策に影響を与えようと試みる。同時に外資系の銀行支店は国際金融リスクの伝播ルートになりうるため、外国の親銀行で生じたリスクが中国支店を通じ中国に及ぼされることは否定できない。

こうした問題の適切な処理が今後の中国の金融とりわけ銀行改革の安定移行を保証するキーポイントとなろう。

◆保険業―人材争奪も深刻に

中国は04年12月11日に地域制限を廃止し、06年12月11日には大型商業保険ブローカー(仲買人)、再保険ブローカー、国際海運・空運・運輸保険および再保険ブローカー等による外資100%子会社の設立を許可する。今後、中国保険業は以下の試練に曝される。

①外資との保険市場における競争と人材争奪が白熱化。中国は世界最大の人口国家であり、生命・非生命保険商品の需要が急増するのは間違いない。加盟以降の外資保険会社の展開は早く、特に経済発展地区において市場価格は相対的に高まっており、今後も100年以上の歴史と豊富な資金、技術力、管理経験を有する外資が合弁の形で中国生保市場に参入することが予想される。同時に中国の保険会社との激しい人材争奪戦は避けられず、人材の確保とその安定を図れるかどうかが大きな課題となろう。

益々活発になる外資の中国保険市場進出(成都市内で)

②中国国内の監督管理能力が試される。外資参入後、保険監督管理機関は市場秩序と監督管理の公正性を求められるばかりか、中国保険会社の支援と保護を請負うという二重の任務に縛られる。保険業関連法規が未整備の現在、保険監督管理制度の改革を進め、重複管理の回避と監督管理漏れの克服に成果が上がるかどうかが見所である。

◆電気通信その他

04年12月11日以降、中国は移動音声・データサービスの外資出資を49%まで許可し、06年12月11日より当該業務の地域制限を廃止する予定である。07年12月11日には国内・国際業務の地域制限撤廃も実施され、外資持分も同様に49%に達することが可能となる。07年頃には、中国「電信法」の公布と国際電気通信企業再編の煽りを受け、中国電気通信市場の競争は激しさを増すと見られる。

①外資企業が大挙して中国市場に押し寄せる可能性がある。世界の大手電気通信が続々と提携を確立し、これら同盟が競争で優位に立つのは明らかである。中国の電気通信サービス開放後、国際的大手企業が中国市場の占有を競うことになろうが、中国企業が競争力を増強するのは容易でない。

②電信通信管理体制と企業経営システムの改善と向上が求められる。80年代初頭から始まった電気通信の企業化改革は今日までに独占打破と競争促進の面で一定の進展が得られた。しかし、旧体制の影響により、依然として管理体制と企業経営システムは改革が必要で、法規・基準も整備が待たれる。

このほか、建設、旅行、運輸等業種でも外資による独資企業の設立が許可され、または許可の見込みがあるため、実力の弱い中国の同業種の打撃回避の対策が必要である。

3 今後の課題

【法制度面】

法規の透明性に関連する事項として、中国各政府機関と外国商業界との間で広範に行われる業種規定に関する法律草案意見の諮問においては、各政府機関の態度は依然慎重であり、実施するかどうかの選択が可能で、各部委間の実施方法も統一されていないのが実状である。また、商務部世界貿易機関通報諮問局が設立され、WTOの関連問題を反映する重要なルートであるにもかかわらず、部門間で規定の重複、矛盾等が見られる。

【農産物】

農産物市場への参入において、中国は動植物検疫・衛生措置により輸入を妨げ、農産物の関税割当についても不透明と言える。また増値税の払い戻し、鉄路輸送費の削減、ならびに積み下ろし費用補助金等の手段を通じ、引き続き農産物に対する補助が行われている。

【サービス貿易】

04年2月4日に発布された『薬品経営許可証管理弁法』により、許可申請の審査過程で地方保護主義が採られる可能性がある。外資が輸送や物流の領域でそれぞれ異なるレベルの制限を受ける。

【基準制定】

基準制定において、強制的標準が外国企業の中国企業との競争を排除するきらいがある。中国の多くの標準化業務グループは外国企業の標準化草案制定への参画を拒んでいる。中国の標準執行・認定制度はあいまいで互いに重複し、各部門の監視要求も重複しているため、結果、製品の市場参入の遅延を招いている。JC

成都事務所発

CHINA TREND CHECK

内陸拠点都市 成都の基幹産業と主力企業の動向

航空機、金型、自動車、電子、ソフトウエア、情報家電、製薬・化工

1999年に西部大開発政策が提起されて以来、四川省はそのモデル地域として国の支援を受けながら産業振興に取り組んできた。歴史的に重工業の基礎を持つ土地柄だが、特にITをはじめとするハイテク分野では、内陸というハンディを負いながらも地場人材の育成に努めて積極的に外資を取り込み、注目すべき成果を挙げつつある。成都ハイテクパークの協力を得て、省都・成都の基幹産業を形成する航空機、金型、自動車、電子、ソフトウエア、情報家電、製薬・化工の主力企業の現状をまとめた。

成都ハイテクインキュベーションゾーン

中国有数の製薬企業の一つ、地奥集団

航空機・同整備業

〈航空機〉

成都の航空機メーカーは5社で、総資産額は82億4200万元、従業員は2万6000人である。主な製造品目は軽飛行機、航空用エンジン、機用計器、旅客機の頭部・尾翼部・乗降ドアその他部品。航空機製造専用のNC加工、熱処理、計量測定等先進設備を有し、高水準の専門技術人材と研究開発能力を備える。国際レベルに達する分野もあり、外国の大手航空機メーカーとも合弁、合作を行っている。主な企業は**第1表**の通り。

〈航空機整備〉

成都には航空機整備企業も6社ある。総資産額は20億4500万元、従業員は約6000人。航空用エンジン、ヘリコプター、軽飛行機、タービン発電機、飛行機用設備、一部旅客機用離着陸装置、エア駆動付属部品、航空電子製品等の航空部品に対する修理能力を持つ。主力企業は**第2表**の通り。

金型

成都にある金型製造関連企業は143社、従業員は7560人、総資産額は約12億元、総生産額は約9億元、うち金型生産額は約3億元であった(04年)。数十年の発展を経て、現在では航空機、乗用車、CPUおよびコネクター等工業製品の金型が生産可能である。成都周辺には製品開発、金型製造、製品生産、販売およびアフターサービス等一連の企業が集積し、乗用車・家電・電子・通信・医療器械向け金型・製品の生産販売で高い知名度と信頼性を誇る。

このうち、乗用車金型は前述の成飛集団、乗用車内装部品金型は同じく国有大型企業集団の成都航天模塑股份有限公司が代表メーカーで相当の技術開発力と生産能力を持ち、先進設備を持つ。航天模塑社が自力

第1表

企業名	設立	企業系列・形態	事業内容
成都飛行機工業(集団)有限責任公司	1958年	中国航空工業第一集団公司に所属	飛行機及び付属部品の研究開発
成都発動機(集団)有限公司	1958年	国有企業だったが、現在は有限責任公司に	航空用エンジン、ガスタービン等の製造
成都航空計器有限公司	1962年	中国航空工業第二集団公司に所属	空港用電子製品の開発と製造
艾特(Aerotech)航空製造有限公司	1996年	中国航空工業第二集団公司、成都発動機(集団)有限公司とアメリカ普恵(P&W)の合弁企業	民用航空機エンジン部品の製造
四川高龍機械有限公司	1999年	アメリカ帕克(Parker)航空の独資企業	航空エンジン部品の製造

第2表

企業名	設立	企業系列・形態	事業内容
企業名成都航利(集団)実業有限公司	1980年	国家一級の検査組織	航空エンジンの修理、ウィング、機動ブレーキ、タービン以外の部品の製造
国営錦江機器廠	1953年	国有企業	ヘリコプター、軽飛行機及びタービン発電機、飛行機用設備等の修理
四川海特高新技術股份有限公司	1962年	民営企業	航空電子製品の修理
四川斯奈克瑪(SNECMA)航空エンジン修理有限公司	1999年	中仏合弁企業	航空用エンジンの修理
成飛集団成都三航有限責任公司	2000年	成都飛行機工業(集団)有限責任公司の子会社	成飛(集団)公司の設備、技術と品質保証システム使用
成都華泰航空科技股份有限公司	1992年	株式会社	航空電子製品の修理

第3表　成都市の主な自動車メーカー

	企業名	主要製品
1	四川豊田汽車有限公司	コースター中型バス、ランドクルーザー
2	成都王牌車輛股_有限公司	乗用車、農業用車
3	四川銀河汽車集団公司	軽トラック、農業用車
4	一汽青島汽車製造廠成都分廠	中重型貨物車
5	成都一汽汽車有限公司	CDL6606小型バス、CDL6700中型バス、CDL6800シリーズ中型バス
6	中国第一汽車製造集団四川専用汽車廠	特殊車輛
7	成都安達特殊車輛有限責任公司	高級市内バス、観光バス
8	成都航天万欣科技有限公司	トラック・ダンプカー・中型バス・軍用車・農業用車
9	成都客車股份有限公司	大・中型バス
10	成都天馬汽車有限公司	農業用車
11	四川汽車工業集団公司機投分廠	中型バス
12	四川省客車廠石羊二分廠	バス
13	四川汽車工業集団豪客客車廠	バス
14	成都新大地汽車有限責任公司	ランドクルーザー、軽トラック
15	四川省客車製造有限責任公司	大・中型バス
16	成都消防機械廠	消防車

(注)このほか、一汽捷達(Jetta)の成都への投資がある。計画年産台数10万台で05年5月に着工された。

自動車・電装部品

四川省の自動車メーカーは180社余り、うち国家指定は32社で、主な製品はバス、トラック、特殊車輛、乗用車、オートバイ部品等である。主力企業は、成都、綿陽、南充、瀘州、内江等に分布する。04年6月時点で、成都市の乗用車保有台数は25万6000台、うちマイカーは21万1000台だった。市の乗用車保有台数は10年には46万台になると見込まれる。(第3表)

で設計開発した空圧補助圧鋳金型、精密プラスチック金型等は国際水準に達している。特に神龍汽車有限公司のプジョー307(T53)のスピーカー用金型および製品は直径0・8ミリの穴が1万8000個もあるが、先進的製法により一度のテストで成功し、ヨーロッパ標準をクリアしたという。乗用車ダイカスト鋳造金型は、成都興光圧鋳工業有限公司と成都天興儀表(集団)有限公司が代表メーカー。電子コネクタ、携帯電話、半導体シーリング、精密プレス金型は、宝利根(成都)精密模塑有限公司、赫比(成都)精密塑膠製品有限公司、宏明双新精密金型部品有限責任公司、成都尚明工業有限公司が代表メーカーで、一部精密電子金型は世界の先進水準にある。宏明双新の電子精密部品硬合金金型、高速型金型等の年間収益は3200万元。民営企業の成都尚明工業有限公司は、精密金型、圧鋳金型、車部品金型、金型の表面処理等を一体化したハイテク企業に成長した。外資系では、シンガポール独資のPOLYGON(成都)精密模塑有限公司が莫仕(MOLEX)集団向けに開発した超微間隔(0・3ミリ)通信連接器の核心金型、米国泰科電子(TYCO)向けに開発したCPU核心金型、赫比公司(Hi-p)のNOKIA向け携帯電話金型が世界水準に達しているという。

CHINA TREND CHECK

成都事務所発

〈自動車電装部品〉

成都市周辺には自動車、エンジン、オートバイ産業が集積している。高速道路と鉄道網の整備により、自動車部品と電子部品の迅速な納品が可能。成都は、自動車電装部品の研究開発・加工能力を有し、電子製品関連各種コンデンサー、抵抗器、半導体部品、センサー等基本的部品のメーカーがある。市は今後、自動車電装技術の応用と研究を強化し、「電子カー」の発展、即ち現在の車を単純な機械製品からハイテクメカトロニクス製品に転換し、電子部品コストが全コストの25％以上を占めることを目標にしている。

電子情報素材

電子情報素材は、機械全般、通信とネット製品、マイクロエレクトロニクス製品、ソフトウエア製品と情報家電製品の重要な基礎である。成都には電子情報素材生産の有名企業も多い。宏明電子股份公司は全国で最大規模、技術レベルも高いサーミスタの生産基地で、科学技術部から「国家863ハイテク電子陶磁器材料センター」に認定されている。成都銀河磁体股份有限公司は国内最大の生産量を誇り、世界第3位の希土粘着マグネット材料のメーカーである。大唐電信有限公司、中康公司、匯源公司の3社の光ケーブルと、成都中住光繊有限公司の光ファイバーも国内で生産・販売の上位を占める。これら4社の生産規模の合計は、光ケーブルが全国3位、光ファイバーが4位という。

情報製品製造

成都市は電子工業基地の一つで、生産品目は通信技術・設備、ラジオ・テレビ、コンピュータおよびソフトウエア、家電AV製品、電子情報部材・新型部品、特殊電子製品、医療、環境保護及び電子設備等15種類、1000種以上にわたる。先進的研究手段と国家レベル実験室・技術開発センターを有し、航空測定コントロール技術、情報安全技術等の研究成果に実績がある。国内外市場で、地上レーダー、暗号通信設備、航空測定コントロール設備、テレビビーム、測定設備、分析設備等が良好な地歩を築いている。

マイクロエレクトロニクス

成都市は全国7大IC設計産業化基地の一つである。IC設計専門会社は10数社あり、成都華微電子系統有限公司、成都国騰微電子有限公司、四川南山之橋微電子有限公司、成都威斯達芯片有限責任公司、成都登頴科技有限公司、成都天鋭電子科技有限公司、SUNPLUS、CONEXANT等が有名である。国有科学研究機構も、成都電子10所、29所、30所、航天618所、兵器209所、中国科学研究院成都計算所、光電所がある。民営企業には成都邁普電器有限公司、成都国騰通訊(集団)有限公司、四川匯源科技発展股份有限公司、鼎天集団等がIC設計力を備える。

IC生産は、楽山―菲尼克斯(フェニックス)半導体有限公司の6インチ0・25ミクロンのアナログIC生産ラインが着工され、総投資額3億7500万米ドルのIntelシーリングプロジェクトも建設が始まった。中芯国際集積電路製造(成都)有限公司、マレーシア友尼森(Unisem)、アメリカMPS等企業も相次いで成都ハイテクパークに進出した。このほか、四川長虹電器股份有限公司、四川九州電器責任有限公司に代表される民族系電子企業も成長が著しい。

ソフトウエア

00年以来、成都のソフトウエア産業は30～40％の成長率を維持している。04年の売上額は100億元。研究開発およびシステム売上額が1000万元を超えた企業は30社近くに上った。このうち年間売り上げが1億元を上回った企業には、成都托普集団、国騰集団、四川匯源科技発展股份有限公司、邁普資料、成都四威電子股份有限公司、索貝数碼科技股份有限公司、鼎天集団、四川銀海軟件有限責任公司、成都四方信息技術有限公司等がある。

国内著名企業が成都に支社を設立した例としては、成都華微電子系統有限公司、中興通信成都軟件研発センター、大唐電信有限公司、成都神州数碼有限公司、金碟軟件公司、用友軟件四川分公司、聯想集団成都分公司、宝信軟件公司成都分公司、成都中軟計算機工程有限公司、中科軟集団、金山軟件公司等、約60社余り。海外有名企業が成都で研究開発機構を設けた例としては、Intel、Ericsson、Motorola、SunMedia、Macronix、Microsoft、IBM、SUN、ORACLE、HP、Siemens、Sybase、Agilent、BEA等、約20社余りである。このほか、IT類研究開発センターとして、四川南山之橋微電子有限公司、芯通科技(成都)有限公司等、約200社ある。

モトローラ成都ソフトウエアセンターは01年1月に設立され、主な業務は無線通信、自動化テスト、システム化等の分野で中国市場にソフトウエア製品を提供することである。同センターは02年12月にSEI CMM

（R）5級認証を得た。清華紫光集団は2億元を投資してハイテクパークに清華紫光成都数碼産業センターを設立した。聯想集団研究院の成都支社は、西部における同集団の最高水準の研究開発機構である。ハイテクパーク内最大の通信設備製造企業である深圳 中興通信は、既存のソフトウエア研究所をベースにソフトウエア研究開発基地の設立を決めた。同基地の総投資額は約2億元、06年から2500名以上の技術者がソフトウエアの開発・試験、工程設計および規模化業務を開始する予定だ。このほかOracle、海爾集団、Onsemi、用友集団、華威集団等も成都で研究開発機構の設立を計画している。

IC設計、ソフトウエア製作請負、デジタルゲーム、情報保護が、今後成都ソフトウエア産業発展の主な支柱と見られている。

前述の主力ソフトウエア企業が集積する成都ソフトウエア産業基地（**第4表**）のメインゾーンは市内天府大道にあり、人材育成センターと総合サービスセンターが04年初から使用されている。メインゾーン以外に托普園、天府園、国騰園、華西園、西華園等の企業ゾーンがある。現在、ソフトウエア企業500社以上が進出し、うち200社以上がメインゾーンにある。04年、基地内のソフトウエア売上高は60億元を超え、成都市の78%以上を占めた。

〈デジタルゲームソフトウエアゾーン〉

成都市と高新技術開発区が04年4月に成都ハイテクインキュベーションゾーン内に建設。投資規模は1億元。成都華誠信息産業集団、華天科技（香港）有限公司等を株主とする成都掌通宝数字娯楽股份有限公司は携帯ゲームを中心とし、ゲーム開発センター、測定・試験センター、運営センター、インターネット資料センター、携帯資料センター等がある。携帯ゲーム産業基地は、ゲーム開発者、電信ネット運営者、情報内容提供者、携帯メーカー等企業と関連組織によって構成され、3～5年以内に100億元規模に発展させ、北京、上海の大型ネットゲームと肩を並べることを目標にしている。同ゾーンの総建築面積は1万4000平方メートル、進出企業は25社に達し、Intel、仏Gameloft、金山、騰訊、星美数碼、天府熱線、歓楽数碼等国内外の有名企業が入居し、全国で建築面積が最も大きく、進出企業が最も多いデジタルゲームゾーンである。

情報家電

成都市の主な情報家電製品には、TCL集団の年間200万台製造のカラーテレビのほか、前鋒のTV設備、錦電のVCD、鼎天のレーザーDVD、科龍の冷蔵庫等がある。前鋒、鼎天、科龍は国内市場の一角を占める。

製薬化工

四川省の製薬工業企業は約200社で、うちGMP認証を得たのは150社以上である。03年の省の製薬工業生産高は150億元、納税前利益は22億5000万元であった。売上高は全国で第9位に位置する。（**第5表**）

研究開発部門には、中国製薬集団四川抗菌素研究所、四川省中製薬研究院、中科院成都研究所、地奥集団国家天然薬物工程センター、四川大学華西医学センター、四川大学有機化学院、成都中製薬大学等、著名な製薬研究機関が集中し、中小規模の薬物研究機構は数百カ所に上る。

四川の製薬産業の代表的集積地の一つが成都ハイテクパークである。区内のバイオ製薬研究開発機関と生産企業は300社を上回る。著名な地奥集団、迪康集団、恩威集団、昇和集団の本部や、中国製薬集団、三九製薬集団、恒瑞製薬集団等著名な製薬企業の生産基地があり、省製薬企業上位20社のうち12社が区内に本部を設立している。

このうち、西洋医薬メーカーとしては、四川製薬股份有限公司、太極集団四川衡生製薬有限公司、成都康弘製薬有限公司等127社があり、漢方薬メーカーとしては成都地奥集団、中医大学華神薬業有限責任公司等82社がある。JC（成都事務所　何怡）

第4表　成都ソフトウエア産業基地とは

設立	01年7月（国家級）
総投資額	18,928万元
うち固定資産投資	17,928万元
敷地面積	113,220m²
着工	02年5月
建築面積	34,500m²を予定
現在までの完成面積	37,383m²
ソフトウエアインキュベーション区域	21,500m²
ソフトウエア評価・試験センター	3,000m²
人材育成センター	4,500m²
総合サービスセンター	8,383m²

第5表　四川省の製薬化工製品生産概況（2004年）

化学原料薬	3.54万トン
漢方薬	6.73万トン
合成アンモニア	264.42万トン
硫酸	246.74万トン
濃硝酸	4.1万トン
塩酸	29.32万トン
プラスチック樹脂及び共重合物	33.71万トン
合成繊維重合物	12.83万トン
売上高	446.27億元
うち製薬	101.05億元
うち化工	345.23億元

同方法律事務所(北京) 中国弁護士
趙雪巍

は、新会社法と異なるので、三資法が適用されると考えます。

(3)会社組織機構

会社法は株主総会を権力機関とし、董事会又は執行董事を経営管理機構として設置すると規定しているのに対し、合弁・合作企業は株主が派遣する董事からなる董事会を権力機関と規定し、株主総会は必要とされていません。三資企業の董事会は株主総会と経営管理機構の二重性格を有するもので、また合併・分立、解散および登録資本の増減等重要事項について、会社法の株主総会の決議規則に対し、三資企業は董事会の全員一致事項が要求されています。これらも今後三資法が適用されると考えます。

(4)合弁期間

原会社法と新会社法はいずれも会社の経営期限に関する定めがありませんが、三資法には合弁期間の定めがあります。これは合弁契約の締結必要性、出資設備、技術の時効性や外資への優遇税制などから制定されたもので、今後も三資法に基づき適用されるものと考えます。

(5)一人会社の無限責任

新会社法は一人会社(株主は一人のみ)の設立が認められているが、対外債務の負担について一人会社の株主は会社財産が自分の私有財産から独立していることを証明できない場合、会社の債務に連帯責任を負うと規定しています。一人投資者のみの外資独資企業は既に多数存在し、上記無限責任の対象外ですので、外資企業法の規定が適用されると考えます。

Ⅳ 新会社法が適用される規定は何ですか。

(1)登録資本

新会社法は、有限責任公司の最低登録資本を統一的に3万人民元(ただし、法律・行政法規に最低登録資本について別途規定がある場合を除く)と規定していますが、三資法には登録資本に関する一般規定はありません。また現状ではすでに一部の業種やCEPA(香港と中国本土との自由貿易協定)では外資も会社法最低資本金に統合されることから、登録資本について個別行政法規に最低資本金の規定がある場合を除き、三資企業も新会社法規定を適用する可能性があると考えます。

(2)出資物制限

新会社法は、会社の出資物について貨幣、現物、知的財産権、土地使用権などの貨幣性資産および資産評価可能かつ法律上譲渡可能な非貨幣性資産まで拡大しました。特に持分と債権は資産評価可能かつ譲渡可能な特徴を有するため、持分と債権による出資の法的根拠となるわけです。三資法の出資物に関する規定は新会社法と大きく相違します。出資方式規定は、資本の充実と投資の奨励を考慮し規定されていることから、三資企業にも新会社法が適用される可能性があると考えます。

(3)現物出資比率制限

新会社法は、原会社法の知的財産権出資比率が登録資本の20%を上回ってはならないという制限を撤廃、第27条に「全体株主の貨幣出資額は有限責任公司登録資本の30%より下回ってはならない」と規定し、非貨幣性出資比率制限を70%に引き上げました。三資企業も新会社法規定が適用される可能性があります。

(4)コーポレート・ガバナンスの強化規定

新会社法は、董事、監事、高級管理職の忠実義務と勤勉義務を明確にしました。董事、高級管理職が義務に違反して会社または株主の利益を損害した場合、株主は代表訴訟を行うことができ、また株主は会社の定款、董事会決議、監事会決議および財務会計報告を開示させ、複製し、調査する権利を有すると新たに規定しています。これらの規定も三資企業に適用されると考えます。

(5)少数株主権利保護

新会社法には少数株主保護規定が追加され、少数株主の権利が侵害される事態が生じる可能性がある場合、会社に対して合理的な価格により自分の持分を買取するよう請求できるとしました。また株主がその権利を濫用し、会社または他の株主に損害をもたらした場合、法に基づき賠償責任を負担しなければならず、会社経営管理に重大な困難を生じさせた場合、会社全株主表決権の10%以上を持つ株主は解散請求権を有するとされています。これら新会社法規定は少数株主の権利保護規定として三資企業にも適用されるものと考えます。

(6)関連当事者取引制限

新会社法は、会社の支配株主、実際支配者、董事、監事、高級管理職がその関連関係(資本関係または特別な支配関係)を利用し会社の利益を損害してはならないとしています。この規定は三資企業にも適用されると考えます。

Ⅴ 三資企業に適用する多種な行政規定はどうなるか。

三資企業に関わる法制度には、三資法のみならず行政規定も多く存在しています。これら規定が新会社法規定と異なる場合、当該行政規定と新会社法の適用関係については、三資法と新会社法の処理原則に基づき処理しなければなりません。以下の例を分析してみましょう。

〈例1〉清算および合併分立問題について

96年に国務院行政法規として「外商投資企業清算弁法」、99年に主管部門の規則として「外商投資企業の合併・分立に関する規定」が施行されました。これらは三資企業に適用するものですが、新会社法においても合併、分立規定が追加され、規制上の不備を補い、また清算に関する規定も解散事由の明確化、債権者保護手続きの改善が新設されました。これら新会社法規定は三資企業に適用される可能性があると考えます。

〈例2〉対外投資制限問題について

原会社法は、会社の対外投資額制限として純資産の50%を超えてはならないと規定し、00年公布の「外商投資企業の国内投資に関する暫定規定」にも同様な規定が設けられています。しかし、新会社法は当該制限を廃止したため、三資企業にも新会社法が適用されるべきと考えます。

Ⅵ まとめ

三資法が会社法に統合される方向にあることは確かで、最終的には会社法が中国のすべての企業に適用される基本法的な地位が確立するはずです。しかし、法的整理の困難さや外資投資政策の連続性などの観点から、会社法と三資法の二本立て状況はしばらく続くでしょう。実務的視点から、今後三資法の影に隠れた行政規定の整理および新会社法の三資企業への適用が加速するものと予想されます。JC

Chinese Business

Q&A

中国ビジネスQ&A
改正後会社法は外商投資企業に適用されますか?

Q 中国の会社法が先日改正され、2006年1月1日から施行と聞いています。改正後会社法は、外国企業の中国投資にも適用されるのでしょうか。特に、合弁企業にとってどのような影響があるのでしょうか。

A 05年10月27日、全国人民代表大会常務委員会は「会社法」を改正・公布しました。今回の改正は1993年の会社法制定以来三回目の改正で、全219条の内、46条が削除、41条が追加、137条が修正されるなど大幅な改正となりました。また、国有企業制度改革に重点を置く従来の立法趣旨と異なり、今回は、①会社設立および会社対外投資の規制緩和、②株主間の関係、会社内部事務に関する強制性規範の低減および意思自治範囲の拡大、③会社法人格の否認制度、④株主代表訴訟制度、⑤少数株主に対する保護制度の導入などが図られ、これにより、まったく新しい会社法が立法されたと言っても過言ではありません。

一方、中国の改革開放初期の1979年以来、外商投資企業に適用する「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」(以下「三資法」という)が会社法に先立って立法され、合弁企業、合作企業、独資企業(以下「三資企業」という)にのみ適用されています。

ここに大きな法の適用問題が生じてきます。従来の会社法は実務上主に内資企業に適用され、三資企業への適用をめぐって議論があるものの、実際にはほとんど適用されていません。今回の改正過程でも、会社法と三資法の統合は盛んに議論されましたが、関係があまりにも複雑であるため統合までには至りませんでした。本稿では、渉外弁護士としての視点から、国内の法的議論を踏まえ、改正後会社法(以下「新会社法」という)の内容を分析し、実務的に三資企業への適用可能性を探って見たいと思います。

I 三資法と会社法の関係

新会社法第218条には、「中国に設立された外商投資企業が有限責任公司、股份有限公司である場合は会社法が適用されるが、外商投資にかかる法律に別段の規定がある場合は、当該規定を優先的に適用する」と規定されています。当該条項は、三資企業への会社法適用を判断する法的根拠となります。

この条項をもとに、会社法が一般法で、三資法がその特別法と解釈するのが一般的です。しかし、会社法および三資法は、主に企業の設立手続き、組織機構、行為規則について規定するものの、内容が相違する点が多く、また、当初の企業所有制を区別する計画経済の影響下におけるそれぞれの立法的背景や前後関係から、三資法と会社法が並立した一般法および特別法の関係ではないのは明らかです。

三資法は三資企業に適用する法律ですが、三資企業にも、国内の他の会社形態の企業と同様に共通の会社法規範を適用するのは法の安定性平等性からみて当然なことで、またWTO加盟後の内国民待遇の要請からも、三資法を会社法に統合すべきだという声も強かったのです。しかし外資に関する法環境の連続性や特別優遇政策の継続など政策上の判断から統合は見送られ、また残念ながら従前の両者の適用関係も明確にされずに、三資法が会社法を優先するとの曖昧のまま本日に至っています。

II 新会社法が三資企業に適用される際の原則は何ですか。

三資法および三資法に基づき作られた 法律・法規・政策はかなり煩雑な体系となっています。各政府部門から発令され、内容は各行政分野に跨り、名称も実施条例、実施細則、暫定規定、弁法、補充規定、決定、通達など様々です。WTO加盟後、政府による整理整頓が加速されたものの、依然、外商投資法環境の整備、透明度向上の要請は強いです。新会社法は先進的な現代的会社制度を大幅に取り入れたことから、これを契機にして、三資法の一部特別規定を留保しながら、新会社法の一般規定を三資企業に適用していく、つまり、今後三資企業において新会社法の関連規定が適用されてくる可能性は非常に大きいと予測します。外国企業にとって新会社法は従前のように無関係で看過すべきものではないと判断します。

新会社法が現実に三資企業にどのように適用されるかについては、新会社法第218条を根拠に上述分析を踏えて具体的に検討する必要がありますが、傾向としては次のような原則に基づき適用されると考えられます。

(1)同一性質の事項について三資法と会社法の規定が明らかに異なる場合、三資企業自身の性質からの要請 または三資企業に対する国の特別手続きの必要性がある時は、三資法が適用されます。

(2)同一性質の事項について三資法と会社法の規定が根本的な相違がなく、また三資企業の会社性質に関する規定にすぎない、もしくは三資企業に特別扱いの必要性がない場合は、会社法が適用されます。

(3)同一性質の事項について三資法に明確な規定がない場合は、新会社法が適用されます。

III 三資法が優先的に適用される規定は何ですか。

(1)設立批准制度

新会社法は、新規会社は工商行政管理部門の登記のみで設立可能とされるのに対し、三資法では、商務部門の審査批准を取得し工商行政部門の登記を経た上で設立すると規定されています。また、新会社法は会社設立のための投資者間契約の締結を必要としないと規定したのに対し、三資法は合弁・合作企業は投資者間の合弁契約または合作契約を締結しなければならないと規定しています。これら三資法規定は、国の三資企業に対する特別管理制度の必要性によるもので、当然三資法の規定が適用されます。

(2)資本金払込

新会社法は登録資本の一括払込制度を変更して分割払込制度を導入しました。また、全株主の初回出資額は登録資本の20%(有限責任公司は法定最低資本金額3万元)を下回ってはならず、残りの部分は会社設立から2年内に払い込むと規定しています。三資法も登録資本の分割払込制度を規定していますが、初回出資額、初回出資期限、登録資本全額の払込期限などの規定

制度情報

2005年10～11月の法令から

北京事務所
（森・濱田松本法律事務所 北京事務所監修）

一 全人代レベル

1 会社法（改正）

（全国人民代表大会常務委員会　2005年10月27日公布，2006年1月1日施行）

現行法の全面改正である。主な改正点は以下の通りである。

①設立規制の緩和。資本金の払込時期を緩和し、有限会社と株式会社の最低資本金を引き下げた（第26条、第81条）。現物出資について、出資可能な財産の範囲と出資総額に対する現物出資の割合を拡大した（第26条）。一人会社の設立も認められた（第2章第3節）。

②コーポレート・ガバナンスの強化。董事や総経理の義務を明確に規定した（148条～151条）。また、監事会の機能が強化され（第54条、第4章第4節）、上場会社の独立董事の設置も義務づけられた（第123条）。

③支配株主の責任。支配株主がその地位を利用して会社に損害を与えることを明確に禁止した（第21条）。

④法人格否認の導入。株主が株主有限責任を濫用した場合の責任を定め、会社の法人格否認に関する制度を導入した（第20条）。

⑤少数株主の保護。株主の帳簿閲覧権（第34条）、役員等の責任を追及するための株主代表訴訟の規定（152～153条）を設けた。董事、監事の選任における株主総会の累積投票制度（第106条）を設けた。

⑥組織再編及び清算規定の充実。

⑦労働者権利保護の強化。

（全13章219条）

2 証券法（改正）

（全国人民代表大会常務委員会　2005年10月27日公布，2006年1月1日施行）

現行法の全面改正である。改正後の証券法は、証券の公開発行取引・上場・登録決済、上場会社の買収、情報開示等の要件、基準及び手続に関する規定を充実させ、各関係者（発行会社及びその高級管理人員、証券取引所、証券会社、証券登録決済機構、弁護士・公認会計士事務所等の専門機構、証券監督管理当局等を含む）の権利義務、禁止行為を明確にし、証券取引に関する諸制度の完備を図った。

（全12章240条）

3 「中華人民共和国個人所得税法」の修正に関する決定

（全国人民代表大会常務委員会　2005年10月27日公布，2006年1月1日施行）

本決定によると、2006年1月1日より現行の個人所得税法で規定されている給与報酬所得の控除基準が月額800元から1600元まで引き上げられる（第1項）。（全2項）

4 外国中央銀行の財産に対する司法強制措置免除法

（全国人民代表大会常務委員会　2005年10月25日公布，同日施行）

本法は、相互主義を前提に、外国中央銀行の資産について資産保全・強制執行の司法的強制措置を免除することを確認したものである。ただし、外国政府またはその中央銀行が書面により免除権を放棄したり、資産保全・強制執行の対象とする資産を指定したりした場合は、この限りではない（第1条）。

（全4条）

5 「マカオ特別行政区基本法」付属文書3に全国的な法律を追加することに関する決定

（全国人民代表大会常務委員会　2005年10月27日公布，同日施行）

本決定において、「マカオ特別行政区基本法」付属文書3に全国的な法律「外国中央銀行の財産に対する司法強制措置免除法」が追加されたことにより、当該法律の効力範囲がマカオ特別行政区にも及ぶこととなった。

6 「香港特別行政区基本法」付属文書3に全国的な法律を追加することに関する決定

（全国人民代表大会常務委員会　2005年10月27日公布，同日施行）

本決定において、「香港特別行政区基本法」付属文書3に全国的な法律「外国中央銀行の財産に対する司法強制措置免除法」が追加されたことにより、当該法律の効力範囲が香港特別行政区にも及ぶこととなった。

二 国務院レベル

1 重大動物疫病発生状況緊急対策条例

（国務院　2005年11月18日公布，同日施行）

本条例における重大動物疫病の発生状況とは、高病原性鳥インフルエンザ等の発病率又は死亡率の高い動物疫病が突然発生し、瞬時に蔓延し、養殖業の生産の安全性に深刻な脅威、危害をもたらす状況、並びに特別重大動物疫病発生状況を含む、人々の身体の健康及び生命の安全に危害をもたらす状況をいう（第2条）。本条例において、重大動物疫病発生状況の緊急対策準備制度が確立された。これには、緊急事前対応策制度の制定、物資備蓄制度の確立、緊急対策予備隊制度の確立が含まれる。また、各級人民政府に対し平時から十分な資金、物資を備蓄し、人員と技術面での緊急対策準備を万全に行うよう要求している。さらに、重大動物疫病発生状況の監視測定、報告及び公布制度を確立し、県級以上の地方人民政府に対して重大動物疫病発生状況の監督測定ネットワーク及び予防コントロールシステムを確立するよう要求し、関連の単位及び個人が動物に集団的な病気が発生又は死亡した場合は、直ちに

制度情報

所在地の県(市)動物疫病予防監督機構に報告しなければならない。
(全6章49条)

三 中央行政部門レベル

1 国が奨励する集積回路企業認定管理奨励規則(試行)

(発展改革委員会、情報産業部、税務総局、税関総署 2005年10月21日公布、同日施行)

本規則にいう集積回路企業とは、中国国内(香港、マカオ、台湾を含めない)において集積回路チップの製造、梱包、テスト及び6インチ以上のシリコン単結晶原料の生産に従事する独立法人の資格を有する合法的組織であり、集積回路を設計する企業は含まれない(第2条)。また、中国半導体産業協会とは、集積回路企業の認定機構であり(第4条)、その認定を受けた企業は、国務院による「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を奨励する若干の政策」の優遇政策を受けることができる(第1条)。本規則は、認定条件、認定手続及びその他の関連問題を明確に規定する。
(全16条)

2 外債管理の改善の関連問題に関する通知

(国家外貨管理局 2005年10月21日公布、2005年12月1日施行)

本通知は、国内機構の輸入契約における未払い金額が20万米ドル以上に相当し、かつ約定された支払期限又は実際の支払期限が180日以上延ばされる場合、外債登記手続を必要としている。また、①外国投資者の出資比率が25%を下回る外商投資企業の外債借入は中国資本企業の外債借入の関連規定を適用すること、②投資総額が登録資本と同額、又は投資総額が明確にされていない外商投資企業は、審査認可機関から投資総額及び登録資本の再査定を受けた後に、投資総額と登録資本との差額の範囲内で外債の借入れを行うこと、③外商投資性会社の外債借入の限度額はその払込済みの登録資本の4倍又は6倍(登録資本1億米ドル以上)を超えないこと、④外商投資リース会社のリスク資産はその純資産総額の10倍を超えないこと、⑤多国籍企業が吸収した国外関連会社の資金を中国国内で使用する場合、当該資金を外債管理の対象に取り入れること、といった5つの特殊な外商投資企業の外債借入ルールを定めている。さらに、中国国内の金融機関が外商投資企業に対して人民元又は外貨の貸付を行うときに、国外の機関又は個人から担保を受ける場合について、①従来の債務者(借り手の外商投資企業)による個別登記から債権者(貸し手の国内金融機関)による定期登記に変更すること、②外債管理の対象が契約金額から履行金額に変更すること、③本通知の施行前に契約され、かつ一定の条件を満たした国外担保付貸付について、債務者が担保実行後に外債登記を行うこと、という3つの国外担保管理ルールを規定している。
(全7項)

3 商標評議審査規則(改正)

(国家工商行政管理総局 2005年9月26日公布、2005年10月26日施行)

今回の主な改正点は以下の通りである。

①当事者による和解及び商標評議審査委員会による調停の制度が導入された(第8条)。

②改正後の第25条2項によると、商標評議審査の決定、裁定が下された後の当事者又は利害関係者の除斥申請について、評議審査決定、裁定の有効性には影響しないが、除斥事由の存在が確かである場合、商標評議審査委員会が法に従って対応しなければならない。

③改正後の第35条によると、商標評審委員会が下した決定又は裁定に当事者が不服を有し、人民法院に提訴する場合は、人民法院に訴状を提出すると同時又は15日以内に商標評審委員会に当該訴状の副本を発送し、又は別途書面により通知しなければならない(同条1項)。また、商標評審委員会がその下した決定又は裁定の発送日から60日以内に人民法院又は当事者から当該決定、裁定に関する起訴の情報を受け取らない場合は、関係の当事者が裁判所に提訴しなかったものとみなし、当該決定、裁定を商標局に移送し執行させるものとする(同条2項)。

④公開評議審査に関する旧法の第4章が全部削除されたが、公開評議審査に関する具体的な手続については、商標評議審査委員会が別途規定することを定めた(第39条)。

⑤中国の国外及び台湾、香港、マカオにおいて形成された証拠について、相手側当事者がその真実性に疑義を持ち、かつ然るべき証拠が提出された場合及び商標評議審査委員会が必要と認める場合を除き、旧法で一律に必要とされていた公証手続は要求されないこととなった(第43条)。
(全6章62条)

4 外商投資企業内部の処分資産についての所得税の処理問題に関する通知

(国家税務総局 2005年10月14日公布、同日施行)

本通知によると、外商投資企業並びに中国国内に置かれた外国企業の機構及び場所(以下「企業」という)の内部処分資産(自ら作った資産、及び外から購入した各種の資産を含む)は、これらの資産を国外に移転した場合を除き、収入と認定されない(第1項)。上記「内部処分資産」とは、「資産の所有権について形式的

及び実質的な変化が生じない処分行為」が行われた資産を指す（第2項）。
（全3項）

5 外国投資家の再投資による税金還付の関連問題に関する回答

（国家税務総局　2005年10月20日公布、同日施行）

本回答によると、外国投資家がその投資した外商投資企業の利益を以って再投資する場合、当該再投資の利益が実現されたものであれば、一括投資か分割投資かを問わず、再投資による税金還付を受けることができる（第1項）。しかし、将来得られる予定の利益による再投資を約束することについては、関連税法に定められている「登録資本の増加、又は資本金としてその他の外商投資企業への投資」に該当せず、再投資による税金還付を受けることはできない（第2項）。
（全2項）

6 外国投資者による再投資の企業所得税還付に関する問題についての通知

（国家税務総局　2005年11月17日公布、同日施行）

本通知によると、譲受方式により外商投資企業の株式（原文は「股権」）を取得した外国投資者が、株式を譲受した後に、当該外商投資企業が分配した株式譲渡を受ける前に実現した利潤を以って中国国内で再投資を行う場合、かかる再投資に用いる利益は「外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」第80条に定める直接再投資に用いる利益に該当しないものとし、関連の利益再投資還付の優遇を享受してはならない（第1条）。ただし、外国投資者が直接もしくは間接的に保有する、又は同一者により100%の支配関係を受ける外国投資者又は投資性会社から株式の譲渡を受ける場合で、かつかかる関連譲渡者の株式の購入原価に従い取引を行うときは、その再投資に用いる利益は再投資還付税の優遇を享受することができる（第2条）。
（全3条）

7 ベンチャー投資企業管理暫定規則

（国家発展及び改革委員会、科学技術部、財政部、商務部、中国人民銀行、国家税務総局、国家工商行政管理総局、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局　2005年11月15日公布、2006年3月1日施行）

本規則にいうベンチャー（原文は「創業」）企業とは、中国国内で設立登記される建設中又は再建中の成長企業を指し、既に上場した企業は含まれない。ベンチャー投資とは、ベンチャー企業に株式投資し、その企業の成長後に株式を譲渡することで主な収益を得る投資方式を指す。そしてベンチャー投資企業とは、中国国内で設立登記され、主にベンチャー投資を行う企業グループを指す（第2条）。本規則は、資本の私募、委託管理、出資引受制度、特別株式投資制度、業績奨励制度及びリスク制限制度等9つの分野について、ベンチャー投資企業に特別の法律保護を与える。政策的ベンチャー投資ファンドの設立によるベンチャー投資企業の設立・発展の後押し、税制面での支援及びベンチャー投資終了メカニズムの整備等の3つの側面から、ベンチャー投資企業に対する支持政策を明確にした。

この他に、外商投資ベンチャー投資企業が「外商投資ベンチャー投資企業管理規定」に従うことも明確にし、その投資運営が関連する条件に適合すれば、本規則に基づき政策による支持を受けることができる（第5条）。
（全6章32条）

8 認証研修機構管理規則

（国家品質検査総局　2005年9月29日公布、2005年11月1日施行）

本規則における認証研修機構とは、認証評価審査、審査、検査及びその他認証行為と関わる人員に対して基本的な研修活動を行う組織をいう（第2条）。認証研修機構の設立には、①登録資本が20万人民元を下回ってはならない。②4名以上の登録研修教員の資格を有する専門教員を有すること。③各課程の専門教員は2名を下回ってはならない等の条件がある。外商投資による認証研修機構の設立については、これらの条件に合致するほか、さらに外国側投資者がその所在国又は地域の法律に定める認証研修従事資格及び認証研修の授権を取得しなければならず、かつ認証研修授権に相応する教員資格を有する人員を有していなければならない（第7条）。認証研修機構を設立する者は、国家認証認可監督管理委員会に設立申請を提出し、審査を受け承認された後に「認証研修機構認可書」を取得できるものとし、認可書の有効期限は4年である（第9条）。国外認証研修機構が中国国内に設立する常駐代表機構は、認可監督管理委員会に対して書面による届出を行った後に、関連業務の連絡、マーケティングリサーチ、技術交流等の宣伝普及活動に従事することができる。ただし、認証研修に関する経営活動を行ってはならない（第10条）。本規則は、認証研修機構の審査認可設立、行為規範、監督検査及び罰則等について明確な規定を設けた。
（全6章44条）

9 認証コンサルティング機構管理規則

（国家品質検査総局　2005年9月29日公布、同日施行）

本規則における認証コンサルティング機構とは、製品、サービス及び管理システム関連認証基準及び技術規範を合致させるために技術的指導及びサービスを

制度情報

提供する組織をいう（第2条）。認証コンサルティング機構の設立には、①登録資本が10万人民元を下回ってはならない。②4名以上の登録した専門の認証コンサルタントを有し、そのうち少なくとも1名は高級コンサルタントでなければならない等の条件がある。外商投資による認証コンサルティング機構の設立については、これらの条件に合致するほか、更に外国側投資者がその所在国又は地域の法律に定める認証コンサルティング従業資格を取得しなければならない（第7条）。認証コンサルティング機構を設立する者は、国家認証認可監督管理委員会に設立申請を提出し、審査を受け承認された後に「認証コンサルティング機構認可書」を取得できるものとし、認可書の有効期限は4年である（第9条）。国外認証コンサルティング機構が中国国内に設立する常駐代表機構は、認可監督管理委員会に対して書面による届出を行った後に、関連業務の連絡、マーケティングリサーチ、技術交流等の宣伝普及活動に従事することができる。ただし、認証コンサルティングに関する経営活動を行ってはならない（第12条）。本規則は、認証コンサルティング機構の審査認可設立、行為規範、監督検査及び罰則等について明確な規定を設けた。

（全6章39条）

10 不動産評価機構管理規則

（建設部　2005年10月12日公布、2005年12月1日施行）

本規則にいう不動産評価機構とは、法に従い設立され、かつ不動産評価機構の資格を取得し、不動産評価業務に従事する仲介サービス機構を指す（第2条）。また、本規則にいう不動産評価業務には、土地、建物（建築中のものも含める）及び不動産を主体とした企業総資産、企業総資産における各種不動産の価格評価並びに譲渡、抵当、都市家屋の取壊し、司法鑑定、課税、会社上場、企業再編、企業清算、資産再建、資産処理等に必要な不動産評価が含まれる（第3条）。本規則に定める不動産評価業務に従事する機構は、法に従い不動産評価機構の資格を取得し、かつその資格等級で許可された範囲内において評価業務に従事しなければならない（第24条）。資格の等級は3種類あり、その有効期間は15年とされる（第15条）。本規則は、当該資格の取得条件、申請手続き、評価機構の設立、変更、監督管理等につき規定している。

（全4章36条）

11 建設工事品質検査測定管理規則

（建設部　2005年9月28日公布、2005年11月1日施行）

本規則にいう建設工事品質検査測定とは、工事の品質検査測定機構が受託した、国の関連法規並びに建設工事の強制基準に基づいて行われる建築物、構築物構造の安全性及び工事現場での建築材料、部品のサンプリングテストを指す。建築物、構築物の構造安全性テスト及び関連建材テストを行う工事品質検査測定機構の資格申請を受け、同機構の検査測定を監督管理し、同機構は本規則を遵守しなければならない（第2条）。本規則は建設工事品質検査測定機構の設立条件、審査認可手続き、「検査機構品質証書」の取得及び管理並びにかかる罰則について規定している。（全36条）

12 貨幣ブローカー会社テスト管理規則実施細則

（銀行業監督管理委員会　2005年11月18日公布、同日施行）

本規則は、「貨幣ブローカー会社テスト管理規則」の実施過程において具体的な手続きの問題に対して規定した。規則は、貨幣ブローカー会社の申請手続き及び必要な資料について明確な規定を行い、更に貨幣ブローカー会社の董事及び高級管理職の就任資格について、並びにリスク管理及び監督管理等について規定した。

（全5章40条）

13 中国人民銀行自動質権設定融資業務管理暫定規則

（中国人民銀行　2005年11月3日公布、2005年12月8日施行）

本規則は、自動質権設定融資業務の申請受理手続き及び関連の法律責任について、明確な規定を設けた。本規則にいう自動質権設定融資とは、加入銀行が短期資金不足になった場合に、自動質権設定融資システムを通じて人民銀行に対し保有債券の質権設定を行うことにより資金の貸し付けを受け、資金が返済された後に債券の質権が自動的に解除されるしくみをいう（第2条）。本規則における自動質権設定融資業務システムとは、中国現代化支払システム、中国人民銀行公開市場業務システム、中央銀行会計集中計算システム、及び中央国債登記結算有限責任公司の簿記システムに依拠して、債券の自動質権設定、融資、返済、質権設定解除を実現する応用システムをいう（第4条）。本規則にいう債券の質権設定とは、政府、中央銀行、政策性銀行等の部門及び単位により発行された、中央国債登記結算有限責任公司で保管振替される政府債権、中央銀行債権、政策性金融債券、並びに人民銀行の認可により質権設定が許されるその他の有価証券をいう（第5条）。

（全32条）

14 中国現代化支払システム運営管理規則（試行）

（中国人民銀行　2005年11月5日公布、同日施行）

本規則は、中国現代化支払システム（CNAPS・China National Advanced

Payment System)の職場管理、操作管理、メンテナンス管理、安全管理、機械室管理、設備管理、ファイル管理、故障処理及び規律、責任について明確に規定した。本規則における中国現代化支払システムには、大口決済システム(HVPS、原文は「大額支払系統」)と小口決済システムBEPS、原文は「小額支払系統」)が含まれる(第2条)。本規則は、支払システムの運営、メンテナンス及び管理を担当する中国人民銀行清算総センター、清算センター(決済センターを含む)及び直接参与者(特別許可参与者を含む)の運営メンテナンス部門に対して適用する(第3条)。

15 小口決済システム業務処理規則(試行)

(中国人民銀行　2005年11月5日公布、同日施行)

本規則は、小口決済システムの支払業務、正味借方記入限度額管理、差額決済(ネッティング)及び資金の清算、日切り及び年度末処理、規律、責任について規定を設けた。本規則は、中国人民銀行による認可を受け、中国国内で小口決済システムを通じて支払業務を行うシステム参与者及びシステム運営者に対して適用する(第3条)。本規則の規定によると、小口決済システム参与者は、直接参与者、間接参与者及び特別許可参与者に分かれる。直接参与者とは、支払システムの都市処理センターと直接インターフェースで繋がっており、かつ中国人民銀行に清算口座を開設している金融機関、及び中国人民銀行の市級以上の中心支店をいう。間接参与者とは、中国人民銀行に清算口座を開設しておらず、直接参与者に資金清算処理を委託する金融機構、及び中国人民銀行の県級の支店をいう。特別許可参与者とは、中国人民銀行による認可を受け、小口決済システムにより特定の支払業務を行う機構をいう(第4条)。また、中国人民銀行が小口決済システムに対して統一管理を実施し、小口決済システムの運営及びその参与者に対して管理及び監督を行うことが明確に規定された(第18条)。

(全7章81条)

16 電力業務認可証管理規定

(国家電力監督管理委員会　2005年10月13日公布、2005年12月1日施行)

本規定にいう電力業務とは、発電、送電及び電力供給業務を指す。この中で、電力供給業務には、配電及び電力販売業務が含まれる(第4条第2項)。中国国内で電力業務を行う場合には、本規定に基づき電力業務認可証を取得しなければならない。同認可証の発行及び管理は国家電力監督管理委員会が行う。そして同委員会の定める特定の場合を除き、いかなる単位又は個人も電力業務認可証を未取得のうちに電力業務を行ってはならない(第4条第1項)。本規定は電力業務認可証の申請、受理、審査、決定、変更、更新及び監督管理等について明確に規定する。

(全8章48条)

17 電力市場監督管理規則

(国家電力監督管理委員会　2005年11月7日公布、2005年12月1日施行)

本規則の監督管理対象には、電力市場主体及び電力調整取引機構が含まれる。電力市場主体には、かかる規定に基づき電力業務認可証を取得した発電企業、送電企業、電力供給企業(独立配電・電力販売企業を含める)及び電力監督管理機構の審査認可を経た消費者が含まれる。電力調整取引機構には、区域電力調整取引センター(区域電力調整センター、区域電力取引センターを含める)及び省、自治区、直轄市の電力調整機構が含まれる(第7条)。本規則は主に電力市場における独占行為の監督管理について定め、電力市場の運営規則、登録管理、関与及び中止、紛争処理、情報公開及び開示、並びにかかる法律責任について明確に規定する。

(全9章40条)

18 電力市場運営基本規則

(国家電力監督管理委員会　2005年11月7日公布、2005年12月1日施行)

本規則は、区域電力市場に対して適用され(第2条)、国家電力監督管理委員会及びその出先機関(以下「電力監督管理機構」という)が区域電力市場運営の監督管理を行う(第3条)ことを定める。電力市場の主体にはかかる規定に基づき電力業務認可証を取得した発電企業、送電企業、電力供給企業(独立配電・電力販売企業を含める)及び電力監督管理機構の審査認可を経た消費者が含まれる。発電企業、送電企業及び電力供給企業は、かかる電力業務認可証を取得した後、区域電力市場参加を申請し、その市場取引をすることができる。また、消費者は、電力監督管理機構の審査認可を経て、区域電力市場取引に参加することができる。本規則は、電力市場の主体及び取引機構、取引類型及び方法、電力取引、送電サービス、補助サービス、電力計量及び清算、システムセキュリティ、リスクマネジメント並びに情報開示等について規定する。

(全11章45条)

19 再保険業務管理規定

(中国保険監督管理委員会　2005年10月14日公布、2005年12月1日施行)

本規定にいう再保険とは、ある保険会社の行う保険業務を部分的に他の保険会社の業務に移転する行為を指す(第2条)。また、元受保険会社とは、保険契約者に保険証書を発行し、保険責任を直接負担する保険会社を指す。再保険会社とは、再保険業務を専門に取り扱い、保険契約者に保険証書を発行しない保険

制度情報

会社を指す。(第3条)本規定は、再保険業務の分類、定義、再保険業務及び再保険ブローカー業務に関する規制、中国保険監督管理委員会による再保険業務の監督管理、罰則等を定める。

この他、中国保険監督管理委員会が認可する場合を除き、外資保険会社がその関連企業と共に再保険業務に従事してはならないことを定めている(第22条)。外国再保険会社支店の支払余力は、その本社の支払余力に基づき判断される。また、外国再保険会社支店の自社保留保険料は、本社から授権された金額を限度とする(第25条)。

(全6章35条)

20 損害保険会社保険約款及び保険料率管理規則

(保険監督管理委員会 2005年11月10日公布、2006年1月1日施行)

本規則によると、損害保険会社及びその支店(以下「保険会社」という)の保険約款及び保険料率は、中国保険監督管理委員会もしくはその出先機関の審査認可を受けるか、又は届け出なければならない(第4条)。保険会社は、法で強制加入とされる種類の保険、保険監督管理委員会から公共の利益にかかると認められた保険約款及び保険料率を実行する場合には、中国保険監督委員会の審査認可を経なければならない(第8条)。また、その他の保険約款及び保険料率については、使用後10業務日以内に中国保険監督管理委員会又は出張機関に届け出なければならない(第14条)。本規則は特に、外国損害保険会社支店の保険約款及び保険料率の管理は、本規則の損害保険会社本社に対する規定を適用すると定める(第41条)。この他、セット型保険の約款及び保険料率の管理及び法律上の責任者及びアクチュアリー責任者等について明確に規定している。

(全8章44条)

21 直販企業情報届出、開示管理規則

(商務部、工商総局 2005年11月1日公布、2005年12月1日施行)

本規則は、「直販管理条例」第8条に基づき、直販企業の情報届出及び開示方法並びにその内容について規定する。直販企業は、自ら運営する中国語ウェブサイトを通じて情報を開示し、商務部及び国家工商行政管理総局は直販産業管理ウェブサイトを通じてかかる情報を開示する(第3条、第4条)。直販企業は、毎月商務部、工商総局に届出をし、かつ毎年4月に企業年報を作成してかかる内容を交付する。

(全11条)

22 直販企業保証金預入れ、使用管理規則

(商務部、工商総局 2005年11月1日公布、2005年12月1日施行)

本規則によると、企業がダイレクトセールスを申請するとき、指定銀行に保証金専用口座を開設し、2000万人民元を現金で預入れなければならない(第2条)。直販企業は、直販経営業務の開始から3カ月後に、前月の直販収入の15%を基準として保証金額を調整し、かつ商務部及び工商総局に届け出なければならない。商務部及び工商総局は、状況に応じて、保証金の使用を共同で決定することができる(第5条)。

(全13条)

23 直販員業務研修管理規則

(商務部、公安部、工商総局 2005年11月1日公布、2005年12月1日施行)

本規則にいう直販員の業務研修(以下「直販研修」という)とは、直販企業が、国の規定に基づき、その雇用予定及び雇用する直販員に対して直販の基礎知識等の各種研修を行う活動を指す。また、直販員試験とは、直販企業が、雇用予定者に対して行う試験を指す(第3条)。直販企業は、本規則で定める方法、内容、場所等に従い直販員業務研修及び試験を実施し、かつ毎年1月末までに前年度に行ったかかる研修及び試験の状況を企業所在地の省級商務、工商主管部門を通じて商務部、国家工商行政管理総局に届け出なければならない。

(全18条)

24 自動車製品外部標識管理規則

(国家発展及び改革委員会 2005年11月3日公布、2006年2月1日施行)

本規則にいう自動車製品外部標識とは、登録商標、メーカー名、生産地、モデル名及び型番、エンジン排気量、トランスミッション形式、駆動形式及び車輌の特徴を反映したその他の標識を指す(第2条)。本規則は、中国国内で生産される国内市場販売用の自動車に適用され、海外向けに国内で生産される自動車及び輸入自動車には適用されない(第3条)。また、国産車は車体前方の目立つ場所に1個以上の長期間の使用に耐える標識を取り付けなければならない(第4条)。自動車の標識表示方法、標識管理等を規定し、その規定に適合しない場合には「道路機動車輌生産企業及び製品広告」に登録されない(第16条)。

(全4章18条)

25 インターネット薬品取引サービス審査認可暫定規定

(国家食品薬品監督管理局 2005年9月29日公布、2005年12月1日施行)

本規定は、当該証書の申請条件、審査認可手続き、検査監督等を明確に規定する。本規定にいうインターネット薬品取引サービスとは、インターネットを通じて薬品(医療器械、直接薬品に触れる梱包材及び容器を含める)取引サービスを提供する電子商取引業務を指す(第2

条)。同取引サービスには、薬品の生産企業、販売企業及び医療機関の間で行うインターネット薬品取引のために提供するサービス、薬品の生産企業、卸売企業が自らのウェブサイトを通じて他企業と行うインターネット薬品取引、並びに個人消費者向けに提供するインターネット薬品取引サービスが含まれる(第3条)。また、インターネット薬品取引サービスに従事する企業は、審査、検査を通じてインターネット薬品取引サービス機構の資格証書を取得しなければならない(第4条)。

(全38条)

26 酒類流通管理規則

(商務部　2005年11月7日公布、2006年1月1日施行)

本規則にいう酒類とは、酒精度0・5%以上(体積分数)のアルコール分を含む飲料で、醸造酒、蒸留酒、飲用アルコール及びその他のアルコールを含む飲料を含めるが、国の関連行政管理部門が法に従い生産を認可した薬用酒、保健食品の酒類は含まれない。また、酒類の流通には、酒類の卸売、小売、貯蔵、輸送等が含まれる(第2条)。本規則は、酒類流通の届出登記、経営規則、監督管理の内容及び方式、並びに法律責任について規定する。

(全6章38条)

27 公安機関行政許可業務規定

(公安部　2005年9月17日公布、2005年12月1日施行)

公安機関が実施する行政許可及びその監督管理には、本規定が適用される(第2条1項)。本規定は、公安機関による行政許可の申請及び受理、審査及び決定、監督検査、上級公安機関による監督管理等の事項を定める。

(全6章43条)

28 国内居住者の国外特定目的会社を通じた融資及び迂回投資の外貨管理に関する問題についての通知

(国家外貨管理局　2005年10月21日公布、2005年11月1日施行)

本通知にいう「特定目的会社」とは、国内居住者の法人又は自然人がその所有する国内資産又は権益を以って国外において持分融資(転換社債融資を含む)を行うために直接又は間接的に設立する国外会社を指す(第1項1号)。「迂回投資」とは、「国内居住者が特定目的会社を通じて国内向けに行う直接投資活動」を指す(第1項2号)。

本通知は、特定目的会社を設立する際の対外投資外貨登記手続及びその変更手続、特定目的会社を通じて得られた資金及び利益の利用規則を定める。

(全13項)

29 商業銀行個人財務管理業務暫定規則

(中国銀行業監督管理委員会　2005年9月24日公布、2005年11月1日施行)

本規則は、個人財務管理業務の分類及び定義、個人財務管理業務の業務管理及びリスク管理、個人財務管理業務に対する監督管理、罰則等の事項を定める。

(全7章69条)

30 商業銀行個人財務管理業務リスク管理指針

(中国銀行業監督管理委員会　2005年9月24日公布、2005年11月1日施行)

本指針は、個人財務管理コンサルタントサービスのリスク管理、財務管理総合サービスのリスク管理、個人財務管理業務商品のリスク管理等を定める。

(全5章64条)

31 税関立法業務管理規定

(税関総署　2005年10月24日公布、2006年1月1日施行)

本規定にいう規則とは、税関総署が「規則制定手続条例」及び本規定に基づき制定及び公布する規則を指す。また、その他の規範性文書とは、税関総署及び各直属の税関により制定され、かつ税関総署の公告又は直属税関の公告という形式で公表される、行政管理対象者の権利、義務にかかる普遍的で法的拘束力を持つ文書を指す(第3条)。また、本規定では、税関総署、直属の税関が職権の範囲内で、法に従い規定された手続きに基づいて、規則及びその他の規範性文書について立案、ドラフト、審査、制定、公布、届出、解釈、改正及び廃止等の立法業務を行うときに守るべき原則及び手続きが明確に規定されている。

この他、税関総署及び国務院の関連部門が連名で制定、公布した規則及び公告の形式で公布されたその他の規範性文書も本規定を適用する(第2条)。2002年10月28日に公布された「税関による規範性文書制定管理規則」は、同時に廃止する(第80条)。

(全4章80条)

32 納税サービス業務規範(試行)

(国家税務総局2005年10月16日公布、2005年11月1日施行)

本規範にいう「納税サービス」とは、税務機関が税収法律、行政法規の規定に従い、税金の徴収、管理・検査及び税収に関する法的救済の実施に際して納税者に提供するサービス事項及び措置を指す

この記事は競輪の補助金を受けて実施した調査事業の成果です。

（第2条1項）。

本規範は、納税サービスの内容、納税サービス機関、「12366納税サービスホットライン」及び税務サイト、税務サービスの考査及び監督等を定める。（全6章45条）

33 税務代理保管資金口座管理規則

（国家税務総局、財政部、中国人民銀行　2005年11月9日公布、同日施行）

本規則は、税務代理保管資金の管理を整備するために制定された。税務機関が銀行に開設する税務代理保管資金口座の専用預金口座に関する開設、変更、取消、当該口座の使用、税務機関の口座管理、監督、会計計算及び法律責任等について明確に規定した。（全7章37条）

34 司法鑑定機構登記管理規則

（司法部　2005年9月29日公布、同日施行）

本規則にいう司法鑑定機構とは、「全国人民代表大会常務委員会による司法鑑定管理問題に関する決定」第2条に規定する司法鑑定業務を行う法人又はその他の組織を指す。司法鑑定機構は、司法鑑定人が運営し、本規則に定める条件を満たさなければならず、省級司法行政機関の審査認可、登記を経て、「司法鑑定認可証」を取得しなければならず、登記の司法鑑定業務範囲内において、司法鑑定業務を展開する（第3条）。司法鑑定管理は、行政管理と産業管理を併せて行う。司法行政機関は、司法鑑定機構及びその司法鑑定業務に対して、法に従い指導、管理及び監督、検査を行い、司法鑑定産業協会は法に従い自律的管理を行う（第4条）。全国で一元的な司法鑑定機構及び司法鑑定人の審査認可登記、名簿作成及び名簿公告制度が実施される（第5条）。本規則は、司法鑑定機構の設立申請条件、主管機構の審査認可手続、登記の変更、延長及び取消、名簿の作成及び公告等を明確に規定する。（全9章45条）

35 司法鑑定人登記管理規則

（司法部　2005年9月29日公布、同日施行）

本規則にいう司法鑑定人とは、科学技術又は専門知識を用いて訴訟にかかる専門的な問題を鑑定及び判断し、かつ鑑定意見を提出する者をさす。司法鑑定人は、本規則で規定する条件を満たし、省級司法行政機関の審査認可登記を経て、「司法鑑定人執務証」を取得し、登記上の司法鑑定執務類別に従い、司法鑑定業務に従事する。司法鑑定人は、司法鑑定機構で業務を行わなければならない（第3条）。司法行政機関は、司法鑑定人及びその業務について指導、管理及び監督、検査を行い、司法鑑定産業協会は法に従い自律的管理を行う（第4条）。司法鑑定機構及び司法鑑定人の審査認可登記は、名簿作成及び名簿公告制度を全国で一元的に実施する（第5条）。本規則は、司法鑑定人の執務登記、権利義務、監督管理及びその法律責任等につき明確に規定する。（全7章35条）

36 民用空港使用許可規定

（民用航空総局　2005年10月7日公布、2005年11月7日施行）

本規定は、民用空港使用許可、民用空港の名称管理、国際空港の設立及び法律責任等を明確に規定する。民用空港（軍民共用空港の民用部分を含む）の使用許可管理及びその関連業務に適用されるが、臨時空港は対象外である（第2条）。中国民用航空総局（以下「民航総局」という）は、民用空港の使用許可及びその他関連業務の一元的管理及び監督検査に責任を負う（第3条）。中国民用航空地区管理局（以下「民航地区管理局」という）は、管轄区域内の民用空港使用許可につき監督管理の実施に責任を負う（第4条）。民用空港の使用許可制度を実施する。民用空港が使用許可証を取得すれば使用に供することができる（第5条）。民用空港の名称は、民航総局又は民航地区管理局審査認可後に使用することができる（第6条）。国際空港の建設は、民航総局の審査認可及び国務院の認可を経なければならない。国務院が対外開放につき未認可の運輸空港では、国際、香港、マカオ、台湾の航空便業務を開放することはできない（第7条）。（全6章71条）

四 地方性法規

（該当なし）

五 司法解釈

1 著作権侵害の刑事事件における録音録画製品取扱いの関連問題に関する回答

（最高人民法院、最高人民検察院　2005年10月18日施行）

本回答によると、営利目的により、録音録画製作者の許諾なく、それが製作した録音録画製品を複製する行為は、複製品の数量の合計が1000枚以上になった場合は、「数量が大きい」ものと認定する。5000枚以上の場合は、「数量が膨大である」と認定し、その基準に従い執行する。録音録画製作者の許諾を得ずに、インターネットを使ってそれが製作した録音録画製品を伝播する行為は、刑法第217条第3項に定める「複製発行」する行為とみなされ、情状に従い「著作権侵害罪」に確定し、処罰する。

中国の工業企業ランキング―200社リスト(中)

前号に引き続き、国家統計局の04年工業企業トップ200社の101～200位を掲載します。
次号では業種別に分類した資料を掲載する予定です。

●

(注)規模以上の工業企業＝すべての国有企業と、年間売上額が500万元以上の非国有企業を指す。
なお、中国の産業分類では、工業(第二次産業)には、採掘業、製造業のほか、電力・ガス・水道・建設業が入る。

■2004年中国工業企業ランキング上位200社―国家統計局05年8月26日発表　(単位:1,000元、人)

順位	企業名	主たる業務からの営業収入	資産	従業員数	所有制	業種	地域
101	四川省宜賓五粮液集団有限公司	13,820,930	17,506,130	27,635	その他有限	食品	四川
102	珠海格力電器株式有限公司	13,743,830	10,919,035	12,395	株式有限	家電	広東
103	英順達科技有限公司	13,691,505	6,784,261	7,452	港澳台独資	電子	上海
104	徐州工程機械集団有限公司	13,621,550	7,359,292	17,274	国有独資	一般機械	江蘇
105	北京索愛普天モバイル通信有限公司	13,258,121	2,878,810	3,433	中外合資	通信設備	北京
106	金川集団有限公司	13,206,607	12,343,693	31,257	国有独資	非鉄金属	甘粛
107	酒泉鋼鉄(集団)有限責任公司	13,139,591	22,313,086	38,960	株式有限	鉄鋼	甘粛
108	陝西省電力公司	13,058,784	22,907,484	18,663	国有	電力	陝西
109	天津鋼管集団有限公司	12,535,361	16,781,348	7,330	国有独資	鉄鋼	天津
110	中国石化儀征化繊株式有限公司	12,494,764	11,157,796	12,433	港澳台株式	化学	江蘇
111	中国石油天然ガス株式有限公司独山子石化支社	12,458,150	8,074,111	6,038	株式有限	石油	新疆
112	中国石化集団武漢石油化工工場	12,353,410	4,858,760	2,811	国有	石油	湖北
113	LG電子(恵州)有限公司	12,134,496	2,111,125	3,345	中外合資	電子	広東
114	深圳創維-RGB電子有限公司	12,115,650	6,973,370	5,750	港澳台合資	電子	広東
115	吉林省電力有限公司	12,089,937	19,418,459	27,057	国有独資	電力	吉林
116	長沙巻きタバコ工場	11,990,760	11,491,890	4,016	国有	たばこ	湖南
117	新余鋼鉄有限責任公司	11,804,952	10,761,019	28,003	その他有限	鉄鋼	広西
118	中国石油化工株式有限公司長嶺支社	11,775,261	3,435,631	3,240	株式有限	石油	湖南
119	英業達(上海)有限公司	11,730,669	1,340,851	2,806	外資企業	電子	上海
120	中国石油天然ガス株式公司タリム油田支社	11,705,380	21,588,230	10,115	株式有限	石油	新疆
121	四川長虹電子集団公司	11,675,890	16,073,000	35,622	株式有限	電子	四川
122	中国石油化工株式有限公司安慶支社	11,612,299	4,739,348	4,637	国有	石油	安徽
123	広西柳州鋼鉄(集団)公司	11,460,052	10,989,275	14,151	国有	鉄鋼	広西
124	唐山国豊鋼鉄有限公司	11,325,290	6,999,687	10,868	港澳台合資	鉄鋼	河北
125	昆明巻きタバコ工場	11,311,141	13,575,779	4,749	国有	たばこ	雲南
126	金杯自動車株式有限公司	11,241,600	22,534,070	11,753	中外合資	自動車	遼寧
127	旭電(蘇州)科技有限公司	11,219,300	3,589,950	5,300	外資企業	電子	江蘇
128	平頂山石炭業(集団)有限責任公司	11,058,830	16,007,500	133,616	その他有限	石炭	河南
129	常徳巻きタバコ工場	11,039,339	7,594,740	4,535	国有	たばこ	湖南
130	山東海化集団	11,033,045	11,939,132	18,852	その他有限	石油	山東
131	天津市電力公司	11,000,730	18,103,830	9,163	国有	電力	天津
132	広西電網公司	10,970,851	23,184,471	7,934	国有独資	電力	広西
133	昆明鋼鉄キャピタル・ホールディング有限公司	10,928,630	18,848,300	26,253	国有独資	鉄鋼	雲南
134	広東省韶関鋼鉄集団有限公司	10,862,722	11,484,480	11,735	株式有限	鉄鋼	広東
135	漣源鋼鉄集団有限公司	10,836,928	14,944,872	18,764	国有	鉄鋼	湖南
136	江西省電力公司	10,780,795	18,718,545	12,873	国有独資	電力	江西
137	重慶鋼鉄(集団)有限責任公司	10,744,615	12,634,386	26,535	港澳台株式	鉄鋼	四川
138	建興光電科技(広州)有限公司	10,737,447	1,886,802	6,150	外資企業	電子	広東
139	中国石油天然ガス株式公司ウルムチ石化支社	10,728,480	6,674,700	4,544	株式有限	石油	新疆
140	天津一汽トヨタ自動車有限公司	10,675,669	5,662,986	4,409	中外合資	自動車	天津
141	江蘇永鋼集団有限公司	10,632,620	5,955,310	4,094	その他有限	鉄鋼	江蘇
142	広西玉柴機器集団有限公司	10,618,236	8,173,999	12,625	外商投資	自動車	広西
143	宣化鋼鉄集団有限責任公司	10,612,764	7,238,317	33,787	その他有限	鉄鋼	河北
144	浪潮集団有限公司	10,587,962	3,549,872	3,400	その他有限	電子	山東
145	雲南電網公司	10,572,633	21,455,443	10,358	国有	電力	雲南

順位	企業名	主たる業務からの営業収入	資産	従業員数	所有制	業種	地域
146	第一自動車解放青島自動車廠	10,407,434	4,811,682	4,050	国有	自動車	山東
147	山東濱化集団	10,399,851	1,870,497	2,597	その他有限	石油	山東
148	上海ベルアルカテル株式有限公司	10,326,172	14,971,021	5,670	外商投資	通信設備	上海
149	広東原子力発電集団有限公司	10,245,390	57,378,630	4,893	港澳台合資	電力	広東
150	南山集団公司	10,200,087	15,245,670	30,006	株式有限	非鉄金属	山東
151	華電国際電力株式有限公司	10,175,438	27,790,708	13,016	外商投資	電力	山東
152	オンスマイ電子(深圳)有限公司	10,164,082	2,668,369	5,300	港澳台独資	電子	広東
153	広東科龍電器株式有限公司	10,127,590	11,006,881	8,749	株式有限	家電	広東
154	中国石油化工株式有限公司済南支社	10,113,710	3,431,080	3,193	株式有限	石油	山東
155	天津天鋼集団有限公司	10,111,714	10,711,979	11,199	国有	鉄鋼	天津
156	中国石油化工株式有限公司九江支社	10,069,998	3,941,717	2,643	株式有限	石油	江西
157	臨沂新程金鑼肉製品有限公司	10,046,782	3,346,242	21,669	外資企業	食品	山東
158	江陰興澄特殊鋼鉄有限公司	10,023,059	5,463,096	3,003	港澳台合資	鉄鋼	江蘇
159	維坊ディーゼルエンジン工場(集団)	10,018,858	6,813,172	11,756	国有	一般機械	山東
160	中国石油化工株式有限公司荊門支社	9,966,656	3,342,520	3,452	株式有限	石油	湖北
161	杭州ワハハ集団有限公司	9,920,659	7,571,563	5,085	その他有限	食品	浙江
162	上海梅山鋼鉄株式有限公司	9,882,063	13,038,653	5,342	株式有限	鉄鋼	江蘇
163	中国石化斉魯株式有限公司	9,841,748	10,068,298	9,749	株式有限	化学	山東
164	新疆ウイグル自治区石油管理局	9,794,750	15,367,856	46,252	国有	石油	新疆
165	広州鋼鉄株式有限公司	9,618,567	4,110,388	2,207	港澳台株式	鉄鋼	広東
166	湘潭鋼鉄集団有限公司	9,583,760	11,757,464	22,906	国有	鉄鋼	湖南
167	延煉実業集団公司	9,431,229	4,133,822	4,185	国有	石油	陝西
168	広東格蘭仕(集団)公司	9,423,753	4,351,576	19,200	その他有限	家電	広東
169	中国石油天然ガス株式有限公司華北油田支社	9,402,680	12,185,150	13,367	株式有限	石油	河北
170	友達光電(蘇州)有限公司	9,244,420	3,419,993	8,669	外資企業	電子	江蘇
171	中国石化集団巴陵石化有限責任公司	9,240,550	5,754,631	12,253	国有独資	石油	湖南
172	中国石化集団天津石油化工公司	9,232,705	2,498,590	6,858	国有	化学	天津
173	河北津西鋼鉄株式有限公司	9,232,034	4,903,687	4,462	外商投資	鉄鋼	河北
174	華芳集団有限公司	9,200,950	7,099,900	28,586	その他有限	繊維	江蘇
175	LG電子(天津)電器有限公司	9,189,770	4,934,474	9,527	中外合資	家電	天津
176	江鈴自動車集団公司	9,189,560	8,669,100	17,855	株式有限	自動車	江西
177	東海糧油工業(張家港)有限公司	9,118,354	3,730,172	3,120	外資企業	食品	江蘇
178	山東時風集団有限責任公司	9,055,263	2,504,938	27,113	その他有限	一般機械	山東
179	紅河巻きタバコ工場	8,930,760	10,900,197	3,825	国有	たばこ	雲南
180	青島ビール株式有限公司	8,879,288	11,145,861	29,965	外商投資	食品	山東
181	緯創資通(Wistron)(昆山)有限公司	8,877,361	2,102,677	2,342	外資企業	電子	江蘇
182	重慶市電力公司	8,859,690	19,141,120	11,691	国有独資	電力	四川
183	新興鋳管株式有限公司	8,800,566	8,021,170	12,231	株式有限	鉄鋼	河北
184	仁宝電子科技(昆山)有限公司	8,747,551	2,591,684	4,220	外資企業	電子	江蘇
185	内モンゴルイリ実業集団株式有限公司	8,734,990	4,850,390	8,400	株式有限	食品	内蒙古
186	中国石油化工株式有限公司中原油田支社	8,712,768	13,225,693	31,674	株式有限	石油	河南
187	中国石油天然ガス株式公司西南油気田支社	8,708,610	17,237,230	21,313	株式有限	石油	四川
188	海南自動車集団有限公司	8,699,941	3,208,183	2,133	その他有限	自動車	海南
189	石家荘煉油化工株式有限公司	8,689,244	2,940,312	2,017	株式有限	石油	河北
190	銭江集団	8,685,031	6,449,778	11,027	その他有限	二輪車	浙江
191	江蘇三房巷集団総公司	8,639,521	6,456,237	5,800	私営有限	化学	江蘇
192	山東晨鳴集団株式有限公司	8,574,822	14,996,264	15,365	外商投資	製紙	山東
193	東北特殊鋼集団有限責任公司	8,563,510	16,219,750	19,980	株式有限	鉄鋼	遼寧
194	開滦(集団)有限責任公司	8,513,740	14,807,138	90,123	国有独資	石炭	河北
195	淮南鉱業(集団)有限責任公司	8,488,360	18,316,390	79,774	国有独資	石炭	安徽
196	雲南銅業(集団)有限公司	8,482,480	11,535,620	13,324	株式有限	非鉄金属	雲南
197	大連氷山集団有限公司	8,373,683	9,996,464	12,830	その他有限	一般機械	遼寧
198	棗荘鉱業集団有限責任公司	8,362,916	11,824,171	56,563	国有独資	石炭	山東
199	天津通信放送集団有限公司	8,337,830	3,733,910	4,510	国有独資	通信設備	天津
200	安徽江淮自動車株式有限公司	8,171,611	4,301,601	5,587	外商投資	自動車	安徽

(出所)中国誌「英才」2005年第9期に掲載された1000社リストより作成。(翻訳／李弘慧、整理／山本祐子)

2005年11月

情報クリップ

11/15

■石油専門委員会解散などを決議―第66回常任理事会開催

日中長期貿易協議委員会は去る9月15日に北京で行われた定期協議の結果を受け、11月15日に第66回常任理事会を開催した。席上、来年から始まる第6次日中長期貿易取決めを延長・継続するにあたり、石油専門委員会を解散すること、ならびに技術設備部会を環境・省エネ等技術交流促進部会へ発展改組することが決議された。

11/20～26

■家電リサイクルをめぐる交流を支援―広東省循環経済考察訪日団

日中経協は、11月20～26日、広東省循環経済考察訪日団(団長:謝時超・広東省経済貿易委員会電力資源処副処長)を受け入れた。広東省における電子家電製品の生産・販売量は中国全体の3分の1を占めており、将来的には廃棄家電リサイクル管理制度を実施する計画である。そのために、わが国の家電を中心とするリサイクル制度について、(財)家電製品協会、(財)クリーン・ジャパン・センター、㈱東芝、㈱テルム等との交流を行った。

11/24

■中国共産党中央党校、日本の行政、経済、環境を視察

わが国外務省と中国共産党中央党校との合意に基づく、日中双方の官民人材の相互交流を図ることを目的とする中央党校訪日団一行が11月21日に来日した。一行は、中央党校の石泰峰副校長を団長とし、中央関係組織の局長級以上の幹部76名で構成。国際協力機構が研修事業の一環として受け入れ、日中経協が同機構からの要請に基づき、経済・産業・環境等の講演や視察について昨年に引き続き全面的に協力した。11月24日、当協会の今井敬名誉顧問(新日鐵名誉会長)、藤村宏幸副会長(荏原製作所名誉会長)による講義を受け、「行政」「経済」「環境」の3グループに分かれて関係先を視察した。東京のほか地方自治体・市民との幅広い交流プログラムをこなし、相互理解を深めて11月30日に帰国した。

11/25

■日系企業進出依然旺盛―四川省商務庁

王蔚蘆・四川省商務庁外資促進処副処長、龐文中・外貿合作局外資管理処副処長ほかが11月25日、日中経協を来訪した。同日開催の商務部による投資説明会に参画するため来日したもの。成都市は、日中経協が事務所を設置し、西部地区との交流を促進していることから関係が深い。同商務庁によれば、日系企業の進出は05年1～8月で前年比200%増と極めて好調であり、資源・ハイテク電子・機械・ファインケミカルを重点として今後も積極的に誘致活動を展開するとの紹介があった。

11/29～30

■中国東北地方の開発など議論―日中経済連携サミット

日中間の政財官学各方面の人々に両国間の懸案事項を議論する場を提供し、互いの経済連携を深め、両国関係の発展に資することを目的にした「日中経済連携サミット2005」が、11月29日、30日の両日、東京で開催された。主催は日本側は日本MBA華人協会、中国側は中国市場協会、中国人民大学、中国総会計師協会で、日中経協ほかが共催。今回の基本議題は、中国東北地方の開発、中国企業の海外上場、日本中小企業の中国進出で、川口順子元外務大臣、王毅中国駐日大使、渡里杉一郎日中経協前会長はじめ多彩な有識者が講演・討議を行った。

11/29～30

■香港のサービス機能活用を紹介―江門セミナー

香港貿易発展局、広東省江門市人民政府は11月29日東京、11月30日大阪において、香港のサービス機能を活用した中国進出方法を紹介するセミナー「香港・江門:中国ビジネス成功の方程式」を日中経協の共催で開催した。珠江デルタの一角を構成する江門市政府からの投資環境紹介、既進出日系企業の体験談、中国進出実務専門家の講演のほか、法務・労務・会計・税務における個別コンサルティングも行われた。東京のセミナーには370名が参加した。

日中東北開発協会

図們江プロジェクトの過去と将来

―05年11月24日、日中東北開発協会理事会における講演から

北東アジアは、アジアの面積の約20%を占め、人口は3億3,800万人に達する。従来から日本、韓国の資本・技術、中国・北朝鮮の労働力と市場、ロシアの資源がうまく補完的に結び付けばこの地域の発展に貢献することが理論として体系化されている。しかし、現実にはなかなか進まないのが実態だ。北東アジア経済圏構築に向けたこれまでの取り組みを振り返り、直面する障碍と課題を明らかにする。

財団法人環日本海経済研究所理事長・所長
吉田 進

第1表　北東アジアの人口と面積（2003年）

国・地域	人口（万人）	人口密度（人/km²）	面積（km²）
ロシア極東	663	1.1	6,215,900
中国東北部	13,109	66.5	1,971,900
モンゴル	250	1.6	1,564,100
北朝鮮	2,252	183.4	122,762
韓　国	4,793	482.8	99,274
日　本	12,774	338.0	377,899

（出所）（財）世界経済情報サービス（ワイス）「THE WORLD 2005」、ロシア連邦国家統計委員会『ロシアの社会経済情勢』2004年1月号、中国国家統計局『中国統計年鑑2004』より作成

昔、渤海王国があった

―1千年前の図們江地域と日本の交流―

牡丹江市政府には、滋賀県大津市の旗が飾ってある。その昔、渤海王国の人々が能登半島に上陸し、琵琶湖を渡って京に行った。その際、大津を通過したことから、それを記念して姉妹都市になったのだそうだ。渤海王国は、今から一千年前、朝鮮半島の北部から吉林省、黒龍江省、ウラジオストクに至る地域に存在した。その版図はちょうど図們江開発の関係地域にあたる。698年に誕生し、926年に契丹に滅ぼされるまで228年間の歴史を持つ。その後忘れられ、謎の国となった理由は、一つには平和だったため歴史に残りにくかったこと、200年の短い歴史しかなかったことが考えられる。渤海使は727～919年まで34回にわたって日本に派遣された。都は敦化で、日本との交流の基地となったのが東京龍原府―琿春だ（ポシェット説もある）。日本人とは漢詩による意思疎通を行い、日本の絹と渤海王国の黒貂等防寒着を交易していたらしい。

第1図

（出所）上田雄「渤海国の謎」（講談社新書）を参考にERINAにて作成

一 北東アジア経済圏構想の形成

1980年代に新潟、富山などで日本海沿岸と対岸諸国との交流を進めようと言う機運が強まった。86年には当時のゴルバチョフソ連書記長がウラジオストクを訪問、「北東アジア経済との協力なくしてロシアの極東は存続し得ない」と宣言した。国際的に北東アジア経済圏が論議され始めたのは90年代。アジアが世界経済の中で大きな役割を果たし始めた時期だ。90年には韓国とロシアの国交が回復、92年には中国と韓国の国交が樹立した。こうしたことを背景に図們江地域の問題が国際的に浮上した。90年7月、日本の民間団体、日中東北開発協会は総勢135名の代表団を組織して大連、哈爾濱、ハバロフスク、新潟を訪問(団長:田淵節也副会長)。この訪問は、この地域でどのように経済を発展させるかという課題を多くの日本人に知らしめた。

この時期から、北東アジアの交流は二つに分かれる。一つは地続きである図們江地域の開発、もう一つは海を隔てた日本を中心とした動きだ。前者は図們江開発の委員会、後者は北東アジア経済会議を中心に活動が行われた。北東アジア経済会議・北東アジア経済フォーラムは、図們江プロジェクトに日本政府がオブザーバー参加している関係で地方自治体と民間組織が運営してきたもので、北東アジア諸国の経済構造と多国間協力の可能性を明らかにする上で大きな役割を果たした。

今、日本では東アジア経済圏の構築が注目され、FTAやEPAの締結が目標になっている。しかし、一つの経済圏を為すにはエネルギー問題が中心であるべきだ。EUの歴史も石炭共同体から始まっており、エネルギー抜きの経済圏はない。やはり天然ガス、石油、石炭を持つロシアは不可欠であり、そこに北東アジア経済圏の意義がある。東アジア共同体と並行して、局地経済圏として北東アジア経済圏が今後大いに伸びて行くであろう。

二 図們江開発プロジェクトの経緯

前述の日中東北開発協会代表団訪問直後の90年7月、長春に各国代表が集まり、北東アジア経済発展について意見を交換した。席上、吉林省代表が図們江地域の三角地帯の発展を提唱した。それは羅津・琿春・ポシェットを結ぶ黄金の小三角地帯と、清津・延吉・ウラジオを結ぶ黄金の大三角地帯という総面積1万5000平方メートルの地域に工業団地や港湾を作り、同時に図們江航路を開設して日本海への通路を確保するというもので、必要な基金は300億ドルとされた。この時、中国科学技術委員会宋健主任、日本経済センター金森久雄会長、米国東西センター副総裁チョウ・リジェイ(趙利済)氏(役職はいずれも当時)の3名がこの構想を進めて行こうと堅い握手を交わし、図們江開発構想がまとまってきた。95年、国連UNDPの指導下にニューヨークで中国、ロシア、北朝鮮による図們江プロジェクト調整委員会が、さらに韓国とモンゴルが入り諮問委員会が組織された。

02年の第6回調整委員会・諮問委員会(ウラジオストク)では、図們江プロジェクトが第3段階に入ったと宣言されたが、その後も具体的進展はあまり見られない。04年の第7回会議(長春)では、図們江にこだわりなく北東アジア全般へ面を拡げる必要性が提起され、各国への資金分担が要請された。05年には9月の長春での北東アジア博覧会の際にUNDPが吉林省と共にシンポジウムを開催、新しい体制で活動が再開している。

三 図們江開発プロジェクトの成果

このように関係各国は95年以来、図們江プロジェクトに取り組んできたが、残念ながら開発が遅れているというのが現実だ。それでも輸送回廊の樹立、都市建設、観光の発展の3つは成果ということができよう。

〈輸送回廊〉(第2図)

琿春に関係が深い③と④のルートのうち、③の綏芬河を渡るクスリスクの鉄道輸送は昔からあるルートで成功している。今もこのルートでウラジオストクまで国際列車が走っている。綏芬河は昨年の実績で600万トンまで貨物の通過ができるようになった。④はザルビノからクラスキノを経て琿春に行くルートで、鉄道と道路が開通しており、特に道路の整備が進んでいる。04年12月に日中東北開発協会、日中経済協会、日本国際貿易促進協会、日ロ経済委員会、日本港湾協会、ERINA、東京、新潟、鳥取などの各地の有志が設立したNPO、北東アジア輸送回廊ネットワーク(会長:花田麿公・前モンゴル大使)はこのルートの活用促進を目指している。なお、韓国の束草からザルビノまでフェリーが運航され始めた。琿春~羅津~釜山のルートは今も運行している。ポシェット~秋田間のコンテナ輸送はポシェット港が石炭専用港に変わりコンテナ輸送ができなくなる現在停止している。

〈都市建設〉

琿春は当初3万人の村だったが、近年21万人の小都市にまで発展。延吉~琿春間は一部高速道路を含む立派な道路が開通し、延吉~吉林高速道路もまもなく完成する。最近、吉林市でダイハツが新しい組立工場を作ることを決定し、貨物の増加が見込める。また先鋒経済開発区についてロシアと中国の双方が協力を申し出ている。羅津の港湾の一部を中国が利用するという条件で、山越えの新道路建設について中国企業が契約した。ロシアは羅津で工業団地建設の計画を進めている。

〈観光の拡大〉

流れが一番大きいのは琿春経由ウラジオ行きの旅客で年間30万人に達する。束草~ザルビノ~琿春~延吉から長白山に行く韓国人が年間4万人。琿春、羅津、ロシア・ハサン地区の首長が定期的に会合し、相互ビザ無し旅行の実現について02年9月から協議している。既に北朝鮮も中国も了承したが、モスクワの指示が下りないということでまだ決まっていない。

四 図們江開発はなぜ進まないのか

以上を成果として肯定するとしても、当初の計画から見れば非常に遅れている。その理由を考えてみたい。一つにはこの地域には冷戦時代の残滓が多い。最大の問題は日米韓と北朝鮮の間に国交がないことだ。2つ目は、成熟した市場経済圏の日本と韓国、市場経済移行国のロシアとモンゴル、社会主義市場経済の中国、自称社会主義経済の北朝鮮といった異なる社会体系、経済体系が共存していること。経済水準の相違も大きい。さらに歴史問題が色濃く存在し、より複雑だ。3つ目に各国共通だが、地方と中央の関係。中央は特定地域に特権を与えることが不平等だとして承認しない。地域が大きな声を一緒にあげないとそのバリアーを崩しにくい。4つ目に日本が諮問委員会への参加を拒否していること。理由は北朝鮮

問題だ。5つ目に開発資金調達のための金融機関の不在。東北開発銀行、東北開発基金を作ろうと努力したが実現していない。6つ目にUNDPの各国との意思疎通の不足。各国は参加はするが資金は出さないという態度であり、UNDPもこれまでこの地域のことを全く知らない人材が国連の任命で着任し、2~3年経ち専門家になった時には交替、の繰り返しだった。

五 当面解決すべき課題

まず鉄道の複雑な権利関係だ。図們~琿春間の鉄道は省クラスだが、吉林省はこれを国レベルにするか民営化するかで苦労している。ロシアは、ザルビノ港構内鉄道及びシベリア鉄道支線で朝鮮に入る鉄道は国営だが、その間に短区間だけ私営鉄道が入っているためうまくいかない。また、中国はロシアの金環鉄道に400万ドルの資金を貸したが、それが行方不明になっている。なお、浙江省の会社がザルビノ港の建設に参加を目指して現地調査を行ったが、結局、鉄道の問題であきらめたという。

二つ目はザルビノ港に関する問題。同港の最大株主がモスクワの石油会社からトランスグループに変わったが、最近またそれを売りに出すという話があり、株主が安定しない。また、同港はもともと漁業省の管轄の漁港だったが漁業省が廃止され所管官庁がなくなった。運輸省が引き受けることで大臣は了承したが、ロシア政府の手続きが進まない。

3つ目に国境問題。ビザの厳しい管理で取得に時間がかかり、また通関に時間がかかる。中国からロシア行きには国境まで3カ所でチェックすることにクレームが出ている。

第2図 9つの輸送回廊

この図は北東アジア経済会議組織委員会の中に常設委員会を作り、北朝鮮を除く各国代表が参加して3年をかけて作成したもの。①と②はロシア、③~⑦は中国経由で最終的にロシアのシベリア幹線に繋がる。⑧と⑨は朝鮮半島を通る

第3図 パイプライン

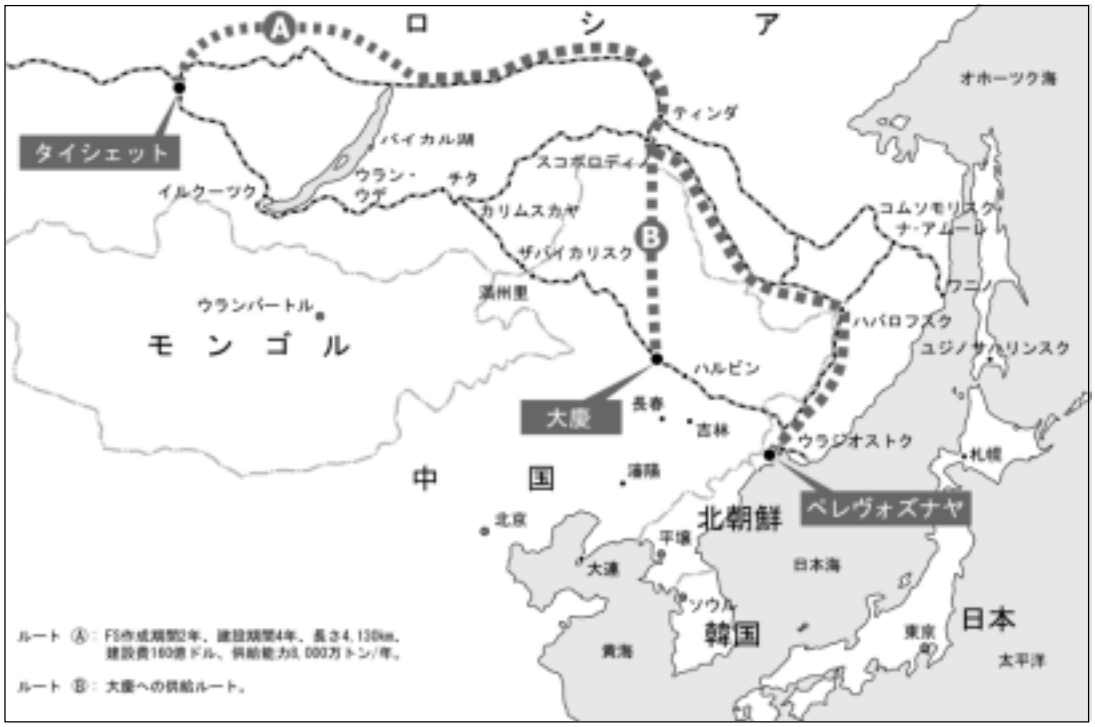

第2図・第3図出所：財団法人環日本海経済研究所 2004年

六 各国の政策

(1)中国

東北振興政策は国有企業の改革がメインテーマで、同時に各地方が特徴を活かし、経済構造をいかに変えるかということが中心だ。産業ごとに、例えば特殊鋼は吉林、黒龍江横断で一つの会社にまとめるとか、鉄道管理局の縦割り体制を無くすとか、様々な動きがある。こうしてでてくる新しい商品の相互交流が、東北振興政策が周辺の国に与える影響ではないか。ロシアが経済特区を作ることになり、中国の特区と一緒になる展望が開けてくるかと期待される。

(2)ロシア

極東ザバイカル長期発展計画は国の資金がつかず大きな動きはない。04年から石油とガスの収入が大きく伸び、これを蓄積した安定基金が現在約1200億ドル。06年から安定基金に一定額を残し、それ以外は投資基金に回すことになった。06年は対極東投資が6億ドルになる。これは前年の6倍にあたる。

(3)北朝鮮

六カ国協議の延長線に経済協力がある。日本と北朝鮮の国交が回復すると賠償基金、これは経済協力基金ということで両政府が合意している。大宇経済研究所は、日本の韓国への経済協力基金を現在に換算することを根拠に、少なく見積もって60億ドル、大体100億ドルくらいになると試算している。

(4)人的要素

こうした仕事を行う上で重要なのが人的要素だ。現在、北東アジア経済発展のために動いている組織は主にUNDP、北東アジア経済フォーラム、中国国務院や吉林省の図們江指導小組、北東アジア経済会議。これらの組織が集まって協議するようになってきた。このうち中国側キーパーソンの吉林省図們江指導小組の祝業輝氏(元吉林省糧食局副局長)と、ロシア側キーパーソンのテキーエフ氏(ザルビノ港の実質的オーナー。ザルビノ・韓国フェリーの運営者・沿海州地方議会副議長)の二人を北東アジア経済会議で最近会わせることができた。当方からは、日本も大いに支援するので仲良くし、鉄道問題も早く解決するよう要請した。

七 今後の展望

動きが見込めるものとしては、まず太平洋原油パイプライン(**第3図**)だが、胡錦涛・フラトコフ会談(05年11月4日)で、スコヴォロジノから中ロ国境までのパイプライン建設のFS実施が合意された。プーチン大統領はフラトコフ首相に建設の開始を急ぐよう指示している。日本へ出すルートを促進するために日本はロシアへの政策対応を改善する必要がある。パイプラインの終点ペレヴォズナヤはザルビノに近く、実現すれば琿春にもかなりの変化をもたらそう。

次にサハリンガス。サハリン―2は液化ガスで、東京ガス・東京電力が06年から買うということで今960万トンの設備を作っている。サハリン―1は天然ガスを液化しないで供給する。北海道から仙台や新潟にパイプラインを引く構想だったが、日本の公共投資抑制で実現しない。そこでエクソンはロシアに話を持ちかけ、ロシアが買うことになった。ウラジオストク、北朝鮮経由で韓国へ出すF/S実施が露韓トップ会談で合意された。中国も欲しいということで琿春も経由する。

最後に6カ国協議の進展である。核問題解決が最後の秒読み段階に入った。協議が進むと経済援助問題が浮上し、そうなれば琿春は相当大きな役割を果たすだろう。電力は、ブレヤ発電所(100万KW)がハバロフスク電力網に繋がっており、ウラジオストク経由で北朝鮮に持ってくることは簡単だ。先鋒のロシアが建てた大型石油精製所の改修を北朝鮮・ロシアが合意した。ロシアの石油が先鋒精油所に入ると言うことは充分考えられる。中国・東北では鉄鉱石が不足しており、北朝鮮から中国に輸送される鉄鉱石は04年は60万トン、05年は100万トン。茂山鉄鉱山の第二期開発を北朝鮮と中国が行う方向で話が進んでいる。開城の工業団地も動いているし、南北鉄道の開通も六カ国協議の進展待ち。金剛山プロジェクトも工業団地を含めて進む方向にある。

このように、各国は六カ国協議が成功した後の手を打ってきている。日本もこの動きに乗り遅れないことが大切である。JC

(監修 岩崎篤意 まとめ 山本祐子)

JCNDA NEWS

―2005年11月の日中東北開発協会の活動から―

■ 第35回理事会開催 *(11/24)*

日中東北開発協会第35回理事会が11月24日都内で開催され、千速晃会長はじめ各役員44名出席のもとに、「2005年度下半期活動報告および今後の計画」を議題として審議し、原案が承認された。席上、中国の東北振興新政策への対応(具体的な日中経済協力プロジェクトの企画実行等)、北東アジア経済交流(中国延辺・北朝鮮羅先地域視察団報告等)、「2006年日中経済協力会議―於吉林」(06年5月中旬開催予定)の準備などについて各出席役員による意見交換が行われた。

※議事終了後に行われた「図們江プロジェクトの過去と将来」と題する当協会副会長・(財)環日本海経済研究所理事長・吉田進氏の特別講演は○頁参照。

■ 延辺東北亜客運集団有限公司・許録春董事長来訪 *(11/2)*

上記許録春董事長一行2名が当協会に来会、ホテル業等観光業分野において日本の業務提携パートナーを求めたい旨希望した。また、同董事長は延辺東北亜経済文化交流協会副会長を兼務しており、広く中国企業(特に朝鮮族関係企業)と日本企業の業務ニーズのマッチングをはかりたいので協力してほしい旨要望した。

■ 中国国際貿易促進委員会延辺支会・李明淑副会長来訪 *(11/14)*

李明淑副会長は延辺大洋総公司(貿易、観光、労務輸出)の総経理を兼務している。
同副会長は、延辺地域の経済発展で生活水準が全般的に向上するにつれ、日本や韓国などから衣食住用品、文化娯楽用品等の輸入ニーズが高まってきており、日本との貿易を盛んにしたいと述べた。延辺成宝国際商務大厦有限公司・金成順総経理などとともに来会した。

■ 大連駐日事務所于涛所長(兼大連市対外貿易経済合作局副局長)来会 *(11/25)*

このほど于涛所長が兼務を解かれて、対外貿易経済合作局副局長業務に専念することとなり、帰国挨拶のため来会した。後任所長(専任)として陳玉石氏(同合作局)が赴任の予定。

DATA ROOM

中国、日中の主要経済指標

項　　目	単　位	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年 1～6月	2005年 1～9月
GDP名目額	億元	89,468	97,315	105,172	117,390	136,876	67,422	106,275
〃　実質成長率	前年比%	8.0	7.5	8.0	9.3	9.5	9.5	9.4
一人当たりGDP	元	7,086	7,651	8,214	9,111	10,561		
〃　実質成長率	前年比%	7.1	6.7	7.6	8.8	8.8		
食糧生産量	億トン	4.622	4.526	4.571	4.307	4.695		
工業生産（付加価値ベース）	億元	39,047	42,375	45,975	53,093	62,815		
〃　伸び率	前年比%	9.8	8.7	10.0	12.8	11.5		
うち一定規模以上の企業（注1）	億元	23,685	26,950	32,995	41,990	54,805	32,274	50,450
〃　伸び率	前年比%	11.4	9.9	12.6	17.0	16.7	16.4	16.3
固定資産投資額	億元	32,918	37,214	43,500	55,567	70,073	32,895	57,061
〃	前年比%	10.3	13.0	16.9	26.7	25.8	25.4	26.1
（都市農村の集団・個人を除く）	億元	23,407	26,505	30,993	39,837	50,251		
〃	前年比%	11.7	12.8	17.0				
全国小売総額（注2）	億元	34,153	37,595	40,911	45,842	53,950	29,610	45,081
〃	前年比%	9.7	10.1	8.8	9.1	13.3	12.0	13.0
消費者物価上昇率	前年比%	0.4	0.7	-0.8	1.2	3.9	2.3	2.0
マネーサプライ（M2）	億元	134,600	158,302	185,007	221,000	253,000	275,786	287,438
〃	前年比%	12.3	14.4	16.8	19.6	14.6	15.7	17.9
財政収支（国家財政）	億元	-2,491	-2,473	-3,098	-3,198	-3,193		
都市部一人当たり可処分所得	実質伸び率	6.4	8.5	13.4	9.0	7.7	9.5	9.8
農民一人当たり純収入	〃	2.1	4.2	4.8	4.3	6.8	12.5	11.5
貿易総額	億ドル	4742.9	5097.7	6207.9	8512.1	11548.0	6450.0	10245.0
	前年比%	31.5	7.5	21.8	37.1	35.7	23.2	23.7
輸出額	億ドル	2,492	2,662	3,256	4,384	5,934	3,423	5,464
	前年比%	27.8	6.8	22.3	34.6	35.4	32.7	31.3
輸入額	億ドル	2,251	2,436	2,952	4,128	5,614	3,027	4,781
	前年比%	35.8	8.2	21.2	39.9	36.0	14.0	16.0
輸出入収支	億ドル	241.0	225.5	303.5	255.3	319.8	396.0	683.0
対中直接投資契約件数	件	22,347	26,139	34,171	41,081	43,664	21,212	32,223
	前年比%	32.1	17.0	30.7	20.2	6.3	-1.8	0.03
〃　契約額	億ドル	623.8	691.9	827.7	1,150.7	1,534.8	861.9	1,303.3
	前年比%	51.3	10.9	19.6	39.0	33.4	18.9	21.8
〃　実行額	億ドル	407.1	468.5	527.4	535.1	606.3	285.6	432.5
	前年比%	1.0	15.1	12.5	1.4	13.3	-3.2	-2.1
外貨準備	億ドル	1,655.7	2,122.7	2,864.1	4,033.0	6,099.0	7,110.0	7,690.0
対外債務残高	億ドル	1,457.3	1,701.1	1,685.4	1,936.3	2,286.0		
対ドルレート	元／US$	8.2784	8.2770	8.2770	8.2770	8.2768		
日本の対中輸出額（注3）	億ドル	304.4	311.0	398.7	572.4	738.3	372.1	582.1
	前年比%	30.4	2.2	28.2	43.6	29.0	6.3	8.1
日本の対中輸入額	億ドル	553.4	581.0	616.7	751.9	942.1	530.7	805.9
	前年比%	29.1	5.1	6.1	21.9	25.3	21.4	18.9
日中貿易輸出入収支	億ドル	-249.0	-270.0	-218.0	-179.5	-203.8	-158.6	-223.8
日本の対中直接投資契約件数	件	1,614	2,019	2,745	3,254	3,454	1,620	2,466
	前年比%	38.3	25.1	37.0	18.5	6.1	-8.2	-6.0
〃　契約額	億ドル	36.8	54.2	53.0	79.6	91.6	51.9	85.45
	前年比%	42.1	47.3	-1.9	50.2	15.2	-0.4	26.8
〃　実行額	億ドル	29.2	43.5	41.9	50.5	54.5	32.7	46.4
	前年比%	-1.7	49.0	-8.9	20.6	7.9	20.4	10.2

（注1）国有工業企業及び年間製品売上500万元以上の非国有工業企業を指す。
（注2）全国小売総額は「社会消費品小売総額」。
（注3）日本の対中貿易額はJETROが財務省通関統計を基にドル換算したもの。
（出所）『中国統計年鑑』『中国統計摘要』『中国海関統計』『中国投資白書』国家統計局新聞発表等から日中経済協会が作成。
日本の対中投資は中国商務部の資料による。
マネーサプライ、貯蓄預金残高、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間は平均、月次は当月末。

DATA ROOM

日中貿易統計[2005年10月 輸出確報;輸入速報]

*財務省通関統計より作成

(100万円、%)

項　目	輸　出	伸　率	輸　入	伸　率	輸出入合計	伸　率	バランス
2001年	3,763,723	14.9	7,026,677	18.3	10,790,128	17.0	-3,262,954
2002年	4,979,796	32.3	7,727,793	10.0	12,705,178	17.7	-2,747,997
2003年	6,635,482	33.2	8,731,139	13.0	15,368,443	21.0	-2,095,657
2004年	7,995,868	20.5	10,196,464	16.8	18,192,332	18.4	-2,200,596
2005年 1月	562,739	13.4	938,417	18.2	1,501,156	16.3	-375,678
2月	576,415	2.3	760,301	31.9	1,336,716	14.6	-183,886
3月	735,604	5.8	1,017,620	11.3	1,753,224	8.9	-282,016
4月	681,092	4.0	1,011,128	17.8	1,692,220	11.8	-330,036
5月	642,918	0.0	907,729	19.0	1,550,647	10.3	-264,811
6月	732,858	2.2	968,779	16.6	1,701,637	9.9	-235,921
上半期 合計	3,931,626	3.6	5,603,974	18.3	9,535,600	11.7	-1,672,348
7月	764,533	22.0	947,888	12.5	1,712,421	9.8	-183,355
8月	757,415	17.7	1,045,374	23.0	1,802,789	20.7	-287,959
9月	804,771	14.3	1,055,945	11.9	1,860,716	12.9	-251,174
10月	830,799	12.6	1,050,499	15.8	1,881,298	14.4	-219,700
11月	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0
05年 合計	7,089,144	7.4	9,703,680	17.2	16,792,824	12.9	-2,614,536

2005年日本の対中貿易(財務省通関統計)

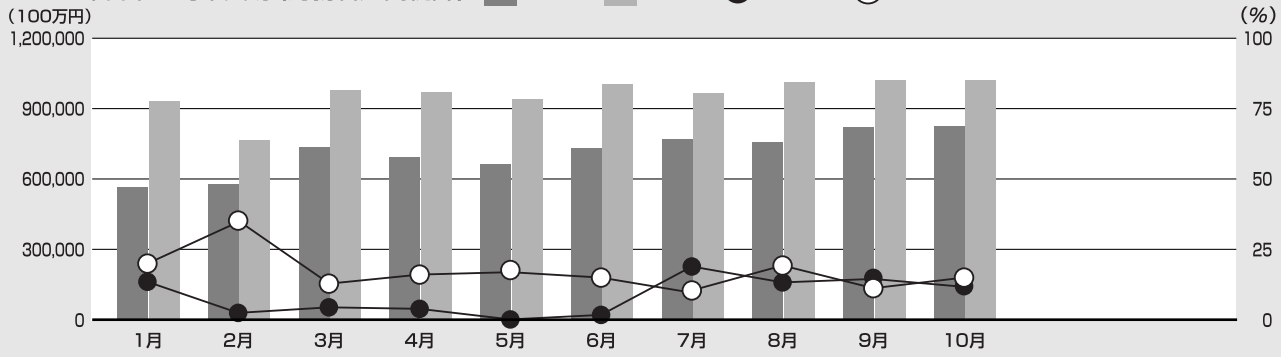

2005年中国の貿易総額月別推移(中国海関統計)

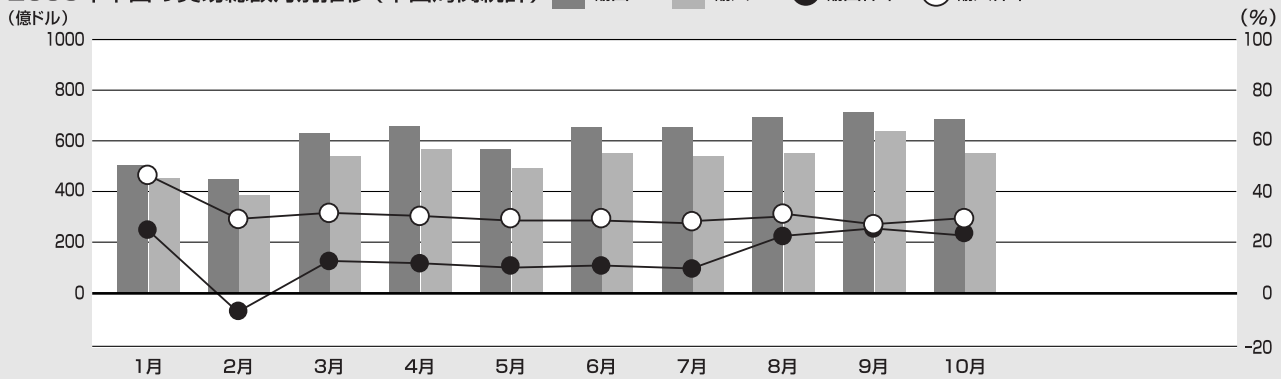

2005年中国の対日貿易月別推移(中国海関統計)

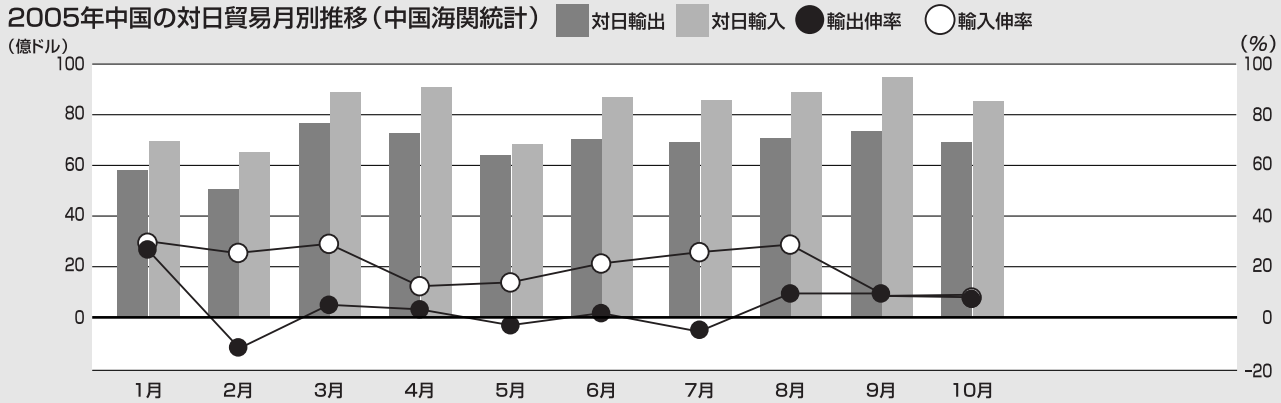

DATA ROOM

2005年 日本の対中商品別輸出額

（100万円、%）

品目	9月 価額	9月 伸率	10月 価額	10月 伸率	1～10月合計 価額	1～10月合計 伸率
総額	804,771	14.3	830,799	12.6	7,089,144	7.4
食料品	2,162	2.5	7,689	45.9	28,532	22.6
原料品	23,021	30.9	26,723	30.8	244,658	38.9
鉱物性燃料	13,564	133.0	18,711	136.4	100,592	84.6
化学製品	100,004	20.0	106,459	17.6	932,021	16.0
有機化合物	42,694	11.0	45,589	16.9	419,367	16.1
医薬品	1,885	26.0	781	-46.1	13,773	8.3
プラスチック	32,653	19.4	37,879	24.9	310,381	18.5
原料別製品	116,457	10.4	124,458	12.6	1,184,808	11.6
鉄鋼	47,146	2.4	49,677	20.0	516,336	19.5
非鉄金属	15,097	51.0	16,813	31.3	135,362	30.2
金属製品	13,069	31.6	14,613	22.0	114,408	21.7
織物用糸・繊維製品	24,313	-1.4	25,645	-4.9	265,334	-2.8
非金属鉱物製品	8,699	20.6	8,056	-6.9	73,383	-8.8
ゴム製品	3,409	26.6	3,664	15.9	30,090	6.2
紙類・紙製品	4,040	-4.5	5,189	9.6	42,828	0.7
一般機械	166,533	6.5	176,473	2.7	1,491,331	-3.9
原動機	16,519	9.0	21,771	5.8	166,017	20.7
電算機類（含周辺機器）	2,945	-45.3	7,451	133.4	41,943	-26.9
電算機類の部分品	24,045	22.4	23,635	11.5	201,768	9.1
金属加工機械	24,088	44.5	22,463	25.5	188,925	26.0
ポンプ遠心分離機	9,678	30.4	11,045	35.6	93,182	-3.6
建設、鉱山用機械	3,710	59.3	3,559	17.2	34,297	-38.8
荷役機械	8,122	29.5	9,523	28.4	62,463	-17.5
加熱、冷却用機器	7,959	-1.5	6,174	-19.8	70,443	-17.0
繊維機械	7,454	1.0	10,830	5.3	68,165	-37.1
ベアリング	3,141	37.0	3,460	16.5	28,190	8.5
電気機器	218,618	8.9	213,749	4.8	1,826,294	5.5
半導体等電子部品	67,764	-14.7	62,651	-18.2	583,207	-5.4
（IC）	46,331	-19.0	40,105	-26.0	378,588	-8.0
映像機器	7,623	185.2	5,194	131.9	41,455	159.1
（影像記録・再生機器）	6,838	261.1	4,567	182.1	34,899	293.4
（テレビ受像機）	326	-29.8	141	-57.9	2,740	-39.2
音響機器	731	-9.6	730	-8.5	5,742	-23.5
音響・映像機器の部分品	31,940	31.4	30,780	30.4	249,913	8.5
重電機器	8,960	7.4	11,021	8.0	89,563	-3.2
通信機	4,274	-8.9	3,342	-37.5	34,103	-27.3
電気計測機器	13,444	0.2	13,296	8.7	108,785	-0.2
電気回路等の機器	33,949	26.8	34,320	19.6	286,349	12.9
電池	12,220	34.3	11,146	10.8	95,628	27.4
輸送用機器	43,612	27.6	44,423	46.7	351,176	-9.1
自動車	16,096	29.9	13,658	78.4	114,919	-23.9
（乗用車）	14,653	36.0	12,724	109.6	104,443	-10.9
（バス、トラック）	1,374	-3.5	837	-38.5	9,542	-70.4
自動車の部分品	26,755	29.1	29,536	39.6	223,664	1.6
二輪自動車	1	-97.4	5	-67.8	59	-49.6
船舶	4	-73.3	511	497.0	703	25.5
その他	120,800	22.3	112,115	15.7	929,731	14.7
科学光学機器	46,250	12.2	43,365	4.7	370,593	5.4
写真用・映画用材料	3,369	20.6	3,428	17.6	33,732	19.9
記録媒体（含記録済み）	4,184	42.4	5,744	90.3	29,164	56.1

＊10月までの数値は確報値。
＊伸率は対前年比伸率を示す。
＊価額の「―」は実績数値無しを表し、「0」は単位未満を表す。
（出所）財務省通関統計

DATA ROOM

2005年　日本の対中商品別輸入額

（100万円、%）

品　目	9月		10月		1～10月合計	
	価　額	伸　率	価　額	伸　率	価　額	伸　率
総額	1,056,210	11.9	1,050,499	15.8	9,704,513	17.2
食料品	66,873	12.3	72,136	6.1	699,294	9.9
魚類	22,626	12.9	25,218	3.8	275,993	9.2
（えび）	2,268	1.3	2,735	35.0	13,243	5.8
肉類	9,101	26.7	9,410	27.2	80,555	39.1
穀物類	3,676	16.6	4,361	33.2	42,249	1.2
野菜	18,086	12.9	18,517	6.1	166,497	8.7
果実	5,039	10.3	6,835	6.2	49,731	13.8
原料品	13,376	6.3	14,857	7.8	149,754	9.7
木材	2,580	2.0	2,493	14.2	25,951	2.7
非鉄金属鉱	963	149.2	934	70.7	10,858	200.2
鉄鉱石	-		-	ENGEN	-	-
大豆	469	-7.6	478	-28.3	11,512	11.2
鉱物性燃料	24,417	-16.7	32,022	-0.6	301,507	7.1
原油及び粗油	1,621	38.3	4,854	ZENZO	24,479	116.7
石油製品	3,162	-12.6	5,188	-35.0	55,017	44.6
（揮発油）	2,718	-12.7	4,751	-35.1	46,829	47.1
液化天然ガス	-		-		-	-
液化石油ガス	52	-55.6	75	-8.7	440	0.9
石炭	16,445	0.2	17,817	31.3	162,283	4.5
化学製品	38,442	32.0	38,211	35.4	375,290	42.2
有機化合物	8,779	43.2	8,839	31.7	89,046	47.3
医薬品	2,223	-3.4	2,465	31.1	24,026	19.7
原料別製品	119,282	8.2	124,103	15.6	1,178,330	21.4
鉄鋼	9,840	-22.9	10,293	-24.1	160,963	47.0
非鉄金属	13,239	-8.1	16,648	20.4	151,420	17.7
金属製品	27,172	19.6	28,377	33.9	251,469	32.0
織物用糸・繊維製品	32,267	11.3	31,492	15.3	269,269	10.0
非金属鉱物製品	17,954	23.8	17,785	16.8	163,921	16.0
木製品等（除家具）	9,684	1.5	10,060	16.6	97,126	6.2
一般機械	168,170	22.7	163,020	17.9	1,673,972	25.7
原動機	2,911	87.3	2,947	84.2	22,777	58.2
電算機類（含周辺機器）	95,945	28.8	91,204	14.6	916,706	23.3
電算機類の部分品	30,828	1.1	28,819	2.4	318,633	30.5
電気機器	195,731	18.8	204,330	28.7	1,828,593	19.0
半導体等電子部品	20,801	30.2	20,605	55.6	163,418	24.5
（IC）	15,552	40.5	14,962	70.8	110,625	34.9
音響映像機器（含部品）	69,071	32.6	70,649	28.0	641,650	28.4
（影像記録・再生機器）	13,777	27.9	13,502	6.4	130,506	3.6
重電機器	20,822	-1.6	20,500	10.8	200,031	1.0
通信機	10,218	3.0	15,137	59.1	120,972	8.8
電気計測機器	4,508	21.0	4,222	32.8	37,874	24.4
輸送機器	15,742	22.9	16,739	31.7	139,235	24.5
自動車	122	175.6	69	-11.5	841	40.6
自動車部品	7,208	28.6	8,925	55.0	56,868	48.9
航空機類	7	-45.9	20	-24.5	172	49.6
その他	414,177	6.7	385,081	10.8	3,358,675	11.5
科学光学機器	28,361	2.7	25,972	18.5	269,031	10.6
衣類・同付属品	229,418	0.7	205,813	5.1	1,650,046	4.9
家具	25,004	10.2	25,633	18.2	220,776	17.0
バック類	18,105	10.9	18,459	20.6	171,154	14.6

＊2005年9月までの数値は確報値。2005年10月は速報値。
＊伸率は対前年比伸率を示す。ただし「*」を付した数値は前年に対する倍率を表す。
＊価額の「―」は実績数値無しを表し、「0」は単位未満を表す。

（出所）財務省通関統計

DATA ROOM

05年10月の主な出来事

日	国内	海外
1	労働者派遣法改正案が衆院本会議で可決、参院へ送付	
5	中小企業庁が「中小企業憲章」を閣議決定	
6	日本銀行が金融政策決定会合で、量的緩和政策の解除を決定	
7	政府、第1回「骨太の方針」諮問会議を開催	
9	「ホームページ等の利用による商業登記の申請」の運用開始	
11	「ものづくり日本大賞」の内閣総理大臣賞受賞者が決定	
12	厚生労働省、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の改正案を国会に提出	
14	小泉首相、靖国神社を参拝	
15	中央教育審議会が義務教育制度改革案を答申	
17	日銀、2006年1月末までの時限措置として、当座預金残高目標を30兆～35兆円程度に引き上げ	
18	財務省、外国為替資金特別会計の積立金の一部を一般会計に繰り入れ	
19	政府、郵政民営化の基本方針を閣議決定	
20	厚生労働省、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の改正案を国会に提出	
25	衆院郵政民営化特別委員会、採決で可決	
27	参院郵政民営化特別委員会、採決で可決	
28	参院本会議で郵政民営化関連法案が可決、成立	
29	政府、「骨太の方針2005」を閣議決定	
30	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	

日	国内	海外
2	日銀短観、9月調査の大企業製造業業況判断指数が3期連続改善	
3	労働政策審議会、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の改正案を厚生労働大臣に答申	
4	参院郵政民営化特別委員会、審議時間が衆院を上回り、参院先議の郵政民営化関連法案が可決	
5	労働審議会、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の改正案を厚生労働大臣に答申	
6	「ものづくり日本大賞」の内閣総理大臣賞受賞者が決定	
7	財務省、日銀、「ドル買い・円売り」介入の実施を公表	
10	日銀金融政策決定会合、追加の金融緩和策を決定	
11	参院郵政民営化特別委員会、採決で可決	
12	日銀短観、9月調査の大企業製造業業況判断指数が3期連続改善	
13	政府、「骨太の方針2005」を閣議決定	
14	政府、「骨太の方針2005」を閣議決定	
15	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	
17	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	
18	参院本会議で郵政民営化関連法案が可決、成立	
20	政府、「骨太の方針2005」を閣議決定	
21	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	
23	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	
24	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	
27	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	
29	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	
30	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	
31	政府税制調査会、「抜本的な税制改革に向けた基本方針」を決定	

制作 ジェイク・コーポレーション

JC ECONOMIC JOURNAL

2006年2月号は・・・

[SPECIAL REPORT]

新五カ年計画と中国経済の課題

編集後記

中国に進出している日米欧台湾香港企業に対し06年の中国経済・中国ビジネスの見通しを聞いた。中国ビジネスでは、模造品対策として高級品化戦略の必要性を強調する企業、生産設備の対中移転によるコスト削減メリットを強調する企業、外資の対中進出活発化による中国全土をカバーする物流網構築によりメリットを強調する企業と反応は様々だが、いずれも先行きに明るい見方をしていることが判明した。内陸部投資については、イタリア企業が沿海部を好む一方、米系企業は内陸ビジネス戦略を本格化する兆しがみられるなど、日本企業とは異なる動きも明らかになった。(F)

＊購読のお申し込み先
政府刊行物東京サービスステーション
東京官書普及株式会社 通信販売課
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2
TEL. **03 - 3292 - 3701**　FAX. **03 - 3292 - 1670**
下記ホームページからもお申込みになれます。
URL: **http://www.tokyo-kansho.co.jp**
＊年間購読料 9,600円(送料共)

日中経協ジャーナル
2006年1月号(通巻第144号) 平成17年12月25日発行
発行人　藤原 弘
発行所　財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION
東京　〒100-0014 東京都千代田区永田町2 - 14 - 2 山王グランドビル
TEL. 03 - 5511 - 2511 FAX. 03 - 5511 - 2519
大阪　〒550-0003 大阪市西区京町堀1 - 8 - 5 明星ビル
TEL. 06 - 6448 - 2776 FAX. 06 - 6448 - 2778
URL: http://www.jc-web.or.jp

禁無断転載　© JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2005

デザイン・印刷　株式会社リブロ　TEL. 03 - 5570 - 9532
＊当財団会員の本誌購読料は会費に含まれております。
定価　800円(送料共)　ISBN4-88880-080-4 C2033

中国に関心のある日本企業に対する
広告を募集しております
＊広告のお申し込み先
財団法人 日中経済協会 調査部　TEL. 03 - 5511 - 2513

FAX送信用

日中経済協会調査部行(FAX : 03-5511-2519)

「日中経協ジャーナル」1月号アンケート

該当する記号または数字に○をつけてください。

1.「日中経協ジャーナル」をお読みになっていますか。

A 毎月必ず読む　B 必要に応じて読む　C ほとんど読まない　D 初めて読む

2. 今月号で良かった記事に○をつけてください。(複数回答可)

1 特集1:アジアを牽引する日中関係の行方を占う
2 特集2:健全な経済発展のために中国が切望する日本の"環境技術力"
3 現地便り:華やかさ増す北京の"広告生活"
4 中国産業ガイド:WTO加盟5年目の中国―規制緩和の現状と残された課題
5 CHINA TREND CHECK:内陸拠点都市成都の基幹産業と主力企業の動向
6 中国ビジネスQ&A:改正後会社法は外商投資企業に適用されますか?
7 制度情報:2005年10～11月の法令から
8 中国企業ランキング:中国の工業企業ランキング―200社リスト(中)
9 情報クリップ:中国共産党中央党校、日本の行政、経済、環境を視察、他
10 東北コーナー:図們江プロジェクトの過去と将来
11 DATA ROOM:中国・日中の主要経済指標、05年10月の日中貿易統計
12 05年10月の主な出来事

3. 体裁についてお聞かせ下さい。

《ページ数》	《文字》	《図表・写真》	《デザイン・レイアウト》
A 多い	A もっと大きくしてほしい	A もっと多い方がよい	A 見やすい
B ちょうどよい	B 現状でよい	B 現状でよい	B 現状でよい
C 少ない	C もっと小さくてよい	C もっと少なくてよい	C 要改善

4.「日中経協ジャーナル」をどのようにお仕事に活用していらっしゃいますか。

5. 今後取り上げてほしいテーマや情報について伺います。

1 マクロ経済の分析と展望	2 法規・制度
3 各地方の投資環境	4 産業・プロジェクト・個別商品
5 中国社会一般	6 財政・金融
7 政治・時事	8 個別企業情報
9 流通・物流	10 統計資料
11 人事・組織	12 その他(下欄に具体的にお書きください)

6. その他、「日中経協ジャーナル」、日中経済協会についてご意見、ご要望をお聞かせ下さい。

7. お忙しいところご協力いただきありがとうございました。
回答者のご連絡先をお知らせ下さい。粗品をお送りします。

ご氏名

ご勤務先

勤務先住所

電　話

メールアドレス